

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年11月30日

**【発行者名】** アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ  
(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)

**【代表者の役職氏名】** 取締役会長 アンドリュー・ペッジ  
(Andrew Pegge)

**【本店の所在の場所】** ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2535  
エマニュエル・セルベ通り20番  
(20, Boulevard Emmanuel Servais, L-2535 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 一木 剛太郎

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ  
ング  
森・濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 一木 剛太郎

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ  
ング  
森・濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03 (6212) 8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**  
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド  
(Arcus Japan Long/Short Fund)  
(「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称するこ  
とがある。)

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】**  
1,000億円を上限とする。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long/Short Fund)(以下「ファンド」という。)(「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することがある。)

### (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(追加型)(以下「ファンド証券」という。)で、すべて同一種類とする。ファンド証券の格付けは取得していない。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とする。

(注1) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円をもって行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### (4) 【発行（売出）価格】

各申込の翌評価日に計算される受益証券1口当りの純資産価格

(注) 「評価日」とは、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京における銀行営業日をいう。

発行価格は(8)記載の申込取扱場所に照会することができる。

### (5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
10口以上 3万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)
3万口以上 10万口未満	申込金額の2.625% (税抜2.5%)
10万口以上	申込金額の2.10% (税抜2.0%)

### (6) 【申込単位】

10口以上1口単位

### (7) 【申込期間】

平成21年12月1日(火曜日)から平成22年11月30日(火曜日)まで

評価日に限り、申込みの取扱いが行われる。

ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグ、ニューヨークまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。

### (8) 【申込取扱場所】

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

三菱UFJ証券株式会社

(以下「販売会社」ということがある。)

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

## (9) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下、「約定日」という。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。

## (10) 【払込取扱場所】

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

三菱UFJ証券株式会社

各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、申込日から起算して5営業日以内の日(以下「払込期日」という。)に保管受託銀行のファンド口座に円で払い込まれる。

## (11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

## (12) 【その他】

## (a) 申込証拠金

なし。

## (b) 引受等の概要

( )販売会社は、アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成11年3月31日付契約に従い、ファンド証券の募集を行う。

( )販売会社は、直接または販売会社以外の販売取扱会社(以下販売会社とともに「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

( )管理会社は、三菱UFJ証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当りの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

## (c) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は円貨で支払うものとする。

申込金には利息をつけない。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行のファンド口座に円で払い込まれる。

## (d) 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者(アメリカ合衆国証券法および投資会社法の登録要件を免除された適格アメリカ合衆国の機関で管理会社の同意ある場合を除く。)に対してのみファンド証券の販売が行われる。ただし、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われない。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

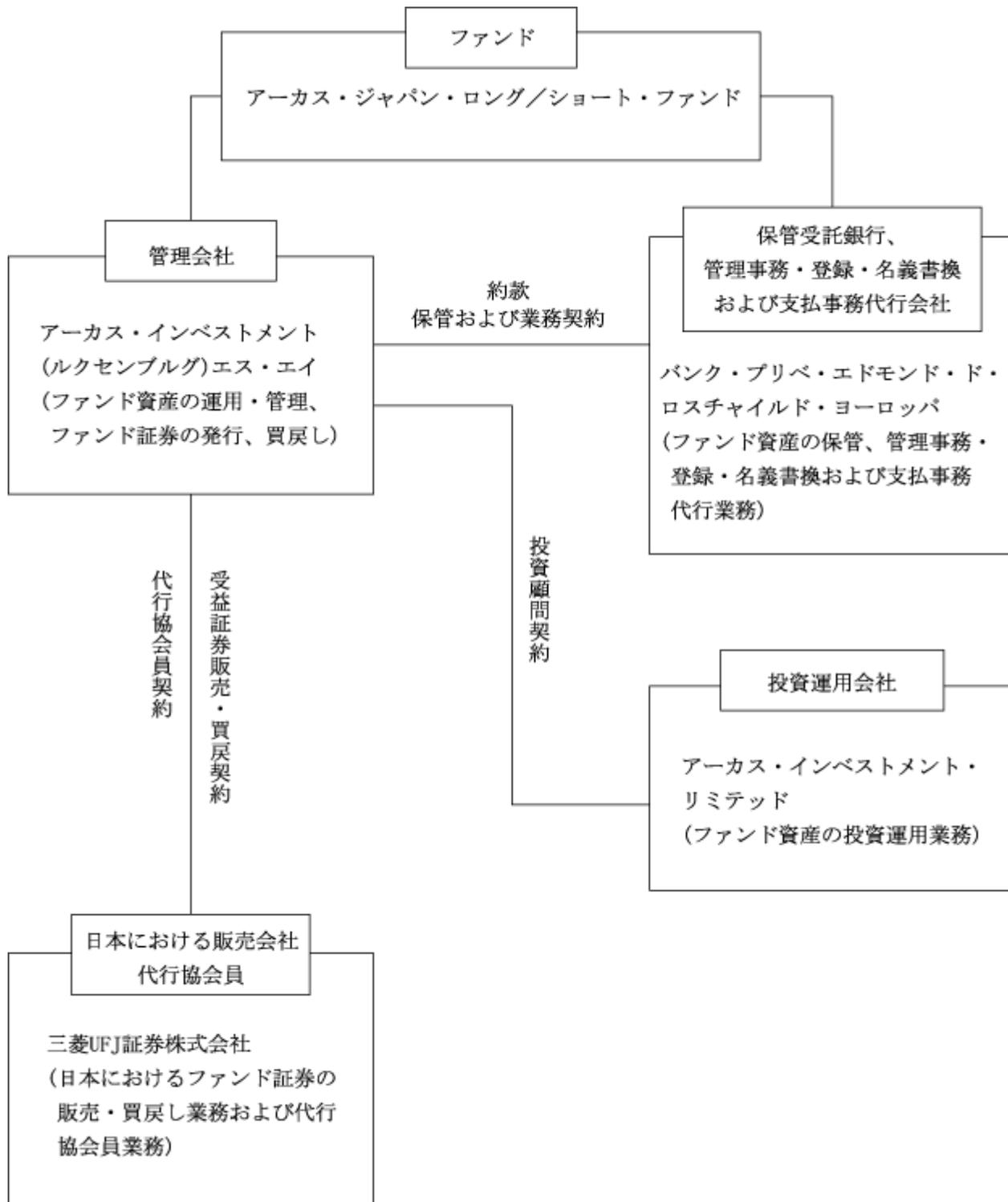
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long / Short Fund)(以下「ファンド」という。また「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することがある。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の民法および2002年12月20日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)のパート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人(以下「受益者」という。)との間で締結された契約(以下「約款」という。)によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンド証券は、いつでも管理会社により、純資産価格で販売され、受益者の要求に応じて随時、その時の純資産価格で買戻される仕組みとなっている。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

ファンドの投資目的は、日本企業のフェアバリュー(投資価値)に着目し、そのロングポジションかショートポジションまたはその両方に投資を行うことによって、日本の株式市場全般のボラティリティと比べ安定的で、かつ長期的なファンド資産の成長を目指すことにある。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ (Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成11年3月26日付で保管受託銀行との間でファンド約款(平成17年2月23日付修正約款および平成20年11月14日付修正約款により改訂済)を締結。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。
バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ (Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)	保管受託銀行ならびに管理事務・登録・名義書換および支払事務代行会社	平成17年11月23日付で管理会社との間で保管および業務契約(改定済)(注1)を締結。ファンド資産の保管業務、管理事務・登録・名義書換および支払事務代行業務などについて規定している。
アーカス・インベストメント・リミテッド (Arcus Investment Limited)	投資運用会社	平成11年4月9日付で管理会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。ファンド資産の投資運用業務等について規定している。
三菱UFJ証券株式会社 (以下「三菱UFJ証券」という。)	日本における代行協会員および販売会社	平成11年3月31日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)および受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。

(注1) 保管および業務契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務等を行うことを約し、また管理会社によって任命された管理事務・登録・名義書換および支払事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱いならびに純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいう。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約をいう。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

管理会社の概要

( ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日付商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成11年3月23日に設立された。

1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第14章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

( ) 事業の目的

目的は、投資信託のアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドを設定し、管理し、運用を行うことである。

## ( ) 資本金の額

管理会社の資本金は5,000万円で、平成21年9月末日現在全額払込済である。

なお、1株100万円の記名式株式50株を発行済である。

管理会社の設立以来、平成21年9月末日までの資本金の額の増減はない。

## ( ) 会社の沿革

平成11年3月23日設立。

## ( ) 大株主の状況(提出日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アーカス・インベストメント・リミテッド	ロンドン市EC2V 7RS, ウッド・ストリート 88	49株	98%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

ファンドの投資目的は、日本企業のフェアバリュー(投資価値)に着目し、そのロングポジションかショートポジションまたはその両方に投資を行うことによって、日本の株式市場全般のボラティリティと比べ安定的で、かつ長期的なファンド資産の成長を目指すことにある。

投資運用会社は、景気後退をうまく生きぬく財務面の強さがあり経済回復から利益を上げることができると判断される日本企業について、フェアバリュー(投資価値)から割安と判断される銘柄への投資を行い、一方で割高と判断される銘柄のショート(カラ売り)ポジションをとり割高修正の過程で生まれる利益で運用成果の向上を目指す。

投資運用会社は、日本株のロングポジションとショートポジションの期待収益率の差から生じる利益を追求する。なぜなら、これが株式市場全般の上昇や下落と無関係に運用成果の潜在的な源泉をもたらすからである。

ファンドは円建てで表示される。

### (2) 【投資対象】

ファンドの投資は、ファンダメンタル調査を含め、投資運用会社が開発したシステムチックなバリュー投資の手法に基づき行われる。投資にあたっては、現時点では投資家の人気がない銘柄でも評価の見直しが期待できるようなものをさがしだす逆張り戦略の評価モデルを活用してロングおよびショートのポジションがとられる。証券の発行会社に次の様な特徴があれば、ファンドの投資対象として魅力的な候補銘柄となる。

- (a) 高収益および高配当
- (b) 推定される経済価値が時価を上回る場合
- (c) 推定される清算価値が時価を上回る場合
- (d) 現在は利益が上がらなくても、将来、持続的な利益成長を見込まれる場合

これらの特徴は、ファンドのポートフォリオに意図されるところを示すためのものであって、ある証券の発行会社が全ての特徴をそなえているということは多くはない。また、他の理由で魅力的と判断される場合には、どの特徴もそなえていない発行会社の証券が購入されることもある。

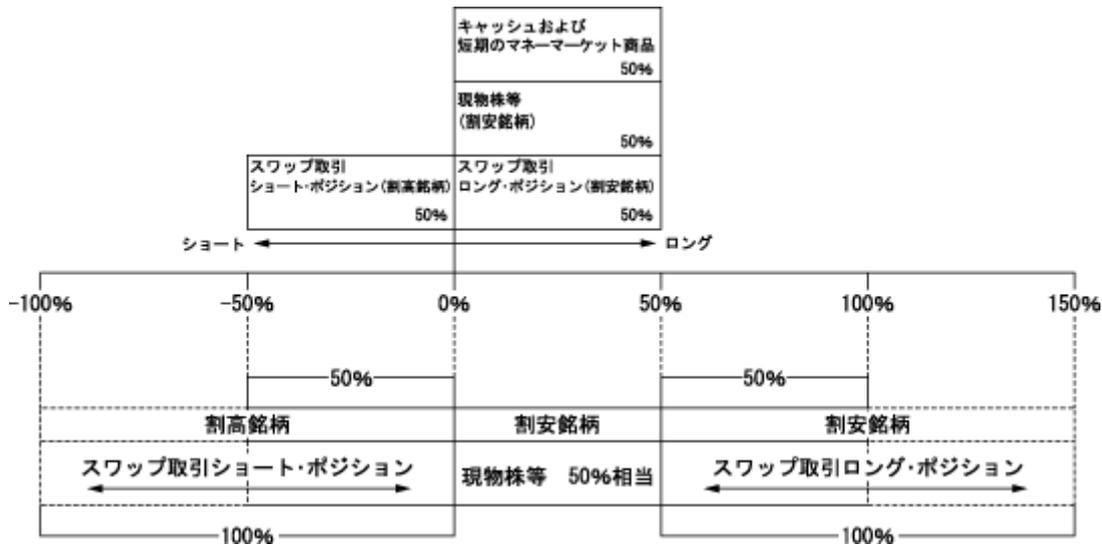
ショートポジションをとる候補銘柄は、一般的に、上述の特徴とは反対の、低収益率や経済価値が低いというような特徴をそなえている。

ファンドは業種間にわたりポートフォリオの分散が維持される。

ファンドの純資産のおよそ50%が、現物株式と、先物、オプション、転換社債、エクイティ・ワラント等の他のエクイティリンク証券に投資される。残りのファンド純資産は、キャッシュおよび短期マネーマーケット商品のかたちで保有される。

これらのエクイティリンク証券の一部およびキャッシュは、スワップ取引の担保として利用されることがある。純資産の100%相当を限度として、スワップ取引のロングポジションをとることができる。スワップ取引のロングポジションは、当初50%前後が予定されている。また、純資産の100%相当を限度として、ファンドの市場へのエクスポージャーをコントロールするために、スワップ取引および先物のショートポジションをとることができる。ショートポジションは、当初50%前後が予定されている。ファンドは、その純資産の250%相当まで総ポジション（現物株式とエクイティリンク証券のロングポジションに、スワップ取引および先物のポジションを含めてあわせたもの（キャッシュおよび短期マネーマーケット商品の保有分を除く。））をとることができる。

ファンド資産の運用例を図示すると以下のとおりである。



## スワップ取引

日本株への投資に活用されるスワップ取引は、ロングポジションの一部とショートポジションの全てをまかなうことが期待されている。

ロングおよびショートのポジションをとるスワップ取引に関して、40%を超えないファンドの純資産がマージンとして利用される。

ある株式のロングポジションがとられる時に、原資産のポジションの大きさと行使価格が決められる。ファンドは、ポジションの大きさに見合って合意された利率に等しい金額を支払う。また、スワップの原資産に相当する株式のポジションを保有していたと仮定した場合の総収益に等しい金額を受取るか、総収益がマイナスである場合は、同額を支払う。

ある株式のショートポジションがとられる時に、原資産のポジションの大きさと行使価格が決められる。ファンドは、スワップの原資産に相当する株式のポジションを保有していたと仮定した場合の総収益に等しい金額を支払うか、純資産がマイナスである場合は、同額を受取る。また、ポジションの大きさに見合って合意された利率に等しい金額を受取る（利率が低い場合、ブローカー手数料はファンドが受取る利息を上回ることがある。）。

ファンドは、こうした取引に専門性をもつ一流の金融機関とのみスワップ取引を行う。

各証券への投資割合および投資金額は、投資制限を条件として株式投資の状況に応じて決定される。

### (3) 【運用体制】

#### (イ) 運用体制

管理会社は、ファンドの運用管理を投資運用会社に委託している。投資運用会社のファンドの運用体制は、以下に記載されるとおりである。



#### (ロ) 投資運用の意思決定プロセス

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。

投資運用および運営を監視する体制を含め、ファンドの投資運用に対する責任は、管理会社の取締役会が負う。日々の投資運用業務は、投資運用会社に委託されている。

取締役会は、四半期毎の取締役会において、投資運用会社の活動、投資活動ならびに投資運用および運営手続きの管理を監視する。

#### (ハ) 職務および権限

投資運用会社のファンドの投資運用の意思決定機関である部門または地位にある投資運用部門において、各部門または地位の主要な職務および権限が、社内規則に従って以下のとおり設定されている。

ファンド・マネージャー	投資運用決定の責任を負う。
主席トレーディング	市場における取引を担当する。
フィナンシャル・コントローラー	トレーダーが不在時において市場取引を担当する。

上記3名は、それぞれ英国金融サービス機構の資格を取得している。

#### (ニ) 会議もしくは委員会またはその他の内部組織

上記に記載のとおり、管理会社取締役会が投資運用会社の投資活動の定期的な精査を行う。

## (4) 【分配方針】

管理会社は、その裁量で、ファンドの純投資収益、純実現・純未実現キャピタル・ゲインおよび分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合は、分配可能な他のファンド資産から分配金を支払うことができる。

分配金支払の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグ投信法に規定された最低額相当の円金額を下回ることとなるような場合には分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受益権は消滅し、ファンドに帰属する。

## (5) 【投資制限】

ファンド約款(第5条)に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

- 1 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額(またはエクスポージャー)が、ファンドの純資産総額の10%を超える場合は、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできない。ただし、経済協力開発機構(「OECD」)加盟国もしくはその地方公共団体または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されない。
- 2 管理会社は、当該投資の結果、ファンドがいずれかの発行体のいずれかの種類の発行済証券の10%を超えて所有する(またはエクスポージャーを有する)こととなるような投資はできず、また、ファンドおよびその管理する他の投資信託全体でいずれかの発行体のいずれかの種類の株式の15%を超えて所有することとなるような購入はできない。
- 3 管理会社は、発行者の経営に重大な影響を及ぼしうるような議決権付株式には投資できない。
- 4 管理会社は、オープン・エンド型の投資信託の株式または受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができる。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、オープン・エンド型の投資信託証券への投資は、特定の地域または経済分野への投資を専門としてきた投資信託の場合にのみ許される。さらに、その場合、管理会社は、当該投資信託証券に関する取引に対しいかなる報酬または費用も請求してはならない。
- 5 管理会社は、不動産を購入してはならない。モーゲージ・バック証券および担保モーゲージ債務は、この制限の目的上不動産とはみなされない。
- 6 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、この制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融証書、株価指数および外国為替の金融先物取引および先物契約(ならびにこれらに関するオプション)の売買を行うことを妨げるものではない。

- 7 管理会社は、ファンドのために、空売りを行った証券の時価総額がファンドの純資産を超えない限度で、証券の空売りを行うことができる。
- 8 管理会社が借入れを行う場合は、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとする。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとする。
- 9 管理会社は、ファンドのために会社の貸付けを行いまは、第三者のために保証人となつてはならない。
- 10 金融商品取引所または定期的取引が行われ、一般に認められかつ開かれている規制ある市場で取引されていない証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資しない。同様に、管理会社は、非上場証券へのファンドのエクスポージャーが上記の10%制限を超えることとなるようなスワップ契約を締結しない。かかる制限は、OECD加盟国もしくはその地方公共団体または(地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されない。同様にファンドは私募株式、抵当証券または非上場株式であつて流動性に欠ける証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資しない。
- 11 管理会社は、法律、規則または行政上の慣行により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限る。オプションに関し、
  - (a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
    - i) 当該オプションが金融商品取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
    - ii) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
  - (b) 管理会社は、ファンドに代わり、以下の場合に証券のコール・オプションを発行することができる。
    - i) 当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることのできるワラントなどの他の手段を有している場合、または
    - ii) カバーされていないコール・オプションの行使価格の合計がファンドの純資産の25%を超えない場合で、ファンドは常時当該オプションの発行の結果生じる持高のカバーを確保しなければならない。
  - (c) 管理会社は、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを発行することができる。
- 12 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
  - (a) ファンドは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。

(b) 管理会社は、ファンドのために、効率的な組入証券の運用を目的として、金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに潜在するリスク(エクスポージャー)に見合う十分な現金、短期債券もしくは証書(上記投資制限11 (c)に従い、ファンドが保有することとなる流動資産を除く。)または事前に決定された価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。

13 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、管理会社は、ファンドのために、株式インデックスのコール・オプションを売却し、株式インデックスのプット・オプションを取得することができる。この場合、関連する株式インデックス・オプションに含まれる対象証券の価格は、同じ目的で締結済の金融先物契約の残高と合計し、ヘッジ対象となる組入証券部分の総額を超えてはならない。

(b) 効率的なポートフォリオの運用を目的として、管理会社は、ファンドのために、株式インデックスのコール・オプションを取得することができる。ただし、関連する株式インデックス・オプションに含まれる対象証券の価格が、現金、短期債券もしくは証書(上記投資制限11 (c)および12 (b)に基づきファンドが保有すべき流動資産を除く。)または事前に決定された価格で売却可能な証券でカバーされていない、ただし、管理会社がファンドのために買付けた証券オプションおよびインデックス・オプションの総取得コスト(プレミアム)は、当該オプション買付時に、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

14 管理会社は、専門的な銀行、信用機関および格付の高いその他の金融機関に対して、またはクリア・ストリームもしくはユーロクリア等の公認の決済機関を通してファンドの組入証券の貸付取引を行うことができる。受益証券の貸付期間は30日間を超えることはできない。かかる貸付けは、現金またはOECD加盟国またはかかる加盟国の地方公共団体により発行または保証された証券により構成される担保により継続的に保証される。ただし、当該担保は、貸付契約締結時に、少なくとも貸し付けられた有価証券の総評価額と同額でなければならない。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで凍結される。貸付けは、組入証券の市場価格総額の50%を超えないものとする。ただし、この制限は、ファンドがいつでも貸付契約を解除し、貸付けた証券の返還を受ける権利を有する場合は、適用されない。当該貸付取引に関する費用のすべてはファンドが負担する。

また、管理会社はファンドのために高い格付けを有し当該取引に専門化している金融機関とレポ契約および逆レポ契約を締結することができる。管理会社は、レポ契約の期間中ファンドのために取引の相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻期間が終了する前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却することができない。さらに、ファンドは当該証券をその保有者の請求により購入または買戻す義務を履行できるように常に確保しなければならない。

管理会社は、ファンドのために、上記11および13にいう取引を行うことができるが、これらの取引は、定期的取引が行われ、一般に認められかつ開かれている規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限って行うものとする。上記11および13にいうオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとりより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とOTCオプション契約を締結することができる。

管理会社が支配できない理由により、または新株等引受権の行使の結果として、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

### 3 【投資リスク】

#### リスク要因

##### ファンド証券投資に伴うリスク

ファンドへの投資は、以下に記載されるリスク(これに限定されない。)を含め、高いリスクを伴う。受益者がファンドへの投資により利益を得ることができるという保証はなく、投資資金の一部または相当部分が損失となる可能性もある。以下記載はリスクのすべてを述べたものではなく、投資希望者は、本書全体を注意深く精読し、ファンド証券購入前に専門的アドバイザーに相談することが望ましい。

- 証券等への投資により損失をこうむることがある

ファンドが売買を行う予定のさまざまな証券や証書への投資には相当程度のリスクを伴う。その価格は、とりわけ、需給関係の変化、各国政府の国内外の政策、とりわけ通商、財政、金融政策、政治的出来事、とりわけ選挙および政権交代につながる出来事、(ファンドが投資をしている地域外におけるものであっても)戦争等の勃発、経済発展、特に国際収支、通商、通貨供給、政府債の発行、公定歩合の変更、通貨切り上げ・切り下げや金融市場規制の変更等。

投資活動の性格上、ファンド運用の結果は、随時大きく変動する。従って、一定の期間の運用成績は、必ずしも将来の運用成績を示唆するものではない。

- ショート・セリング

ショート・セリング(空売り)は、ロングポジションによる投資に比べ、より大きなリスクを伴う。株式のショート・セイルは、株式の市場価格が限りなく値上がりするリスクがあり、これにより、ショートポジションをカバーすることができず、また、理論的には無限の損失が生じうる。

- スワップの相手方の破産のリスク

スワップ契約に関連する証拠金は、ブローカーにより保有される。スワップ契約の構造上、相手方の破産に伴う損失を保護する規定はあるものの、これが有効に働かないこともあり得る。しかし、このリスクは、評価の高いスワップの相手方のみを選ぶことにより軽減される。

#### - 取引所で取引される証券やスワップの潜在的流動性

日々の変動値幅制限の実施等の市場状況により、ファンドは、取引所で希望する価格で売買を執行し、また、オープン・ポジションを清算することが常に可能ではないことがある。取引所で取引が停止または制限された場合、ファンドは投資運用会社が望ましいと判断する条件で取引を執行したり、ポジションを終結することができないことがありうる。

スワップ契約は、単一の相手方との店頭取引であり、従って流動性に欠ける。スワップ契約は、ファンドの十分な流動性を確保するために終結させることが可能であるが、異常な市場環境下では、終結が不可能か高いコストを要することがある。

#### - スワップ契約によるポジションの保有可能性

ファンドがショート・ポジションを取ることおよびレバレッジを達成することができるか否かは、スワップ契約を取得できるか否かに拠る。法令の改定またはスワップの相手方の状況の変更のため、ファンドが当該契約を取得できないことがある。

#### - マーケット・リスク

ファンドへの投資は、通常の市場変動や株式および同様の証券に内在するリスクを伴い、ファンド証券が値上がりするという保証はない。ファンド証券の価格は値上がりすることも値下がりすることもあり、投資者は当初の投資金額での買戻しができないこともありうる。投資運用会社は、市場の動向へのファンドのエクスポージャーを制限するよう試みるが、この戦略が成功するという保証はない。

希望レベルの市場リスク・エクスポージャーを達成するため、ファンドは先物を利用することがあり、その結果、ポートフォリオが損失を被ることがある。

#### - 投資運用会社への依存

ファンドは、投資戦略構築にあたり投資運用会社に依存する。投資運用会社の破産・清算や投資運用会社のファンドとの運用関係の終了等はファンドの純資産価格に悪影響を及ぼすことがあり得る。投資者は、投資運用会社の判断に依存することになる。

### リスクに対する管理体制

投資運用会社は、本書に規定される投資方針および投資制限にしたがって、ファンドのリスク管理について責任を負う。投資運用会社は、リスク管理を遂行するために、量的および質的な両方の手法を用いる。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外においては、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限の販売手数料が課せられる。

日本国内における申込手数料

日本国内における販売手数料は、以下のとおりである。

販売口数	販売手数料
10口以上 3万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)
3万口以上 10万口未満	申込金額の2.625% (税抜2.5%)
10万口以上	申込金額の2.10% (税抜2.0%)

## (2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻請求には、買戻手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻請求には、買戻手数料は課されない。

## (3) 【管理報酬等】

## (a) 管理会社および投資運用会社の報酬

管理会社および投資運用会社は、ファンド資産から、月末毎に当該月中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75% (ファンドの純資産150億円以下について) および0.70% (ファンドの純資産150億円超の部分について) の投資運用報酬を受領する(後払い)。

投資運用会社は、ファンドの超過収益の15%相当の実績報酬を受領する権利を有する。実績報酬は、半年毎に計算し、各半年の期間終了後45日以内に支払われる。実績報酬は、以下のとおり計算される。

( )各半年の期間および投資運用会社の任命が終了する前またはファンドの終了する前の期間(「半期」という。)につき、すべての支払い分配金調整を適切に行った後の(以下に記載する)最終の純資産価格が10,000円超であり、以下( )項に記載するベンチマーク収益を以下( )に記載するファンド収益が超過する分(以下「超過収益」という。)がある場合、投資運用会社は、超過収益の15%の実績報酬をファンド資産から受領することができる。

- ( )半期のファンド収益は、当該半期の最終の総資産価格から以下に記載するファンドの当初の純資産価格を差引くことにより算定する。当該計算のため、当初の純資産価格は、ファンド設定日および前の各半期の最後の日現在の純資産価格(実績報酬発生後)である。当初の純資産価格が10,000円未満の場合、10,000円とみなす。最終の純資産価格は、各半期の最終日のファンドの純資産価格(実績報酬発生前)である(投資運用会社の任命が終了する日に計算される純資産価格またはファンドが終了する場合、終了前に計算される最終の純資産価格)。当初および最終の純資産価格を計算するに当たり、ファンド証券の買付、買戻しおよび分配につき適宜調整し、超過収益がファンド資産の投資実績に起因する金額のみを含むようにする。
- ( )半期のベンチマーク収益は、当該半期の当初の純資産価格相当額が当該半期または当該半期中に買付代金が受領されまたは買戻し金が支払われた場合半年より短い期間、円ベースで1.5%の率で収益が発生した場合の純名目収益(買付代金および買戻代金を適宜調整した額)をいう。
- ( )明確化のために付言すれば、超過収益計算には、すべての収益および純実現、未実現の損益が含まれる。実績報酬は、未実現益についても支払われることに留意されたい。
- ( )本計算上、半期の当初および最終の日が評価日でない場合、当初の日の翌評価日および最終の日の前評価日を使用する。実績報酬は、未実現益につき支払われ、当該未実現益は現実化されないこともあり得る。すなわち、後でポジションが清算され損失が生じ、その結果後の評価日における純資産価格は値下がりしている可能性がある。

(すべての支払分配金調整を適切に行った後の)半期の最終の純資産価格が過去の純資産価格の最高値を下回っている場合でも、純資産価格が(以前の半期中に最高値から下落し)当該半期中に上昇し、(すべての支払分配金調整を適切に行った後の)半期の最終の純資産価格が10,000円を上回る場合、実績報酬は上記の算式に従い支払われる。

平成21年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担した実績報酬および投資運用報酬は84,336,813円および27,164,612円であった。

(b) 代行協会員報酬

代行協会員は、管理会社から、毎月毎に当該月のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%(ファンドの純資産150億円以下について)および0.80%(ファンドの純資産150億円超の部分について)の報酬を受領する(後払い)。また、ファンドは、代行協会員が負担した合理的な額の実費を支払う。

平成21年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担した代行協会員報酬は27,155,469円であった。

(c) 中央管理報酬および保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグにおける通常の慣行に従いファンド資産から、四半期毎にファンドの純資産の年率0.3%以内の保管報酬(最低額25,000ユーロ)を受領する。

また、電話、テレックス、電報、郵便費用等を含む保管受託銀行のすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料は、ファンドが負担する。

平成21年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担した中央管理報酬および保管報酬は11,318,799円であった。

#### (4) 【その他の手数料等】

ファンドはその他以下の費用を負担する。

- (イ) ファンド資産および収益に課される一切の税金。
  - (ロ) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
  - (ハ) 管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社の合理的な額の実費
  - (ニ) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。
  - (ホ) 受益証券券面の印刷費用
  - (ヘ) ・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書等ファンドに関するその他一切の書類を作成し提出する費用。
    - ・上記監督当局の所轄する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
    - ・会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。
    - ・受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
    - ・弁護士および監査人の報酬。
    - ・以上に類似するその他すべての管理費用。
    - ・一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用。
- すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は3年を超えない期間にわたり償却することができる。
- 平成21年5月31日に終了した会計年度にファンドが負担したその他の費用は13,100,261円であった。

#### (5) 【課税上の取扱い】

ファンドの受益証券の募集は、金融商品取引法第2条第3項1号の「有価証券の募集」に該当する。

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがある。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】

## 資産別および地域別の投資状況

(平成21年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計	投資比率
		日本円	(%)
株式	日本	2,650,492,905	73.18
社債	日本	192,000,000	5.30
先物	日本	38,899,400	1.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		740,346,607	20.44
合計(純資産総額)		3,621,738,912	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

## (a) 株式

(平成21年9月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	株数 (株)	日本円				投資 比率 (%)
					取得価額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	トライステージ	日本	その他サービス	41,500	946	39,270,756	3,230	134,045,000	3.70
2	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行・金融機関	680,000	231	157,325,867	178	121,040,000	3.34
3	日産自動車	日本	輸送用機器	180,000	430	77,403,836	607	109,260,000	3.02
4	伊藤忠商事	日本	卸売	176,000	578	101,733,896	595	104,720,000	2.89
5	KDDI	日本	通信	205	543,758	111,470,309	506,000	103,730,000	2.86
6	島忠	日本	小売り	41,000	2,019	82,774,695	2,355	96,555,000	2.67
7	日本電信電話	日本	通信	21,000	4,595	96,493,349	4,160	87,360,000	2.41
8	西日本旅客鉄道	日本	運輸	220	313,877	69,052,892	340,000	74,800,000	2.07
9	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行・金融機関	24,000	3,894	93,446,879	3,130	75,120,000	2.07
10	日本たばこ産業	日本	たばこ・アルコール飲料	220	276,108	60,743,734	308,000	67,760,000	1.87
11	野村ホールディングス	日本	銀行・金融機関	120,000	776	93,173,521	553	66,360,000	1.83
12	住友商事	日本	卸売	70,000	1,115	78,020,464	925	64,750,000	1.79
13	TFPコンサルティンググループ	日本	その他サービス	1,022	38,918	39,773,968	61,500	62,853,000	1.74
14	三菱レイヨン	日本	化学	200,000	269	53,789,339	308	61,600,000	1.70
15	西松建設	日本	建設	450,000	85	38,198,228	128	57,600,000	1.59
16	オリックス	日本	銀行・金融機関	10,000	4,252	42,523,710	5,480	54,800,000	1.51
17	いすゞ自動車	日本	輸送用機器	265,000	140	37,177,597	190	50,350,000	1.39
18	ヤフー	日本	インターネット	1,600	25,072	40,115,519	30,500	48,800,000	1.35
19	東芝	日本	電気・電子機器	100,000	345	34,500,763	471	47,100,000	1.30
20	トランコム	日本	運輸	27,500	1,160	31,892,190	1,696	46,640,000	1.29
21	第一興商	日本	その他サービス	40,000	921	36,859,116	1,155	46,200,000	1.28
22	アーネストワン	日本	不動産	55,000	353	19,431,667	821	45,155,000	1.25
23	リロ・ホールディング	日本	不動産	34,200	889	30,420,750	1,280	43,776,000	1.21
24	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	日本	その他サービス	121	247,932	29,999,813	360,000	43,560,000	1.20
25	セブテーニ	日本	インターネット	900	36,245	32,620,557	47,600	42,840,000	1.18
26	新生銀行	日本	銀行・金融機関	300,000	88	26,492,066	138	41,400,000	1.14
27	田辺三菱製薬	日本	医薬品	34,000	948	32,238,081	1,197	40,698,000	1.12
28	ニチアス	日本	ガラス・土石製品	120,000	342	41,083,194	335	40,200,000	1.11
29	ヤマハ発動機	日本	輸送用機器	36,000	973	35,015,816	1,107	39,852,000	1.10

## (b) 社債

(平成21年9月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	満期日 (日/月/年)	利率 (%)	円			投資 比率 (%)
						額面金額	取得価額	時価	
1	やすらぎ	日本	社債	02/11/2011	0.000	240,000,000	222,432,858	192,000,000	5.30

## 【投資不動産物件】

該当事項なし(平成21年9月末日現在)。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(平成21年9月末日現在)。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記の各会計年度末および平成20年10月1日から平成21年9月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額	1口当りの純資産価格
	円	
第1会計年度末 (平成12年5月末日)	6,060,290,440	10,821
第2会計年度末 (平成13年5月末日)	1,825,454,856	13,861
第3会計年度末 (平成14年5月末日)	3,505,805,963	17,431
第4会計年度末 (平成15年5月末日)	3,497,764,025	18,329
第5会計年度末 (平成16年5月末日)	7,738,926,432	27,553
第6会計年度末 (平成17年5月末日)	15,890,229,169	29,974
第7会計年度末 (平成18年5月末日)	12,393,021,808	33,075
第8会計年度末 (平成19年5月末日)	7,336,393,528	33,195
第9会計年度末 (平成20年5月末日)	6,881,477,898	29,309
第10会計年度末 (平成21年5月末日)	3,376,465,719	22,073
平成20年10月末日	2,767,553,803	19,300
11月末日	2,669,943,880	18,767
12月末日	2,634,509,275	18,784
平成21年1月末日	2,603,080,004	18,806
2月末日	2,513,416,662	18,504
3月末日	2,585,486,809	19,163
4月末日	3,179,981,057	20,265
5月末日	3,376,465,719	22,073
6月末日	3,470,267,299	23,260
7月末日	3,790,677,899	24,142
8月末日	3,856,962,643	25,287
9月末日	3,621,738,912	24,578

## 【分配の推移】

	分配金
第1会計年度	該当事項なし。
第2会計年度	該当事項なし。
第3会計年度	該当事項なし。
第4会計年度	該当事項なし。
第5会計年度	該当事項なし。
第6会計年度	該当事項なし。
第7会計年度	該当事項なし。
第8会計年度	該当事項なし。
第9会計年度	該当事項なし。
第10会計年度	該当事項なし。

## 【収益率の推移】

	収益率(注)
第1会計年度	8.21%
第2会計年度	28.09%
第3会計年度	25.76%
第4会計年度	5.15%
第5会計年度	50.32%
第6会計年度	8.79%
第7会計年度	10.35%
第8会計年度	0.36%
第9会計年度	-11.71%
第10会計年度	-24.69%

(注) ファンドの収益率は、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率(\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 各会計年度末の1口当り純資産価格

b = 当該各会計年度の直前の各会計年度末の1口当り純資産価格(但し、第1会計年度における「b」は当初発行価格(10,000円))

## 6 【手続等の概要】

### (1) 日本における申込(販売)手続き

#### 申込日

日本においては、本書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される期間中の評価日に同書第一部 証券情報の定めるところに従ってファンド証券の募集が行われる。

#### 約定日と受渡日

日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常発注日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行うものとする。

#### 申込価格と申込手数料

申込価格は、各取引日に計算される1口当りの純資産価格である。

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
10口以上 3万口未満	申込金額の3.15%(税抜3.0%)
3万口以上 10万口未満	申込金額の2.625%(税抜2.5%)
10万口以上	申込金額の2.10%(税抜2.0%)

#### 申込単位

10口以上1口単位

#### 買付代金の支払い

買付代金の支払は、円貨によるものとする。

### (2) 日本における買戻し手続き等

#### 買戻日

評価日でありかつ日本の金融商品取引業者の営業日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。買戻代金の支払は口座約款に定める方法による。

#### 買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、原則として、管理会社が販売会社から買戻請求を受領した評価日の翌評価日に計算されるファンド証券の1口当りの純資産価格とする。買戻請求には、手数料は課されない。

#### 買戻単位

1口単位

#### 買戻代金の支払い

買戻代金は口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で、支払われるものとする。

## 7 【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

#### 純資産価格の計算

ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京の銀行営業日（「評価日」）毎に円により、決定される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、各評価日に管理事務代行会社により決定される。

資産の価格は、以下の方法によって決定される。

- (a) 金融商品取引所に上場されている有価証券は、入手可能な直近の価格により評価される。
- (b) 金融商品取引所に上場されていないが規制ある市場またはその他の組織的な市場で取引されている有価証券も、入手可能な直近の価格により評価される。
- (c) 公正な市場価格を反映していない証券およびすべてのその他の資産は、慎重かつ誠実な立場から推定実現価格で評価される。
- (d) 現金資産は、額面価額と経過利息により評価される。
- (e) スワップは裏付けとなる証券の入手可能な直近の終値に基づく公正な価格で評価される。
- (f) 円以外の通貨により表示された価格は、評価時のルクセンブルグの実勢為替レートで円に換算される。
- (g) 取引所またはその他の規制された市場で取引されないオプション取引の清算額とは、異なる様々な契約に一貫して適用される基準により取締役会が定めた方針に基づき決定される純清算額を意味する。取引所またはその他の規制された市場で取引される先物、先渡し予約またはオプション契約の清算額は、特定の先物、先渡し予約またはオプション契約がファンドにより取引される取引所および規制された市場における当該契約の入手可能な直近の終値または決済価格に基づくものとする。ただし、先物、先渡し予約またはオプション契約が、純資産額の決定日に清算され得ない場合、当該契約の清算額の決定根拠は、取締役会が公正かつ合理的であるとみなす価額とする。

取締役会は、当該評価がファンド資産の適正価額をより一層反映すると考える場合には、取締役会の裁量により、他の評価方法の利用を認めることができる。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理事務代行会社は、管理会社の承認を得てファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

#### 純資産価格の決定の中止

管理会社は、一定の場合、一時的に受益証券について純資産価格の決定を停止し、その結果としてその発行および買戻しを停止することができる。

### (2) 保管

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引残高報告書が交付される。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

### (3) 信託期間

ファンドの存続期間は無期限である。(平成20年11月13日付管理会社取締役会決議により延長された。)ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ルクセンブルグ投信法第104条および107条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されうる。

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。

### (4) 決算日

ファンドの決算日は毎年5月31日である。

### (5) 約款の変更

管理会社は、受益者の利益のため保管受託銀行の承認を得て、日本の販売会社と協議のうえ、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。約款の変更は、約款を変更する書類により別異の定めのある場合を除き、ルクセンブルグ商業および法人登記所に約款の預託されたことの通知がメモリアルに公告された日に発効する。

### (6) 開示制度の概要

#### ルクセンブルグにおける開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければならない。

#### 日本における開示

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(交付目論見書)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)を通じて閲覧することができる。

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

## (7) 受益者の権利等

## 受益者の権利等

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければならない。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

(2) 買戻請求権

(3) 残余財産分配請求権

為替管理上の取扱い

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

裁判管轄等

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

## 第2 【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。)に記載している。これらの記載事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(以下「財務書類」ともいう。)から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものである。  
上記のファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は日本円で表示されている。

## 1 【貸借対照表】

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 純資産計算書

2009年5月31日現在

(単位：日本円)

## 資産

## 投資有価証券：

- 取得原価	3,433,252,959
- 未実現純損益	(683,552,747)
	2,749,700,212

## 現金：

- 手元現金	421,161,194
- 証拠金勘定	355,734,094
	3,526,595,500

## 負債

## その他の負債：

- 未払税金および未払費用	94,430,431
- 先物にかかる未実現損失	46,690,000
- スワップ契約にかかる未実現損失	9,009,350
	150,129,781

## 純資産

3,376,465,719

## 一口当り純資産価格

22,073円

## 発行済受益証券口数

152,969.00口

## 2 【損益計算書】

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 運用計算書および純資産変動計算書

2009年5月31日に終了した年度

(単位：日本円)

期首現在純資産	6,881,477,898
収益	
投資有価証券からの収益	
- 配当金、純額	39,403,175
預金利息、純額	3,390,305
	42,793,480
費用	
報酬：	
- 投資運用報酬	27,164,612
- 実績報酬	84,336,813
- 代行協会員報酬	27,155,469
- 中央管理報酬および保管報酬	11,318,799
その他の費用	
- 年次税	1,469,988
- 監査および法務報酬	5,373,998
- 印刷および公告費	944,799
- 一般管理費およびその他の費用	5,311,476
	163,075,954
投資純損益	(120,282,474)
以下にかかる実現純損益：	
- 投資有価証券および先物の売却	(1,153,282,559)
- スワップ	(568,330,290)
実現純損益	(1,841,895,323)
以下にかかる未実現純評価益/(損)の変動：	
- 投資有価証券	311,254,049
- 先物	(13,090,000)
- スワップ	(2,550,490)
運用から生じた純資産の純増加/(減少)	(1,546,281,764)
資本の変動	
受益証券発行	478,442,778
受益証券買戻	(2,437,173,193)
	(1,958,730,415)
期末現在純資産	3,376,465,719

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

---

### 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

#### 重要な会計方針の要約

##### a) 投資有価証券の評価

公認の金融商品取引所で値付けされているかまたは定期的取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されている有価証券は、直近の入手可能な終値を基準に評価される。数か所の金融商品取引所または規制ある市場で値付けされている場合、当該有価証券の主要市場である金融商品取引所または規制ある市場における直近の入手可能な終値が適用される。ただし、当該価格が、時価を反映していない場合を除く。当該価格が有価証券の時価を反映していないと管理会社が考える場合には、これらの有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値を基準にして、管理会社により評価される。

公認の金融商品取引所または定期的取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で値付けされていない有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値で、管理会社により評価される。

先物取引は、かかる先物取引が主に取引されている市場の直近の売却価格で評価される。

##### b) スワップの評価

スワップは、裏付けとなる有価証券の入手可能な直近の終値に基づく公正価値で評価される。

##### c) 投資有価証券売却にかかる実現純損益

投資有価証券売却にかかる実現純損益は、売却された投資有価証券の平均原価を基準に算出される。

##### d) スワップ契約にかかる実現純損益

スワップ契約にかかる実現純損益は、先入れ先出し基準により算出される。

##### e) 外貨換算

ファンドの会計帳簿および財務書類は、日本円で表示されている。日本円以外の通貨で表示されている預金口座およびその他の純資産は、投資有価証券の時価とともに、評価日の実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨で表示される収益および費用は、支払日の実勢為替レートで日本円に換算される。為替差損益は、財務書類に含まれている。

日本円以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで換算される。

##### f) 創立費用および再編費用

創立費用および再編費用は、5年間にわたり定額法で償却される。2004年5月31日現在、かかる費用は全額償却済みである。

[次へ](#)

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 純資産計算書

2008年5月31日現在

(単位：日本円)

## 資産

## 投資有価証券：

- 取得原価	4,988,036,436
- 未実現純損益	(994,806,796)
	3,993,229,640

## 現金：

- 手元現金	518,983,848
- 証拠金勘定	2,393,959,725

## その他の資産：

- 未収配当	32,650,180
	6,938,823,393

## 負債

## その他の負債：

- 未払税金および未払費用	17,286,635
- 先物にかかる未実現損失	33,600,000
- スワップ契約にかかる未実現損失	6,458,860
	57,345,495

## 純資産

6,881,477,898

## 一口当り純資産価格

29,309円

## 発行済受益証券口数

234,787.00口

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 運用計算書および純資産変動計算書

2008年5月31日に終了した年度

(単位：日本円)

期首現在純資産	7,336,393,528
収益	
投資有価証券からの収益	
- 配当金、純額	98,503,775
預金利息、純額	12,333,383
	110,837,158
費用	
報酬：	
- 投資運用報酬	55,417,026
- 実績報酬	2,927,403
- 代行協会員報酬	54,680,958
- 中央管理報酬および保管報酬	23,064,193
その他の費用	
- 年次税	3,679,665
- 監査および法務報酬	7,919,200
- 印刷および公告費	6,748,709
- 一般管理費およびその他の費用	4,116,087
	158,553,241
投資純損益	(47,716,083)
以下にかかる実現純損益：	
- 投資有価証券および先物の売却	(439,900,956)
- 為替差損益	153,791,459
- スワップ	240,682,701
実現純損益	(93,142,879)
以下にかかる未実現純評価益 / (損)の変動：	
- 投資有価証券	(662,404,464)
- 先物	(39,450,000)
- スワップ	(151,530,790)
運用から生じた純資産の純増加 / (減少)	(946,528,133)
資本の変動	
受益証券発行	2,387,570,585
受益証券買戻	(1,895,958,082)
	491,612,503
期末現在純資産	6,881,477,898

### 第3 【外国投資信託受益証券事務の概要】

#### (イ)ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2535、エマニュエル・セルベ通り20番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

#### (ロ)受益者集会

受益者集会は開催されない。

#### (ハ)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社はいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

## 第4 【ファンドの詳細情報の項目】

「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名は、以下のとおりである。

### 第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

### 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 買戻し手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他

### 2 開示制度の概要

### 3 受益者の権利等

- (1) 受益者の権利等
- (2) 為替管理上の取扱い
- (3) 本邦における代理人
- (4) 裁判管轄等

### 第4 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 投資有価証券明細表等

#### 2 ファンドの現況

### 第5 販売及び買戻しの実績

## 第三部 【ファンドの詳細情報】

### 第1 【ファンドの追加情報】

#### 1 【ファンドの沿革】

平成11年3月23日 管理会社設立

平成11年3月26日 ファンド約款締結

平成11年4月28日 ファンドの運用開始

平成17年2月23日 ファンド修正約款締結(平成17年3月4日効力発生)

平成20年11月14日 ファンド修正約款締結(平成20年11月28日効力発生)

#### 2 【ファンドに係る法制度の概要】

##### ( ) 準拠法

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドはルクセンブルグ投信法、勅令、ルクセンブルグの金融監督委員会(旧ルクセンブルグ中央銀行、旧ルクセンブルグ金融庁)(以下「金融監督委員会」という。)の通達等の規則に従っている。

##### ( ) 準拠法の内容

###### 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1101条、1102条、1134条、1710条、1779条、1787条および1984条)および下記のルクセンブルグ投信法に従っている。

###### ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法は、欧州共同体の1985年12月20日付通達(欧州共同体の2002年1月21日付通達(2001/107 ECおよび2001/108 EC)により改正済)(以下「欧州共同体通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

ルクセンブルグ投信法は、以下の5つのパートにより構成されている。

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)(以下「パート 」という。)

パート - その他の投資信託(以下「パート 」という。)

パート - 外国投資信託(以下「パート 」という。)

パート - 管理会社の認可

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定  
(以下「パート 」という。)

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

ロ ルクセンブルグ投信法のパート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「パート UCITS」)としての適格性を有し、ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EC通達が当該加盟国において施行されている限りEUの他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ ルクセンブルグ投信法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、パート UCITSと見做される投資信託を、以下のように定義している。

A 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/またはルクセンブルグ投信法第41条1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当すると見做される。

### 3 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

#### (1) 登録の届出の受理

(イ)ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合)は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければならない。

(ロ)譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)で、EU加盟国で設立され、かつ欧州共同体通達の要件に適合していることを設立加盟国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、金融監督委員会に事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる通知および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができる。

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドは、パート UCITSとして設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われない。

(ハ)外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要する。

当該投資信託が設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。ルクセンブルグ投信法第7章は当該投資信託にも適用される。

## (2) 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令または金融監督委員会通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。また、ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

## (3) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、勅令および金融監督委員会通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査定を付してそれを証明する。

## (4) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

## 第2 【手続等】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 海外における販売手続等

ファンド証券1口当りの発行価格は、管理会社により買付申込みが受領された評価日の翌評価日に決定される1口当りの純資産価格である。販売手数料はファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

ルクセンブルグ時間正午までに受領された受益証券の申込みは、当該評価日の翌評価日に処理され、正午以降に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日に処理される。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し5評価日以内に円で行う。

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって上記の期間内に受領された場合に、管理会社によって発行される。

受益者が券面の受領を選択しない限り、受益権の確認書のみが送付される。確認書および(発行される場合)券面は、保管受託銀行が買付代金を受領した場合、管理会社または、その代理人により交付される。ファンドのすべての受益証券は記名式でのみ発行される。

受益証券は、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京における銀行営業日(「評価日」)に発行されるが、管理会社は後述の記載に従いその裁量で、一時的に発行を停止する権利を有する。

券面が発行されている場合、各券面には管理会社および保管受託銀行の署名が必要であるが、当該両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、券面の発行を請求しないものとみなされ、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

ファンド証券の買付最低口数は10口であり、10口以上については1口単位である。

管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止することができる。

EU地域内において公衆に対してはファンド証券の販売活動は行われない。

さらに管理会社は、

) 管理会社がファンドの保護のため必要であると判断した場合、ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また

) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

ファンド証券または確認書は、買付代金の支払日後、ルクセンブルグにおける7銀行営業日以内に、管理会社または保管受託銀行の事務所において、申込者またはその取引銀行に交付される。

管理会社は、受益証券を分割または統合することができる。

## (2) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7)申込期間に記載される期間中の評価日に、同書第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われる。ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグ、ニューヨークまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。

日本における販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（「口座約款」）を投資者に交付し、当該投資者から口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。最低販売口数は10口で、販売は1口単位である。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した評価日の翌評価日のファンド証券の1口当りの純資産価格である。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に口座約款に基づき、受渡しを行うものとし、当該受渡期日までに、口座約款に基づき下記手数料を支払わなくてはならない。

販売取扱会社は、受益証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者に対し、買付時に取引報告書を交付する。買付代金の支払は、円貨によるものとする。

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
10口以上 3万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)
3万口以上 10万口未満	申込金額の2.625% (税抜2.5%)
10万口以上	申込金額の2.10% (税抜2.0%)

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

## 2 【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日にいつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、管理会社に対して書面で行う。ファンド証券の買戻しは、1口単位によってのみ受諾される。

ファンド証券1口当り買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の翌評価日のファンド証券の1口当り純資産価格である。正午以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日の価格による。買戻し手数料はない。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンド資産の流動性を適切な水準に確保するものとする。

買戻し価格は、買戻し日に適用される受益証券一口当りの純資産価格により、買付時の取得価格より高いことも低いこともある。

買戻し代金の支払は、買戻し請求が受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含む。）された日から起算して5評価日までに保管受託銀行またはその指図人に対して円で行われる。

### (2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、評価日でありかつ日本の金融商品取引業者の営業日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグ、ニューヨークまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われず、買戻し請求には、手数料は課されない。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が販売会社から買戻し請求を受領した評価日の翌評価日に計算されるファンド証券の1口当りの純資産価格とし、買戻し代金は口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で、支払われる。ファンド証券の買戻しは1口を単位とする。

## 第3 【管理及び運営】

### 1 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### 純資産価格の計算

ファンドの受益証券1口当り純資産価格（「純資産価格」）、発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京の銀行営業日（「評価日」）毎に円により、決定される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、各評価日に管理事務代行会社によりファンドの純資産総額を発行済口数で除して計算される。

監査済年次報告および未監査半期報告を作成する際、会計年度および半期の最終日が評価日でない場合、年度および半期の最終評価日の純資産価格は、当該期間の最終日に計算された純資産価格と置き換えられるものとする。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- (a) すべての手持現金または預託金およびそれらの経過利息。
- (b) すべての未収手形、未収一覧払約束手形および未収金。（売却後引渡未了の証券の売却代金も含む。）
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約およびその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および現金配分。（ただし、管理事務代行会社は、配当落ち、権利落ち等による証券の市場価格の変動に関し調整することができる。）
- (e) ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。（同利息が当該証券の元本金額に含まれるか反映されている場合は除く。）
- (f) すべてのスワップ契約。
- (g) すべての先物為替契約または他のヘッジ契約。
- (h) 未償却のファンドの創業費。
- (i) 前払費用を含むあらゆる性質その他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされる。

- (a) すべての未払借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理報酬、投資運用会社報酬、保管報酬、代行協会員報酬、販売会社報酬、登録・名義書換事務代行・管理事務代行会社報酬、源泉税およびその他の諸税を含む。）
- (c) 現金または財産の支払に関する契約上のすべての期限到来債務を含む（請求済、未請求のいかにかわらず）すべての知れたる債務。（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドのために宣言した分配金の未払分を含む。）

(d) 管理会社の取締役会が承認し管理事務代行会社が随時決定する評価日までの総資産および収益に基づく適切な納税引当金およびその他の準備金。

(e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドその他一切の負債、かかる負債額を決定する際、管理事務代行会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的に発生する管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができる。

ファンド受益証券の純資産価格は、管理会社の登記上の事務所において入手できる。

可能な限り、証券についてのすべての売買契約は、執行日現在でファンドの資産に反映するよう、またすべての受領される分配金は、権利落ち日現在で発生するものとして評価される。

上記資産の価格は、以下の方法によって決定される。

(a) 金融商品取引所に上場されている有価証券は、入手可能な直近の価格により評価される。

(b) 金融商品取引所に上場されていないが規制ある市場またはその他の組織的な市場で取引されている有価証券も、入手可能な直近の価格により評価される。

(c) 公正な市場価格を反映していない証券およびすべてのその他の資産は、慎重かつ誠実な立場から推定実現価格で評価される。

(d) 現金資産は、額面価額と経過利息により評価される。

(e) スワップは裏付けとなる証券の入手可能な直近の終値に基づく公正な価格で評価される。

(f) 円以外の通貨により表示された価格は、評価時のルクセンブルグの実勢為替レートで円に換算される。

(g) 取引所またはその他の規制された市場で取引されないオプション取引の清算額とは、異なる様々な契約に一貫して適用される基準により取締役会が定めた方針に基づき決定される純清算額を意味する。取引所またはその他の規制された市場で取引される先物、先渡し予約またはオプション契約の清算額は、特定の先物、先渡し予約またはオプション契約がファンドにより取引される取引所および規制された市場における当該契約の入手可能な直近の終値または決済価格に基づくものとする。ただし、先物、先渡し予約またはオプション契約が、純資産額の決定日に清算され得ない場合、当該契約の清算額の決定根拠は、取締役会が公正かつ合理的であるとみなす価額とする。

取締役会は、当該評価がファンド資産の適正価額をより一層反映すると考える場合には、取締役会の裁量により、他の評価方法の利用を認めることができる。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理事務代行会社は、管理会社の承認を得てファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

#### 純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に受益証券について純資産価格の決定を停止し、その結果としてその発行および買戻しを停止することができる。

(イ) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所または市場、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。

(ロ)政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。

(ハ)ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

(ニ)為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

かかる停止は、買付けまたは買戻しの申込みをした受益者に対して通知され、必要と判断される場合には公告される。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引残高報告書が交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

## (3) 【信託期間】

ファンドの存続期限は無期限である。(平成20年11月13日付管理会社取締役会決議により延長された。)

## (4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年5月31日である。

## (5) 【その他】

### 発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

### 存続期間および解散

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ルクセンブルグ投信法第104条および107条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されうる。

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。

## 約款

現行約款は、ルクセンブルグ商業および法人登記所に寄託されており、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができる。

管理会社は、受益者の利益のため保管受託銀行の承認を得て、日本の販売会社と協議のうえ、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。約款の変更は、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。変更は、約款を変更する書類により別異の定めのある場合を除き、ルクセンブルグ商業および法人登記所に約款が預託された旨の通知がルクセンブルグのメモリアルに公告された日に発効する。

関係法人との契約の更改等に関する手続

## 投資顧問契約

投資顧問契約は、管理会社と投資運用会社の間で無期限の契約として締結され、各当事者は、相手方当事者に同契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を交付または書留郵便ですることによって同契約を終了させることができる。

同契約のいかなる規定も、同契約の両当事者により署名された証書によらない限り、これを変更し、放棄し、適用を免除しまたはこれを廃止することができない。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠して解釈される。

## 保管および業務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、保管および業務契約を解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈される。

## 代行協会員契約

代行協会員契約は、他の契約当事者に対し、3か月前の書面による終了通知がなされるまで有効とする。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

## 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことにより、これを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈される。

## 2 【開示制度の概要】

### (1) ルクセンブルグにおける開示

#### 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければならない。

さらに、第1、3(4)「財務状況およびその他の情報に関する監督」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、ファンドの独立の監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング(Ernst & Young)、ルクセンブルグ事務所である。さらに、ファンドは、ルクセンブルク金融庁(現金融監督委員会)の1991年1月21日付通達91/75(改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書とともに半期報告書および年次報告書を提出することを要求されている。

#### 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等の記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができる。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

約款の変更および受益者に対する通知は、法律が要求する場合には、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。

### (2) 日本における開示

#### 監督官庁に対する開示

##### (a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局においてまたは金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)を通じてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「交付目論見書」)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、有価証券届出書第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局においてまたはEDINETを通じて閲覧することができる。

## (b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

### 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実が販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

## 3 【受益者の権利等】

### (1) 【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければならない。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

#### 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

#### 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に随時請求する権利を有する。

#### 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

## (2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

## (3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する届出代理人は、

弁護士 一木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

## (4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われる。

## 第4 【ファンドの経理状況】

### 1 【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

上記のファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

- b. ファンドの原文の財務書類は日本円で表示されている。

## (1) 【貸借対照表】

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 純資産計算書

2009年5月31日現在

(単位：日本円)

資産		
投資有価証券：	(注記参照)	
- 取得原価		3,433,252,959
- 未実現純損益		(683,552,747)
		2,749,700,212
現金：		
- 手元現金	(注記参照)	421,161,194
- 証拠金勘定	(注記参照)	355,734,094
		3,526,595,500
負債		
その他の負債：		
- 未払税金および未払費用		94,430,431
- 先物にかかる未実現損失	(注記参照)	46,690,000
- スワップ契約にかかる未実現損失	(注記参照)	9,009,350
		150,129,781
純資産		3,376,465,719
一口当り純資産価格		22,073円
発行済受益証券口数		152,969.00口

注記は本財務書類と不可分なものである。

## (2) 【損益計算書】

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 運用計算書および純資産変動計算書

2009年5月31日に終了した年度

(単位：日本円)

期首現在純資産		6,881,477,898
収益		
投資有価証券からの収益		
- 配当金、純額		39,403,175
預金利息、純額		3,390,305
		42,793,480
費用		
報酬：		
- 投資運用報酬	(注記参照)	27,164,612
- 実績報酬	(注記参照)	84,336,813
- 代行協会員報酬	(注記参照)	27,155,469
- 中央管理報酬および保管報酬		11,318,799
その他の費用		
- 年次税	(注記参照)	1,469,988
- 監査および法務報酬		5,373,998
- 印刷および公告費		944,799
- 一般管理費およびその他の費用		5,311,476
		163,075,954
投資純損益		(120,282,474)
以下にかかる実現純損益：		
- 投資有価証券および先物の売却	(注記参照)	(1,153,282,559)
- スワップ		(568,330,290)
実現純損益		(1,841,895,323)
以下にかかる未実現純評価益/(損)の変動：		
- 投資有価証券		311,254,049
- 先物		(13,090,000)
- スワップ		(2,550,490)
運用から生じた純資産の純増加/(減少)		(1,546,281,764)
資本の変動		
受益証券発行		478,442,778
受益証券買戻		(2,437,173,193)
		(1,958,730,415)
期末現在純資産		3,376,465,719

注記は本財務書類と不可分なものである。

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 統計情報

2009年5月31日に終了した年度

## 受益証券

期首現在発行済受益証券口数	234,787.00
発行受益証券口数	23,498.00
買戻受益証券口数	(105,316.00)
期末現在発行済受益証券口数	152,969.00

## 一口当り純資産価格

日本円

最高価格	29,594 (2008年6月2日)
最低価格	17,637 (2008年10月27日)
期末現在	22,073

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 受益証券口数、純資産および一口当り純資産価格の変動

日付	発行済 受益証券口数	純資産額	通貨	一口当り 純資産価格
2007年5月31日	221,012.00	7,336,393,528	日本円	33,195
2008年5月31日	234,787.00	6,881,477,898	日本円	29,309
2009年5月31日	152,969.00	3,376,465,719	日本円	22,073

[次へ](#)

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

## ファンドの説明

ルクセンブルグ大公国の法律に基づき契約型投資信託（“Fonds Commun de Placement”）として共同発起人であるロンドンのアーカス・インベストメント・リミテッドおよび東京の三菱UFJ証券株式会社により組成されたアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド（以下「ファンド」という。）は、有価証券およびその他の資産の共有持分型投資信託であり、ルクセンブルグの法律に基づき設立された会社であるアーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）によって、共同所有者の利益のために管理される。

ファンドは、投資信託に関する2002年12月20日ルクセンブルグ法パートIIに基づき組成されている。

管理会社は、ルクセンブルグ法に基づく株式会社として、1999年3月23日に存続期間を無期限として設立された会社であり、ルクセンブルグ商業登記 Nr B 69 044に従い登記されている。その登記上の事務所は、エマニュエル・セルベ通り20、ルクセンブルグ L-2535に在する。

管理会社の定款は1999年4月19日に、ファンドの約款は1999年5月11日に、ルクセンブルグ大公国の官報である「メモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン・ドゥ・グラン・ダッチェ・ドゥ・ルクセンブルグ」（「メモリアル」）に公告された。約款は、2008年11月14日付で改訂された。

ファンドの投資目的は、日本企業に対して公正価値に焦点をあてたロングまたはショート（もしくはその両方）の投資を行うことで、安定かつ長期的な資本価値の増加を達成することである。

ファンドは、日本株に対して投資するのと同じエクスポージャーを有するスワップ契約を締結することができる。契約期間は、1か月を超えることはできない。

ファンドがある株式のロング・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を支払い、またファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式を保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払う責任を負う。

ファンドがある株式のショート・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、ファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式のショート・ポジションを保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払い、また原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を受領する（金利が低い場合には、ブローカー手数料が、ファンドが受領する利息額を超過することがある）。

## 重要な会計方針の要約

## a) 投資有価証券の評価

公認の金融商品取引所で値付けされているかまたは定期的取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されている有価証券は、直近の入手可能な終値を基準に評価される。数か所の金融商品取引所または規制ある市場で値付けされている場合、当該有価証券の主要市場である金融商品取引所または規制ある市場における直近の入手可能な終値が適用される。ただし、当該価格が、時価を反映していない場合を除く。当該価格が有価証券の時価を反映していないと管理会社が考える場合には、これらの有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値を基準にして、管理会社により評価される。

公認の金融商品取引所または定期的取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で値付けされていない有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値で、管理会社により評価される。

先物取引は、かかる先物取引が主に取引されている市場の直近の売却価格で評価される。

## b) スワップの評価

スワップは、裏付けとなる有価証券の入手可能な直近の終値に基づく公正価値で評価される。

## c) 投資有価証券売却にかかる実現純損益

投資有価証券売却にかかる実現純損益は、売却された投資有価証券の平均原価を基準に算出される。

## d) スワップ契約にかかる実現純損益

スワップ契約にかかる実現純損益は、先入れ先出し基準により算出される。

## e) 外貨換算

ファンドの会計帳簿および財務書類は、日本円で表示されている。日本円以外の通貨で表示されている預金口座およびその他の純資産は、投資有価証券の時価とともに、評価日の実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨で表示される収益および費用は、支払日の実勢為替レートで日本円に換算される。為替差損益は、財務書類に含まれている。

日本円以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで換算される。

## f) 創立費用および再編費用

創立費用および再編費用は、5年間にわたり定額法で償却される。2004年5月31日現在、かかる費用は全額償却済みである。

## 投資運用報酬

管理会社は、ファンドのために、アーカス・インベストメント・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）と投資顧問契約を締結している。

管理会社および投資運用会社は、該当する月中のファンドの日々の平均純資産額の純資産150億円以下の部分について年率0.75%および純資産150億超の場合超過部分の純資産について0.70%を月報酬として受領する権利を有する。

### 実績報酬

投資運用会社は、その業務に対し、超過収益（目論見書に定義されている。）の15%相当額の実績報酬を半年毎に受領する権利を有し、ファンドの資産から支払われる。

### 年次税

現行法規に基づき、ファンドは、各四半期末のファンドの純資産額を基準として四半期毎に支払われ計算される年率0.05%のルクセンブルグにおける年次税を課せられる。

### ファンド受益証券の発行および買戻にかかる手数料

当初募集期間後、受益証券は、一口当り純資産価格で発行される。販売手数料が発生する場合、いかなる場合でも、受益証券が販売される国における法律、規則および慣行により認められる最高額を超過することはできない。

2009年5月31日に終了した年度について、買戻手数料は請求されなかった。

### 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンド資産の中から、毎月末に当該月のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.75%（純資産150億円以下の部分について）および0.80%（純資産150億円超の場合超過部分について）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月末に日本において代行協会員を通じて販売されなかった受益証券、もしくは毎月末に受益者帳簿に代行協会員が名義人としてまたは自己名義で登録されていない受益証券に相当するファンドの純資産部分については支払われない。

### 証拠金勘定

355,734,094円にのぼる証拠金勘定は、スワップ契約から生じるコミットメントのための担保および先物取引のための担保として用いられている。

### 投資ポートフォリオの変動

2009年5月31日に終了した年度の有価証券ポートフォリオ変動の写しは、管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。

## スワップ契約

2009年5月31日現在、ファンドは、以下の契約を締結している。

## - ショート・スワップ契約

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(20,000)	ヤクルト本社	36,500,000	1,719.00	1,825.00	2,083,703
(36,000)	大王製紙	32,580,388	866.00	905.01	1,340,059
(25,000)	東燃ゼネラル石油	34,077,976	999.00	984.47	(918,812)
(35,000)	東燃ゼネラル石油	24,611,721	999.00	973.66	(366,366)
(112,000)	日本板硝子	31,939,828	273.00	285.18	1,353,997
(200,000)	住友金属工業	47,514,438	256.00	237.57	(3,689,974)
(14,000)	THK	33,027,538	1,427.00	1,418.02	1,631,485
(22,000)	THK	19,852,328	1,427.00	1,501.25	(125,672)
(4,500)	ファナック	35,538,687	7,660.00	7,897.49	1,064,935
(315,000)	みずほ信託銀行	32,624,338	108.00	103.57	(1,419,298)
(20,000)	関西アーバン銀行	4,100,000	198.00	205.00	136,834
(110,000)	みずほインベスターズ証券	11,507,483	106.00	104.61	(170,723)
(80,000)	近畿日本鉄道	34,379,051	427.00	429.74	179,819
(80,000)	商船三井	50,852,832	676.00	635.66	(3,230,330)
(130,000)	第一中央汽船	33,859,109	297.00	260.45	(4,808,862)
(3,100)	ファーストリテイリング	33,510,422	11,290.00	10,809.81	(1,533,800)
(20,000)	ソフトバンク	34,172,803	1,735.00	1,708.64	(536,344)
		530,648,943		純損益	(9,009,350)

上記の純損益は、未収 / 未払利息およびブローカー手数料を含んでいる。

ショート・ポジションにかかる未実現純損失総額は9,099,350円であり、純資産計算書の「スワップにかかる未実現損失」に反映されている。

## 先物

2009年5月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド							
売り/ 買い	数量	契約	単位	2009年5月31日 現在の価格	2009年5月31日 現在の時価 日本円	未実現損益 日本円	契約額 日本円
売り	62	先物インデックス 日経平均株価先物 2009年6月	1,000	9,510.00円	(589,620,000) (589,620,000)	(46,690,000) (46,690,000)	(542,930,000) (542,930,000)

2009年5月31日現在、未決済の先物契約に係る未実現純損益は、ファンドの純資産計算書に含まれている。

## (3)【投資有価証券明細表等】

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 投資有価証券およびその他の純資産明細表

2009年5月31日

(単位:日本円)

株数 または 額面価額	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
	公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
	社債					
	日本					
76,000,000	西松建設 転換社債 0% 08.17.04 - 08.17.16	日本円	46,364,561	85.373	64,883,412	1.92
240,000,000	やすらぎ 転換社債 0% 11.02.06 - 11.02.11	日本円	222,432,858	65.000	156,000,000	4.62
	日本合計		268,797,419		220,883,412	6.54
	社債合計		268,797,419		220,883,412	6.54
	株式					
	フランス					
270,000	日産自動車	日本円	116,105,755	571.000	154,170,000	4.57
	フランス合計		116,105,755		154,170,000	4.57
	香港					
176,000	伊藤忠商事	日本円	101,733,896	689.000	121,264,000	3.59
	香港合計		101,733,896		121,264,000	3.59
	日本					
20,000	イオンモール	日本円	27,118,668	1,609.000	32,180,000	0.95
110,000	アイフル	日本円	15,966,936	299.000	32,890,000	0.97
10,000	アートネイチャー	日本円	7,859,789	853.000	8,530,000	0.25
13,000	朝日ネット	日本円	3,445,079	291.000	3,783,000	0.11
16,000	アステラス製薬	日本円	54,662,088	3,230.000	51,680,000	1.53
20,000	東京センチュリーリース	日本円	17,215,864	872.000	17,440,000	0.52
8,000	シーエスロジネット	日本円	2,119,862	212.000	1,696,000	0.05
5,100	建設技術研究所	日本円	2,779,987	534.000	2,723,400	0.08
20,000	第一興商	日本円	17,888,828	939.000	18,780,000	0.56
31,000	デンソー	日本円	52,216,068	2,275.000	70,525,000	2.09
30,400	E Mシステムズ	日本円	12,769,240	457.000	13,892,800	0.41
2,600	フロイント産業	日本円	1,052,460	408.000	1,060,800	0.03
175	藤商事	日本円	14,333,716	100,700.000	17,622,500	0.52
37,400	ハイレックスコーポレーション	日本円	31,132,174	697.000	26,067,800	0.77
380,000	IHI	日本円	82,781,415	171.000	64,980,000	1.92
120	インフォメーション・ディベロプメント	日本円	80,004	530.000	63,600	0.00
38,000	井上金属工業	日本円	20,212,363	485.000	18,430,000	0.55
37,000	三越伊勢丹ホールディングス	日本円	26,320,692	850.000	31,450,000	0.93
110	ジャパン・オフィス投資法人	日本円	42,245,092	101,000.000	11,110,000	0.33
174	ジョイント・リート投資法人	日本円	34,719,510	180,500.000	31,407,000	0.93
10,000	ジョルダン	日本円	4,520,401	640.000	6,400,000	0.19
270	KDDI	日本円	146,814,553	498,000.000	134,460,000	3.98
14,000	京阪神不動産	日本円	9,983,130	395.000	5,530,000	0.16
429	ケネディクス	日本円	16,811,398	28,900.000	12,398,100	0.37
135	ケネディクス不動産投資法人	日本円	31,686,433	253,800.000	34,263,000	1.01

株数 または 額面価額	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
30,000	クラレ	日本円	29,747,073	954.000	28,620,000	0.85
18,000	久世	日本円	9,229,140	317.000	5,706,000	0.17
750	ランドビジネス	日本円	44,566,477	22,350.000	16,762,500	0.50
10,700	マックスパリュ東海	日本円	16,925,534	1,185.000	12,679,500	0.38
34,000	田辺三菱製薬	日本円	32,238,081	1,055.000	35,870,000	1.06
60,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本円	25,109,520	598.000	35,880,000	1.06
396	エムケーキャピタルマネージメント	日本円	53,325,064	32,100.000	12,711,600	0.38
24,300	ナフコ	日本円	30,796,341	1,300.000	31,590,000	0.94
120,000	ニチアス	日本円	41,083,194	275.000	33,000,000	0.98
250	日本コマース投資法人	日本円	22,828,818	111,100.000	27,775,000	0.82
68,000	日本電気硝子	日本円	67,411,845	914.000	62,152,000	1.84
21,000	日本電信電話	日本円	96,493,349	3,960.000	83,160,000	2.46
450,000	西松建設	日本円	38,198,228	139.000	62,550,000	1.85
4,995	ニッシン債権回収	日本円	27,535,393	3,500.000	17,482,500	0.52
60	沖縄セルラー電話	日本円	10,788,309	167,800.000	10,068,000	0.30
10,000	オリックス	日本円	42,523,710	5,990.000	59,900,000	1.77
18,000	パナソニック	日本円	30,798,828	1,368.000	24,624,000	0.73
1,450	ピーシーデポコーポレーション	日本円	24,970,802	20,180.000	29,261,000	0.87
26,000	リロ・ホールディング	日本円	22,669,769	890.000	23,140,000	0.69
30,000	リコー	日本円	47,826,247	1,312.000	39,360,000	1.17
18,000	ラウンドワン	日本円	49,322,689	884.000	15,912,000	0.47
2,500	SBIホールディングス	日本円	32,682,603	15,250.000	38,125,000	1.13
8,000	西部電機	日本円	3,208,080	290.000	2,320,000	0.07
1,000	セブテーニ・ホールディングス	日本円	36,245,063	45,350.000	45,350,000	1.34
41,000	島忠	日本円	82,774,695	1,902.000	77,982,000	2.31
6,500	信越化学工業	日本円	26,479,986	4,980.000	32,370,000	0.96
300,000	新生銀行	日本円	26,492,066	128.000	38,400,000	1.14
35,000	昭和飛行機工場	日本円	63,708,046	370.000	12,950,000	0.38
240,000	昭和電工	日本円	34,294,251	141.000	33,840,000	1.00
64,500	スターツコーポレーション	日本円	15,266,072	291.000	18,769,500	0.56
70,000	住友商事	日本円	78,020,464	951.000	66,570,000	1.97
18,000	武田薬品工業	日本円	81,041,231	3,770.000	67,860,000	2.01
30,000	コーエーテックモホールディングス	日本円	26,812,349	699.000	20,970,000	0.62
1,026	TFPコンサルティンググループ	日本円	39,929,639	63,000.000	64,638,000	1.91
30,000	東映	日本円	11,885,849	410.000	12,300,000	0.36
9,000	トクデン	日本円	2,481,435	167.000	1,503,000	0.04
14,400	トーマンデバイス	日本円	20,701,658	968.000	13,939,200	0.41
1,220	トーセイ	日本円	89,063,184	25,130.000	30,658,600	0.91
100,000	東芝	日本円	33,306,681	357.000	35,700,000	1.06
10,000	トランコム	日本円	10,425,052	1,081.000	10,810,000	0.32
14,500	トリステージ	日本円	41,163,322	3,790.000	54,955,000	1.63
6,100	ユー・エス・エス	日本円	25,594,628	5,400.000	32,940,000	0.98
100	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	日本円	23,851,472	234,700.000	23,470,000	0.70
18,500	ウェアハウス	日本円	13,180,315	495.000	9,157,500	0.27
140	ワッツ	日本円	8,493,040	76,000.000	10,640,000	0.32
2,600	ヤフー	日本円	65,187,718	25,360.000	65,936,000	1.95
6,000	ヤマダ電機	日本円	21,863,357	5,440.000	32,640,000	0.97
43,000	やすらぎ	日本円	7,971,706	167.000	7,181,000	0.21
85,000	よみうりランド	日本円	100,935,059	291.000	24,735,000	0.73
100,000	有楽土地	日本円	29,641,075	185.000	18,500,000	0.55
64,000	銭高組	日本円	27,071,038	146.000	9,344,000	0.28
	日本合計		2,520,895,295		2,232,120,900	66.11
	韓国					
187	ゲームオン	日本円	23,401,125	113,700.000	21,261,900	0.63
	韓国合計		23,401,125		21,261,900	0.63

株数 または 額面価額	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
	株式合計		2,762,136,071		2,528,816,800	74.90
	公認の証券取引所に上場されているまたは他の規 制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証 券合計		3,030,933,490		2,749,700,212	81.44
	その他の譲渡性のある有価証券					
	社債					
	日本					
1,400,000	アドテックス	スイス・				
	CV 2ND LINE - 支払遅滞中	フラン	108,953,895	0.000	0	0.00
	0.125% 07.15.02-12.31.06					
35,000,000	エスグラントコーポレーション 転換社債	日本円	36,056,413	0.000	0	0.00
	- 支払遅滞中					
	0% 03.27.07-03.27.12					
	日本合計		145,010,308		0	0.00
	社債合計		145,010,308		0	0.00
	株式					
	日本					
4,800	LDH - 売却不能有価証券	日本円	77,713,171	0.000	0	0.00
1,062,000	スルガコーポレーション - 倒産手続中	日本円	179,595,990	0.000	0	0.00
	日本合計		257,309,161		0	0.00
	株式合計		257,309,161		0	0.00
	その他の譲渡性のある有価証券合計		402,319,469		0	0.00
	投資有価証券合計		3,433,252,959		2,749,700,212	81.44
	現金/(当座借越)				776,895,288	23.01
	その他の資産および負債				(150,129,781)	(4.45)
	純資産合計				3,376,465,719	100.00

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 投資有価証券の地域別分類

2009年5月31日現在

(%)

国	純資産割合 %
日本	72.65
フランス	4.57
香港	3.59
韓国	0.63
投資有価証券合計	81.44
その他の資産と負債	18.56
純資産	100.00

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 投資有価証券の業種別分類

2009年5月31日現在

(%)

業種	純資産割合 %
不動産	11.23
車両	7.43
持株会社および信販会社	7.39
データ通信	6.74
各種貿易会社	5.56
銀行およびその他の金融機関	5.46
小売業	5.24
建築および建築資材	5.03
各種サービス	4.65
医薬品および化粧品	4.60
電子および半導体	3.74
化学製品	2.81
建設機械および装置	2.57
インターネットおよびソフトウェア・サービス	2.25
事務用品およびコンピューター機器	1.93
ホテル、レストランおよびレジャー	1.72
その他	0.82
時計および時計製造業	0.70
電子技術および電子工学	0.41
航空および航空産業	0.38
運輸	0.32
繊維および衣料品	0.25
食品および清涼飲料	0.17
鉱業	0.04
投資有価証券合計	81.44
その他の資産と負債	18.56
純資産合計	100.00

[次へ](#)

CTEWU"LCRCP"NQP I IUJ QTV"HWP F

## UVCVGOGPV"QH"PGV"CUUGVU

Oc{"53."422;

\*kp"LR [+

CUUGVU	"	"
"	"	"
"	"	"
Rqtvhqkq<	*ugg"pqvgu+	"
/"Equv	"	5.655.474.;7;
/"Pgv"wptgcnkugf"tguwv	"	*8:5.774.969+
"	"	<b>4.96;.922.434</b>
Ecu j<	"	"
/"Ecu j"cv"uki jv	*ugg"pqvgu+	643.383.3;6
/"Oct i kp"ceeqwv	*ugg"pqvgu+	577.956.2;6
"	"	<b>5.748.7;7.722</b>
"	"	"
<b>NICDENKVGU</b>	"	"
"	"	"
"	"	"
Qv jgt"nkcdknkvkgu<	"	"
/"Vczgu"cpf"gzrpgpu"rc{cdng	"	;6.652.653
/"Wptgcnkugf"nquu"qp"hwvwtgu	*ugg"pqvgu+	68.8;2.222
/"Wptgcnkugf"nquu"qp"uycru"eqpvtcevu	*ugg"pqvgu+	;.22;.572
"	"	<b>372.34;.9:3</b>
"	"	"
<b>PGV"CUUGVU</b>	"	<b>5.598.687.93;</b>
"	"	"
"	"	"
<b>Pgv"cuugv"xcnwg"rgt"wpkv</b>	"	<b>44.295</b>
<b>Wpkv"qwwvcpfipi</b>	"	<b>374.;8;022</b>

V j g"pqvgu"ctg"cp"kpvg i tcn"rctv"qh"vj g u g"hkpcpekc n"uvcy g o gpvu

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

UVCVGOGPV"QH"QRGTCVKQPU"CPF"E J C P I G U"KP"PGV"CUUGVU

[ gct"gpfgf"Oc{"53."422;

\*kp"LR [ +

PGV"CUUGVU"CV"V J G"DG I K P K P I "QH"V J G" [ GCT	8.:.3.699.;;:
"	"
"	"
<b>KPEQOG</b>	"
"	"
"	"
kpeq o g"htq o "kpxguv o gpvu<	"
/"Fkxkf gp fu."pgv	" 5;.625.397
Dcpm"kpvtguv."pgv	" 5.5;2.527
"	" <b>64.9;5.6:2</b>
"	"
<b>GZRGPUGU</b>	"
"	"
"	"
Hgg<	"
/"kpxguv o gpv" o cpc i g o gpv" hgg	*ugg"pqvgu+ 49.386.834
/"Rgthqt o cpeg" hgg	*ugg"pqvgu+ :6.558.:35
/"C i gpv" eq o rcp{	*ugg"pqvgu+ 49.377.68;
/"Egpvtcn"cf o kpkuvtckqp"cpf"ewuvqf kcp" hgg	" 33.53:.9;;
"	"
Qvjgt"gzrgpugu<	"
/"Cpwwcn"vcz	*ugg"pqvgu+ 3.68;.:;:
/"Cwfkv"cpf"ng i cn" hgg	" 7.595.;;:
/"Rtkpvkpi"cpf"rwdnkujkpi" hgg	" ;66.9;;
/"Cf o kpkuvtckqp"cpf"qvjgt"gzrgpugu	" 7.533.698
"	" <b>385.297.;76</b>
"	"
<b>PGV"TGUWNV"QP"KXGUV OGPVU</b>	" <b>*342.4:4.696+</b>
"	"
"	"
Pgv"tgcnkugf"tguwnv"qp<	"
/"Ucngu"qh"kpuxguv o gpvu"cpf"hwvwtgu	*ugg"pqvgu+ *3.375.4:4.77;+
/"Uycru	" *78:.552.4;2+
"	"
<b>PGV"TGCKUGF"TGUWNV</b>	" <b>*3.:63.;:7.545+</b>
"	"
"	"
Ejcpig"kp"pgv"wptgcnkugf"cr r tgekcckqp l*fg r tgekcckqp+"qp"<	"
/"kpxguv o gpvu	" 533.476.26;
/"Hwvwtgu	" *35.2;2.222+
/"Uycru	" *4.772.6;2+
"	"
<b>PGV"KPETGUCUGI*FGETGUCUG+KP"PGV"CUUGVU"CU"C"TGUWNV</b>	" <b>*3.768.4:3.986+</b>
<b>QH"QRGTCVKQPU</b>	"
"	"
<b>OQXGOGPVU"KP"ECRVCN</b>	"
"	"
Uwduetkrvkqpu"qh"wpkvu	" 69:.664.99:
Tgfg o rvkqpu"qh"wpkvu	" *4.659.395.3;5+
"	" <b>*3.;7:.952.637+</b>
"	"
<b>PGV"CUUGVU"CV"V J G"GP F"QH"V J G" [ GCT</b>	" <b>5.598.687.93;</b>

V j g"pqvgu"ctg"cp"kpvg i tcn"rctv"qh"vjgug"hkpcpeken"ucvgo gpvu

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWPF

UVCVKUVKECN"KPHQTOCVKQP

[ gct"gpfgf"Oc{"53."422;

WPKVU	"	"
Wpkvu"qwwvcpfkpi"cv"vjg"dg ikppkpi"qh"vjg"{gct		456.9:9022
Uwduetkrvkqpu"qh"wpkvu	"	45.6;:022
Tgfg o rvkqpu"qh"wpkvu	"	*327.538022+
Wpkvu"qwwvcpfkpi"cv"vjg"gpfgf"qh"vjg"{gct		374.;8;022
"	"	"
"	"	"
PGV"CUUGV"XCNWG"RGT"WPKV	"	LR [
Jki jguv	"	4;:7;6
"	"	2802402:
"	"	"
Nqy guv	"	39.859
"	"	3204902:
"	"	"
Cv"vjg"gpfgf"qh"vjg"{gct	"	44.295

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWPF

E J C P I G U " K P " V J G " P W O D G T " Q H " W P K V U .  
 Q H " P G V " C U U G V U " C P F  
 Q H " P G V " C U U G V " X C N W G " R G T " W P K V

Fcvg	Pwo dgt"qh wpkvu qwwvcpfkpi	Pgy Cuugvu	Ee{	Pgy"cuugv xcnwg rgt"wpkv
27053029	443.234022	9.558.5;5.74:	LR [	55.3;7
2705302:	456.9:9022	8.::3.699.:::	LR [	4; .52;
2705302;	374.;8;022	5.598.687.93;	LR [	44.295

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

PQVGU"VQ"V J G"HKPCPEKCN"UVCVGOGPVU

Oc{"53."422;

FGUETKRVIQP"QH"V J G"HWP F

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F"\*v j g"δ Hwpfδ+. "qti cpkugf"wpfgt"v j g"eqrtq o qvgtujkr"qh" Ctewu kpxguv o gpv" Nk o kvgf. "Nqpfqp"cpf" Okvuwdkujk" WHL Ugewtkvkgu"Eq0. "Nvf"Vqm{q"wpfgt"v j g"nc yu"qh"v j g" I tcpf Fwe j {"qh" Nwzg o dqwti "cu" "c" " o wvvcn" "kpxguv o gpv" hwpf" "δ Hqpfu" "Eq o o wp" "fg" Rnceg o gpvδ+. "ku" "c" " eqrtqrktgvqtujkr" "qh" "kvu" "ugewtkvkgu" "cpf" "qv j g" "cuugvu. o cpc i g f" "kp" "v j g" "kpvgtguv" "qh" "kvu" "eq/q y pgtu" d {" Ctewu kpxguv o gpv" \*Nwzg o dqwti + "U0C0" \*v j g" δ Ocp c i g o gpv Eq o rcp {δ +0

V j g" Hwpf" ku" qti cpkugf" wpfgt" Rctv" KK" qh" v j g Nwzg o dqwti "nc y" "qh" Fgeg o dgt" 42. "4224" qp Wpfgtvcmkpiu" hqt" Eqmgevkgxg" kpxguv o gpvδ

V j g" Ocp c i g o gpv" Eq o rcp { "ku" "c" " eq o rcp { kpeqrtrctvgf" hqt" cp" "kpfghkpvk" "rgtkqf" "cu" "c" " "Uqek2v 2" "Cpqp{ o g" "wpfgt" "Nwzg o dqwti" "nc y" "qp" "Ocje" j" 45. 3; ; ; "cpf" "tgi kuvgtgf" "qp" "v j g" "Nwzg o dqwti" "Eq o o gtekc n Tg i kuvgt" wpfgt" P t" D" 8; "2660" "kvu" "Tg i kuvgtgf" "Qhhkeg" "ku" "cv 42" "Dq wngxctf" "G o o cpwgn" "Ugtxc ku. "N/4757 Nwzg o dqwti 0

V j g" Ctvkengu" qh" Cuuqekcvkqp" qh" v j g" Ocp c i g o gpv Eq o rcp { "ygtg" "rwdnkujgf" "qp" "Crtkn" 3; .3; ; ; "cpf" "v j g Ocp c i g o gpv" "Tg i wncvkgu" "qh" "v j g" "Hwpf" "ygtg" "rwdnkujgf qp" "Oc" {"33."3; ; ; ; "kp" "v j g" "\$O 2 o qtkcn" "E. "Tgewgkn" "Ur 2 ekn" "fgu" "Uqek2v 2u" "gv" "Cuuqekcvkqpu" "fw" "I tcpf/ Fwe j 2" "fg" "Nwzg o dqwti" "\$" "v j g" "O 2 o qtkcn" "\$+. "v j g" "qhhkekc n dwnngvkgp" "qh" "v j g" "I tcpf" "Fwe j {" "qh" "Nwzg o dqwti" 0" "V j g" "Ocp c i g o gpv" "Tg i wncvkgu" "jcxg" "dggp" "c o gpfgf" "cu" "cv Pq xg o dgt" 36. "422: 0

V j g" kpxguv o gpv" qd lgevkgxg" qh" v j g" Hwpf" "ku" "vq" "ce j kxg uvcdng" "cpf" "nqpi" /vgt o "ecrkven" "cr rtgekcvkqp" d {" kpxguvkpi gkv jgt" nqpi" "qt" "ujqt" "v" "qt" "dqvj" + "kp" "Lrcrpgug" "eq o rcpkgu hqewukpi" "qp" "v j gkt" "hckt" "xcnwgδ

V j g" "Hwpf" "o c {" "gpvgt" "kpvq" "u y cr" "eqpvtcevu" "v j cv" "rtqxkfg" "gzrquwtg" "vq" "Lrcrpgug" "uvqemu" 0" "V j g" "nhg" "qh" "v j g ci tgg o gpv" "fqgu" "pqv" "gzeggf" "qpg" "o qp v j 0

Y jgp" v j g" "Hwpf" "gpvgtu" "c" "nqpi" "u y cr" "rqukvkqp" "kp" "c" " i kxgp uvqem. "v j g" "wpfgtn" {kp i "rqukvkqp" "uk | g" "cpf" "v j g" "uvtkmg" "r tkeg ctg" "fgvgt o kpgf" 0" "V j g" "Hwpf" "dgeq o gu" "nkcdng" "vq" "rc" {" "cp c o qwpv" "gswcn" "vq" "cp" "ci tggf" "kpvgtguv" "tcvg" "qp" "v j g wpfgtn" {kp i "rqukvkqp" "uk | g. "cpf" "vq" "tgegkxg" "qt" "rc" {" "cp c o qwpv" "gswcn" "vq" "v j g" "vqvcn" "tgwvtp" "y jkej" "o c {" "dg rqukvkxg" "qt" "pg i cvkxg" + "y jkej" "y qwnf" "jcxg" "dggp" "ce j kxg f jcf" "v j g" "Hwpf" "jgnf" "cp" "c o qwpv" "qh" "uvqem" "gswcn" "vq" "v j g wpfgtn" {kp i "rqukvkqp" "uk | gδ

Y jgp" v j g" "Hwpf" "gpvgtu" "c" "ujqt" "u y cr" "rqukvkqp" "kp" "c" " i kxgp uvqem. "v j g" "wpfgtn" {kp i "rqukvkqp" "uk | g" "cpf" "v j g" "uvtkmg" "r tkeg ctg" "fgvgt o kpgf" 0" "V j g" "Hwpf" "tgegkxg" "qt" "rc" {" "u" "cp" "c o qwpv gswcn" "vq" "v j g" "vqvcn" "tgwvtp" "y jkej" "o c {" "dg" "rqukvkxg" "qt pg i cvkxg" + "y jkej" "y qwnf" "jcxg" "dggp" "ce j kxg f" "kh" "v j g" "Hwpf y qwnf" "jcxg" "jgnf" "c" "ujqt" "rqukvkqp" "hqt" "v j g" "c o qwpv" "qh" uvqem" "gswcn" "vq" "v j g" "wpfgtn" {kp i "rqukvkqp" "uk | g. "cpf tgegkxg" "cp" "c o qwpv" "gswcn" "vq" "cp" "ci tggf" "kpvgtguv" "tcvg" qp" "v j g" "wpfgtn" {kp i "rqukvkqp" "uk | g \*cnv j qwi j. "kp" "ecug" "qh" "nqy" "kpvgtguv" "tcvgu. "dtqmg" "ejct i gu o c {" "gzeggf" "v j g" "c o qwpv" "qh" "v j g" "kpvgtguv" "fwg" "vq" "v j g Hwpf+0

UWO OCT [ "QH"UK I PKHKECPV CEEQWPVKP I "RQNKEKGU

c+ "Xcnwcvkqp" "qh" "v j g" "kpxguv o gpv u

Ugewtkvkgu" "swqvgf" "qp" "cp" "qhhkekc n" "uvqem" "gze jcp i g" qt" "vtc f g f" "qp" "qv jgt" "tgi wncvgf" "o ctmgvu" "y jkej" "qrgtcvg" "tgi wncn" {" "cpf" "ctg" "tgeq i pkugf" "cpf" "qrgp" "vq" "v j g rwdnke. "ctg" "xcnwgf" "qp" "v j g" "dcuku" "qh" "v j g" "ncuv" "cxckncdng enqukpi" "r tkeg" 0" "Kh" "v j g" "ctg" "swqvcvkgu" "qp" "ugxgtcn" uvqem" "gze jcp i gu" "qt" "tgi wncvgf" "o ctmgvu. "v j g" "ncuv cxckncdng" "enqukpi" "r tkeg" "qh" "v j g" "uvqem" "gze jcp i g" "qt" tgi wncvgf" "o ctmgv" "y jkej" "ku" "v j g" "rtkpekrcn" "o ctmgv hqt" "v j g" "ugewtkvkgu" "kp" "swgukvkgu" "ku" "cr rnkgt" "wpnguu" "v j ku r tkeg" "ku" "pqv" "tgrtgugpvcvkgu" 0" "Kh" "uwe j" "r tkegu" "ctg" "pqv tgrtgugpvcvkgu" "qh" "v j g" "o ctmgv" "xcnwg" "qh" "v j g" "ugewtkvkgu kp" "v j g" "xky" "qh" "v j g" "Ocp c i g o gpv" "Eq o rcp {" "v j gp v j qug" "ugewtkvkgu" "ctg" "xcnwgf" "d {" "v j g" "Ocp c i g o gpv Eq o rcp {" "qp" "v j g" "dcuku" "qh" "v j gkt" "rtqdc dng" "tgenkucvkgp xcnwg" "fgvgt o kpgf" "rtwfgpv n {" "cpf" "kp" "i qqf" "hckv j 0

Ugewtkvkgu" "pqv" "swqvgf" "qp" "cp" "qhhkekc n" "uvqem" "gze jcp i g qt" "qp" "qv jgt" "tgi wncvgf" "o ctmgvu" "y jkej" "qrgtcvg tgi wncn" {" "cpf" "ctg" "tgeq i pkugf" "cpf" "qrgp" "vq" "v j g" "rwdnke ctg" "xcnwgf" "d {" "v j g" "Ocp c i g o gpv" "Eq o rcp {" "cv" "v j gkt" "rtqdc dng" "tgenkucvkgp" "xcnwg" "fgvgt o kpgf" "rtwfgpv n {" "cpf" "kp" "i qqf" "hckv j 0

Hwwwtgu" "eqpvtcevu" "ctg" "xcnwgf" "cv" "v j g" "ncuv" "ucngu" "r tkeg qp" "v j g" "o ctmgv" "y jgtg" "uwe j" "hwwwtgu" "eqpvtcevu" "ku rtkpekrcm" {" "vtc f g f 0

d+ "Xcnwcvkqp" "qh" "u y cr u

U y cr u" "ctg" "xcnwgf" "cv" "hckt" "xcnwg" "dcugf" "qp" "v j g" "ncuv" "cxckncdng" "enqukpi" "r tkeg" "qh" "v j g" "wpfgtn" {kp i ugewtkv {0

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

UWO OCT [ "QH"UK I PKHKECPV  
CEEQWPVKP I "RQNKEKGU"\*eqpvkpwgf+

e+""Pgvtgcnkugf"i ckp"qt"nquu"qp"ucngu"qh"kp xg u v o g p v u

Pgv"tgcnkugf"i ckpu"qt"nquugu"qp"ucngu"qh"kp xg u v o g p v u  
ctg"ecnewncvgf""qp""vjg""dcuku""qh""cxgtcig""equv""  
qh""vjg"kp xg u v o g p v u"uqnf0

f+""Pgvtgcnkugf"i ckp"qt"nquu"qp"uycr"vtcpucevkqpu

Pgv"tgcnkugf"i ckpu"qt"nquugu"qp"uycr"vtcpucevkqpu"ctg  
ecnewncvgf"qp"vjg"hktuv"kp"hktuv"qvw"dcuku0

g+""Vtcpuucvkq"qh"htgkip"ewttgpekgu

Vjg"ceeqwpvkpi"cpf"hkpcpekn"uvcvg"ogpvu"qh"vjg"Hwpf  
ctg"o ckpvckpgf"kp"LR [ 0"Dcpm"ceeqwpvu."qvjgt"pgv  
cuugvu"cu"ygnn"cu"vjg"o ctmgv"xcnwg"qh"vjg"  
kp xg u v o g p v u"kp"ugewtkvkgu"gzrtguugf"kp"ewttgpekgu  
qvjgt"vjcp"LR [ "ctg"eqpxgtvgf"kp"vq"LR [ "cv"vjg  
gzejcpi"tcvg"rtgxcnkpi"cv"vjg"xcnwcvkq"fcvg0

Kpeqog"cpf"gzrgpugu"gzrtguugf"kp"ewttgpekgu"  
qvjgt"vjcp"LR [ "ctg"eqpxgtvgf"kp"vq"LR [ "cv"vjg"  
rtgxcnkpi"gzejcpi"tcvg"cv"rc { o g p v " f c v g 0 " R t q h k v " q t  
nquu"qp"htgkip"gzejcpi"ku"kpawfgf"kp"vjg"hkpcpekn  
uvcvg"ogpvu0

Vjg"equv"qh"ugewtkvkgu"fgpq"okpcvgf"kp"ewttgpekgu  
qvjgt"vjcp"LR [ "ku"eqpxgtvgf"cv"vjg"gzejcpi"tcvg  
rtgxcnkpi"cv"vjg"fcvg"qh"ceswkwkvp0

h+""Hqtocvkq"cpf"tgqicpkucvkq"gzrgpugu

Vjg""hqtocvkq""cpf""tgqicpkucvkq""gzrgpugu""  
ctg"co qtvkugf"qxgt"hxg" { gct u " q p " c " u v t c k i j " n k p g  
dcuku0"Cu"qh"Oc { "53."4226."vjgug"equvu"ctg"hwnn {  
co qtvk | g f 0

KPXGUVOGPV"OCPCIGOGPV"HGG

Vjg"Ocpcigogpv"Eqorcp { ""qp"dgjcnh"qh"vjg"  
Hwpf"jcu"gpvtgkf"kp"vq"cp"kp xg u v o g p v u " O c p c i g o g p v  
C i t g g o g p v " y k v j " C t e w u " k p x g u v o g p v " N v f " \* " v j g " o  
kp xg u v o g p v " O c p c i g t o + 0

Vjg"Ocpcigogpv"Eqorcp { "cpf"vjg"kp xg u v o g p v  
Ocpcigt"ctg"gpvkngf"vq"tgegkxg"o qp v j n { " h g g . " c v " c p  
cppwcn"tcvg"qh"2097 ' \* " q p " v j g " c o q w p v " q h " v j g " P g v " C u u g v  
Xcnwg"wr"vq"LR [ "37"dknkp+"cpf"2092 ' \* " q p " v j g " c o q w p v  
qh"vjg"Pg v " C u u g v " X c n w g " g z e g g f k p i " L R [ " 3 7 " d k n k q p . " k h  
cp { + " q h " v j g " c x g t c i g " f c k n { " P g v " C u u g v " X c n w g u " q h " v j g  
Hwpf"fwtkpi"vjg"tgngxcpv"o qp v j 0

RGTHQTOCPEG"HGG

Hqt"kvu"ugtxkegu."vjg"kp xg u v o g p v " O c p c i g t " k u " g p v k n g f " v q  
dg"rckf"cu"ugok/cppwcn { "Rgthqto cpeg"Hgg"gswn"vq  
37 ' " q h " v j g " G z e g u u " T g v w t p " \* " c u " f g h k p g f " k p " v j g  
Rtqurgevuu+"cpf"rc { cdng"qvw"qh"vjg"cuugvu"qh"vjg"Hwpf0

CPPWCN"VCZ

Wpfgt"vjg"rtgxcnkpi"ncyu"cpf"tgiwncvkqpu."vjg"  
Hwpf"ku"uwdlgev"kp"Nwzgo d q w t i " v q " c " o v c z g  
f)cdqppg"ogpv"cv"vjg"cppwcn"tcvg"qh"2027 ' . " r c { c d n g  
swctvgt { " c p f " e c n e w n c v g f " q p " v j g " d c u k u " q h " v j g " p g v " c u u g v u  
qh"vjg"Hwpf"cv"vjg"gp"qh"gcej"swctvgt0

EQO O K U U K Q P U " Q P " K U U W G U " C P F  
TGFGORVKQPU"QH"V J G"HWP F)U"WPKVU

Chvgt"vjg"kpvkcn"uwduetrkvp"rgtkqf."wpkvu"ctg"kuuwgf"cv  
vjg"Pg v " C u u g v " X c n w g " r g t " w p k v 0 " V j g " u c n g u " e j c t i g . " k h " c p { .  
ujcnn"kp"pq"ecug"gzeggf"vjg"o czk o w o " r g t o k v g f "  
d { " v j g " n c y u . " t g i w n c v k q p u " c p f " r t c e v k e g " q h " c p { " e q w p v t {  
y j g t g " v j g " w p k v u " c t g " u q n f 0

Pq"tgfg"orvkq"hggu"ygtg"ejctigf"ht"vjg"vjg" { gct  
gpfgf  
Oc { "53."422;0

CIGPV"EQORCP [

Vjg"Cigpv"Eqorcp { "kp"lrcp"ku"gpvkngf"vq"c"hg  
rc { cdng."qvw"qh"vjg"cuugvu"qh"vjg"Hwpf."cv"vjg"gp"qh  
gcej"o qp v j " c v " c p " c p p w c n " t c v g " q h " 2 0 9 7 ' \* " q p " v j g " c o q w p v  
qh"vjg"Pg v " C u u g v " X c n w g " w r " v q " L R [ " 3 7 " d k n k q p + " c p f  
2 0 : 2 ' \* " q p " v j g " c o q w p v " q h " v j g " P g v " C u u g v " X c n w g  
gzeggf"kp"LR [ "37"dknkp."kh"cp { + " q h " v j g " c x g t c i g " f c k n {  
Pg v " C u u g v " X c n w g u " q h " v j g " H w p f " f w t k p i " v j g " t g n g x c p v  
o qp v j u 0 " U w e j " h g g " y k n n " p q v " d g " r c k f " v q " v j g " C i g p v  
Eqorcp { " h t " v j g " r q t v k q p " q h " v j g " p g v " c u u g v u " q h " v j g " H w p f  
eqttgur"qp"fkpi"vq"wpkvu"pqv"fkvtdwv"vjg"tqwi"vjg"vjg  
C i g p v " E q o r c p { " k p " l r c p " c v " v j g " g p " q h " g c e j " o q p v j " q t  
hqt"y"jkej"vjg"Cigpv"Eqorcp { "ku"pqv"tgi"kvgtg"cu  
pq"okpgg"qt"kp"kvu"qyp"pc"og"kp"vjg"tg"i"kvgt"qh  
Wpkvj"qnfgtu"cv"vjg"gp"qh"gcej"o qp v j 0

OCTIKP"CEEQWPVU

Octikp"ceeqwpvu"o qp vkpi"vq"LR [ "577.956.2;6"ugt  
cu"eqmncvgtcn"ht"vjg"eq"o"okv"ogpv"tguwvkpi"htq"o"vjg  
uycr"vtcpucevkqpu"cpf"ht"hwwtgu"eqvtcevu0

EJCPIGU"KP"V J G"KPXGUVOGPV  
RQTVHQNKQ

C"eqr { " q h " v j g " e j c p i g u " k p " v j g " u g e w t k v k g u " r q t v h q n k q  
fwtkpi"vjg" { gct"gpfgf"Oc { "53."422; "ku"cxckncdng"htgg  
qh"ejctig"cv"vjg"tgi"kvgtg"qh"hg"qh"vjg"Ocpcigogpv  
Eqorcp { 0

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

## UYCR"VTCPUCEVIQPU

Cu"qh"Oc{"53."422+;"v jg"Hwpf"jcf"gpvgtgf"kp vq"v jg"hqmq ykpi"eqv tcevu&lt;

/ Ujqtv"uy cr"eqv tcevu

Swcpkv{	Fguetkrvkp	Pqvqpcn *LR [+	Octmgv"rtkeg *LR [+	Uvtimg"rtkeg *LR [+	Pgv"tguwv *LR [+
*42.222+	[ CMWNV" J QPUJ C"EQ"NVF	58.722.222	3.93;022	3.:47022	4.2:5.925
*58.222+	FCkQ"RCRGT"EQTR	54.7:2.5:.	:88022	:27023	3.562.27;
*47.222+	VQPGP I GPGTCN"UGM [ W"MM	56.299.;98	;;:022	::6069	*;3:..34+
*57.222+	VQPGP I GPGTCN"UGM [ W"MM	46.833.943	;;:022	:95088	*588.588+
*334.222+	PKRRQ"PU J GGV" INCUU"EQ"NVF	53.;5:.:4:	495022	4:703:	3.575.:;9
*422.222+	UWOKVQOQ"OGVCN"KPFWUVTKGU	69.736.65:	478022	459079	*5.8:.;:96+
*36.222+	V J M"EQ"NVF	55.249.75:	3.649022	3.63:024	3.853.6:7
*44.222+	V J M"EQ"NVF	3;.:74.54:	3.649022	3.723047	*347.894+
*6.722+	HCPWE"NVF	57.75.:8:9	9.882022	9.:;906;	3.286.:57
*537.222+	OK\W J Q"VTWUV" ("DCPMKPI"EQ	54.846.55:	32:022	325079	*3.63;4:;+
*42.222+	MCPUC"WTDCP"DCPMKPI"EQTR	6.322.222	3;:022	427022	358.:56
*332.222+	OK\W J Q"KXPXGUVQTU"UGEU"EQ"NVF	33.729.6:5	328022	326083	*392.945+
*:2.222+	MKPVGVUW"EQTR	56.59:;273	649022	64;096	39;.:3;
*:2.222+	OKVUWK"QUM"NKPGU"NVF	72.:74.:54	898022	857088	*5.452.552+
*352.222+	FCkKE J K"E J WQ"MKUGP"MKUJ C	55.:7;:32;	4:9022	482067	*6.:2:..84+
*5.322+	HCUV"TGVCNKPI"EQ"NVF	55.732.644	33.4:2022	32.:2;0:3	*3.755.:22+
*42.222+	UQHVD CPM"EQTR	56.394.:25	3.957022	3.92:086	*758.566+
" "		<b>752.86:.;65</b>	"	<b>Pgv"tguwv&lt;</b>	<b>*;:22;:572+</b>

Pgv"tguwv"cu"tghngevgf"cdqxg"kpewfgu"kp vgtguv"tgegxcdnglrc{cdng."cu"y gnm"cu"dtqmgtejctigu0

V jg"vqvca"pgv"wp tgcnkugf"nquu"qp"ujqtv"rqukvkqu"coqwpvu"vq"LR [ "\*" :22;:572+"cpf"ku"tghngevgf"wpfgt"ëWptgcnkugf"nquu"qp"uy crui

kp"v jg"uvcvg o gpv"qh"pgv"cuugvu0

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

## HWVWTGU

Cu"cv"Oc{"53."422;."vjg"hqnnqykpi"hwvtgu"eqvtcev\*u+"ycu"\*ygtg+"qwwvcpfkpi"&lt;

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F						
Ucng"l Rwtejcug	Swcpvk{Eqvtcev*u+	Uk g	Rtkeg"cu"cv 2705302;	Octmgv xcnwg cu"cv 2705302; LR [	Wptgcnkugf tguwnv LR [	Eq o olv o gpv LR [
"	"HWVWTGU"QP"KPGZ	"	"	"	"	"
Ucng	84PKMMGK"447"LWPG"2;	3.222	;.732022"LR [	*7;.:842.222+	*68.8;2.222+	*764.;52.222+
"	""	"	"	*7;.:842.222+	*68.8;2.222+	*764.;52.222+

Vjg"pgv"wptgcnkugf"tguwnv"qp"vjg"qwwvcpfkpi"hwvtgu"eqvtcev\*u+"cu"Oc{"53."422;"ku"kpenwfgf"kp"vjg"uvcvg o gpv"qh"pgv"cuugvu"qh"vjg  
Hwpf0

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

UVCVGOGPV"QH"KPXGUV OGPVU"KP"UGEWTKVKGU

CPF"QV JGT"PGV"CUUGVU

Oc{"53."422;

\*kp"LR [+

Pw o dgt qt"Hceg Xcawg	Fguetrvkqp	Ee{	Equv	Xcawg rgt ugewtkv{	Octmgy xcawg *ugg"pqvgu+	'qh pgv cuugvu
	VTCPUHGTCDNG"UGEWTIVIGU"CF OIVVGF"VQ"CP QHHEKCN"UVQEM"GZBJCP I G"QT"FGCNV"IP"QP CPQVJGT"TG I WNCVGF"OCTMGV					
	DQPFU LCRCP					
98.222.222	PKUJKOCVUW"EQPUVTWEVKQP"EQ"NVF"EQPX " 2 ' ""2 : (39)26"/"2 : (39)38	LR [	68.586.783	:70595	86.: :5.634	30;4
462.222.222	[ CUWTC I "EQ"NVF"EQPX " 2 ' ""33)24)28"/"33)24)33	LR [	444.654.:7:	87)222	378.222.222	6)84
	VQVCN"LCRCP	"	48.:9;9.63;	"	442.: :5.634	8)76
	VQVCN"DQPFU	"	48.:9;9.63;	"	442.: :5.634	8)76
	GSWVIGU	"	"	"	"	"
	HTCPEG	"	"	"	"	"
492.222	PKUUCP"OQVQT"EQ"NVF " VQVCN"HTCPEG	LR [	338.327.977	793)222	376.392.222	6)79
	JQP I "MQP I	"	338.327.977	"	376.392.222	6)79
398.222	KVQEJW"EQTR " VQVCN"JQP I "MQP I	LR [	323.955.:;8	8.:; )222	343.486.222	5)7;
	LCRCP	"	323.955.:;8	"	343.486.222	5)7;
42.222	CGQP"OCNN"EQ"NVF	LR [	49.33.:88:	3.82; )222	54.3.:2.222	2)7
332.222	CKHW"EQTR	LR [	37.:;88.:;58	4.; )222	54.:; :2.222	2)9
32.222	CTVPCVWTG"KPE	LR [	9.:7.;9.;	:75)222	:.752.222	2)47
35.222	CUCJK"PGV"KPE	LR [	5.667.29;	4;3)222	5.9.:5.222	2)33
38.222	CUVGNNU"R JCTOC"KPE	LR [	76.884.2.:;	5.452)222	73.8.:2.222	3)75
42.222	EGPVWT [ "VQM [ Q"NGCUK P I "EQTR .:222 EU"NQ I KPGV"KPE	LR [	39.437.:86	:94)222	39.662.222	2)74
7.322	EVK"GP I KPGGK P I "EQ"NVF	LR [	4.33;.:84	434)222	3.8;8.222	2)27
42.222	FCKEJ KMQUJ Q"EQ"NVF	LR [	4.99;.:;9	756)222	4.945.622	2)2:
53.222	FGPUQ"EQTR	LR [	39.:;.:4:	;5; )222	3.:9.:2.222	2)78
52.622	GO"U [ UVGOU"EQ"NVF	LR [	74.438.28:	4.497)222	92.747.222	4)2;
4.822	HTGWPF"EQTR	LR [	34.98.;462	679)222	35.:;4.:22	2)63
397	HWLKUJ QLK"EQ"NVF	LR [	3.274.682	62; )222	3.282.:22	2)25
59.622	JK"NGZ"EQTR	LR [	36.555.938	322.922)222	39.844.722	2)74
5:2.222	KJK"EQTR	LR [	53.354.396	8;9)222	48.289.:22	2)99
342	KPHQTOCVKQP"FGXGNQROGPV"EQ"NVF	LR [	:4.9:3.637	393)222	86.;:2.222	3)4
5:222	KPQWG"MKP \ QMW"MQ I [ Q"EQ"NVF	LR [	:2.226	752)222	85.822	2)22
59.222	KUGVCP"OKVUWMQUJK"J QNFKP I U"NVF	LR [	42.434.585	6:7)222	3.:652.222	2)77
332	LCRCP"QHHEK"KPXGUV OGPV"EQTR	LR [	48.542.8;4	:72)222	53.672.222	2)5
396	LQKPV"TGK"KPXGUV OGPV"EQTR	LR [	64.467.2;4	323.222)222	33.332.222	2)55
32.222	LQTFWFCP"EQ"NVF	LR [	56.93.;732	3:2.722)222	53.629.222	2)5
492	MFFK"EQTR	LR [	6.742.623	862)222	8.622.222	2)3;
36.222	MGKJCPUJKP"TGCN"GUVCVG"EQ"NVF	LR [	368.:36.775	6;.:222)222	356.682.222	5)0;:
64;	MGPGFKZ"KPE	LR [	;.:;5.352	5;7)222	7.752.222	2)38
357	MGPGFKZ"TGCVN [ "KPXGUV OGPV"EQTR	LR [	38.:33.5;:	4.;:22)222	34.5;.:322	2)59
52.222	MWTCTC [ "EQ"NVF	LR [	53.8:8.655	475.:22)222	56.485.222	3)23
3:222	MW\G"EQ"NVF	LR [	4.;969.295	;76)222	4.:842.222	2)7
972	NCPF"DWUKPGU"EQ"NVF	LR [	;44;362	539)222	7.928.222	2)39
32.922	OCZXCNW"QMC"EQ"NVF	LR [	66.788.699	44.572)222	38.984.722	2)72
56.222	OKVUWDKUJK"VCP"CDGRJCTOC"EQTR	LR [	38.;47.756	3.3:7)222	34.89;:722	2)5:
		LR [	54.45.:2:3	3.277)222	57.:92.222	3)28

Vjg"pqvgu"ctg"cp"kpvg i tcn"rctv"qh"vjgug"hkpcpekn"uvcvg o gpvu

## CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

Pw o dgt qt'Hceg Xcawg	Fguetkviqg	Ee{	Equ	Xcawg rgt ugewtr{	Octmgy xcawg *ugg*ppvgu+	' 'qh pgv cuugvu
82.222	OKVUWDKUJK"WHL"HKPCPEKCN"ITQWR"KPE	LR [	47.32;.742	7;.0222	57;.2.222	3028
5:8	OM"ECRVCN"OCPCIGOGPV"EQTR	LR [	75.547.286	54.3220222	34.933.822	205:
46.522	PCHEQ"EQ"NVF	LR [	52.9;8.563	3.5220222	53.7;2.222	20:6
342.222	PXEJKUCU"EQTR	LR [	63.2:5.3;6	4970222	55.222.222	20:;
472	PARRQP"EQOGTEKCN"KXPXGUVGPPV"EQTR	LR [	44.:4.:3:	333.3220222	49.997.222	20:4
8:222	PARRQP"NGEVTK"INCUN"EQ"NVF	LR [	89.633.:67	:360222	84.374.222	30:6
43.222	PARRQP"VGNGITCRJ"("VGNGR"JQPG"EQTR	LR [	:8.6;5.56;	5.;820222	:5.382.222	4068
672.222	PKUJKOCVUW"EQPUVTWEVKQP"EQ"NVF	LR [	5.:3;.:44:	35;0222	84.772.222	30:7
6.:;7	PKUUKP"UGTXKEGT"EQ"NVF	LR [	49.757.5;5	5.7220222	39.6:4.722	2074
82	QMKPCYC"EGNWNCT"VGNGR"JQPG"EQ	LR [	32.9:.;52;	389.:220222	32.28:222	2052
32.222	QTKZ"EQTR	LR [	64.745.932	7.;:20222	7.;:22.222	3099
3:222	RCPCUQPK"EQTR	LR [	52.9;.:4:	3.58:0222	46.846.222	2095
3.672	RE"FGRQV"EQTR	LR [	46;.92.:24	42.3:20222	4:483.222	20:9
48.222	TGNQ"JQNFKP"IU"KPE	LR [	44.88;.98;	:;20222	45.362.222	208;
52.222	TKEQJ"EQ"NVF	LR [	69.:48.469	3.5340222	5:582.222	3039
3:222	QWPF"QPG"EQTR	LR [	6:544.8;:	:;60222	37.:34.222	2069
4.722	UDK"JQNFKP"IU"KPE	LR [	54.8:4.825	37.4720222	5:347.222	3035
:222	UGKDW"NGEVTK"("OCEJ"KPGT["EQ"NVF	LR [	5.42:2:2	4:20222	4.542.222	2029
3.222	UGRVGPK"JQNFKP"IU"EQ"NVF	LR [	58.467.285	67.5720222	67.572.222	3056
63.222	UJKOCEJW"EQ"NVF	LR [	:4.996.8;7	3:240222	99.:;4.222	4053
8.722	UJKP"GVUW"EJGOKECN"EQ"NVF	LR [	48.69;.:8	6.;:20222	54.592.222	20:8
522.222	UJKPUGK"DCPM"NVF	LR [	48.6;4.288	34:0222	5:622.222	3036
57.222	UJQYC"KTETCHV"KPFWUVT["EQ"NVF	LR [	85.92:268	5920222	34:72.222	205:
462.222	UJQYC"FGPMQ"MM	LR [	56.4;6.473	3630222	55:62.222	3022
86.722	UVCTVU"EQTR"KPE	LR [	37.488.294	4:30222	3:98;7.222	2078
92.222	UWOKVQOQ"EQTR	LR [	9:242.686	:730222	88.792.222	30:9
3:222	VCMGFC"RJCTOCEGWVKECN"EQ"NVF	LR [	:3.263.453	5.9920222	89:82.222	4023
52.222	VGEQO"MQGK"JQNFKP"IU"EQ"NVF	LR [	48.:34.56;	8;:0222	42.:92.222	2084
3.248	VHR"EQPUWNVKPI"ITQWR"EQ"NVF	LR [	5:.;4:85;	85.2220222	86.85:222	30:3
52.222	VQGG"EQ"NVF	LR [	33.:7:6;	6320222	34.522.222	2058
:222	VQMWFGP"EQ"NVF	LR [	4.6:3.657	3890222	3.725.222	2026
36.622	VQOGP"FGXKEGU"EQTR	LR [	42.923.87:	:8:0222	35:5;4.222	2063
3.442	VQUGK"EQTR	LR [	:;285.3:6	47.3520222	52.87:822	20:3
322.222	VQUJKDC"EQTR	LR [	55.528.8:3	5790222	57.922.222	3028
32.222	VTCPEQO"EQ"NVF	LR [	32.647.274	3.2:30222	32:32.222	2054
36.722	VTK"/UVCIG"KPE	LR [	63.385.544	5.9:20222	76:77.222	3085
8.322	WUU"EQ"NVF	LR [	47.7;6.84:	7.6220222	54:62.222	20:;
322	XKNNCIG"XCP"IWCTF"EQ"NVF	LR [	45:73.694	456.9220222	45.692.222	2092
3:722	YCTGJQWUG"EQ"NVF	LR [	35.3:2.537	6:70222	:379.722	2049
362	YCVVU"EQ"NVF	LR [	:6;5.262	98.2220222	32.862.222	2054
4.822	[CJQQ"LCRCP"EQTR	LR [	87.3:9.93:	47.5820222	87:58.222	30:7
8.222	[COCFC"FGPMK"EQ"NVF	LR [	43:85.579	7.6620222	54.862.222	20:9
65.222	[CUWTCI"EQ"NVF	LR [	9:93.928	3890222	9.3:3.222	2043
:7.222	[QOKWTK"NCPF"EQ"NVF	LR [	322:57.27;	4:30222	46.957.222	2095
322.222	[WTCMW"TGCV"UVCV"EQ"NVF	LR [	4:863.297	3:70222	3:722.222	2077
86.222	\GPKVCMC"EQTR	LR [	49.293.25:	3680222	:566.222	204:
	VQVCN"LCRCP		4.742.:;7.4;7		4.454.342.;22	88033
	UQWVJ"MQTGC					
3:9	ICOGQP"EQ"NVF	LR [	45.623.347	335.9220222	43.483.:22	2085
	VQVCN"UQWVJ"MQTGC		45.623.347		43.483.;22	2085
	VQVCN"GSWVIGU		4.984.358.293		4.74:38.:22	960;2
	VQVCN"VTCPUHGTC"DN"UGEWTKVIGU"CFOKVGF"VQ		5.252.;55.6;2		4.96;922.434	:3066
	CP"QHHEKCN"UVQEM"GZEJCP"IG"QT"FGCNV"IP"QP					
	CPQVJGT"TG"IVNCVGF"OCTMGV					
	QVJGT"VTCPUHGTC"DN"UGEWTKVIGU					
	DQPFU					
	LCRCP					
	CFXCPEGF"VGEJ"PNQNI["CPF"U["VVGOU"EQ	EJH	32:.;75.:;7	20222	2	2022
3.622.222	NVF"EX"4PF"N"KPG"/FGHCWNV"QH"RCKGOGPV					
	20347 "29037024"/34053028					

Vjg"ppvgu"ctg"cp"kpvgitcn"rctv"qh"vjgug"hkpcpekn"uvcygogpvu

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

Pw o dgt qt'Hceg Xcwg	Fguetrvkqp	Ee{	Equv	Xcwg rgt ugewt{	Octngv xcwg *ugg"pqvgu+	' 'qh pgv cuugvu
57.222.222	U/ITCPV"EQ"NVF"EQPX"/"KP"FGHCWNV"QH" RC [ OGPV"2 ' """"25049029"/"25049034	LR [	58.278.635	20222	2	2022
	VQVCN"LCRCP	"	367.232.52:	"	2	2022
	VQVCN"DQPFU	"	367.232.52:	"	2	2022
	GSWIVIGU	"	"	"	"	"
	LCRCP	"	"	"	"	"
6.:22	NF J"EQTRQTCVKQP"/"UWURGPU"EQVCVKQP	LR [	99.935.393	20222	2	2022
3.284.222	UWTW I C"EQTR"/"UQEKGVG"KP"DCPMTWRVE [	LR [	39.;7.;7.;:2	20222	2	2022
	VQVCN"LCRCP	"	479.52;:383	"	2	2022
	VQVCN"GSWIVIGU	"	479.52;:383	"	2	2022
	VQVCN"QV JGT"VTCPUHGTCDNG"UGEWTVIGU	"	624.53;:68;	"	2	2022
	VQVCN"XPXGUV OGPVU"KP"UGEWTVIGU	"	5.655.474.;7;	"	4.96;:922.434	:3066
	Ecu j l*dcpm"qxgtf tchv+	"	"	"	998.;:7.4.::	45023
	Qvjgt"cuugvu"cpf"nkcdkknkvgu	"	"	"	*372.34;:9:3+	*6067+
	VQVCN"PGV"CUUGVU	"	"	"	5.598.687.93;	322022

V j g"pqvgu"ctg"cp"kpvg i tcn"rctv"qh"vj g"hgpcpekn"uvcvg o gpvu

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWPF

IGQ I TCR JKECN"ENCUUKHKECVKQP  
 QH"V JG"KPXGUV OGPVU"KP"UGEWTKVKGU  
 Oc{"53."422;  
 \*kp" ' +

EQWPVTKGU		' "qh
"	"	pgv
"	"	cuugvu
"	"	"
Lcrep	"	94087
Htcepeg	"	6079
J qpi" Mqpi	"	507 ;
Uqwj "Mqtgc	"	2085
"	"	"
VQVCN"KPXGUV OGPVU"KP"UGEWTKVKGU		:3066
"		"
Qv jgt"cuugvu"cpf"nkcdknkvkgu	"	3 : 078
"	"	"
PGV"CUUGVU	"	322022

CTEWU"LCRCP"NQP I IU J QTV"HWP F

GEQPQOKE"ENCUUKHKECVKQP  
 QH"V J G"KPXGUV OGPVU"KP"UGEWTKVKGU  
 Oc{"53."422;  
 \*kp" ' +

GEQPQOKE"UGEVQTU	' 'qh
"	pgv
"	cuugvu
"	"
Tgen"guvcvg"eq o rcpkgu	33045
Tqcf"xgjkengu	9065
Jqnfkpi"cpf"hkpcpeg"eq o rcpkgu	905;
Fcvc"vtcpu o kuukqp	8096
Okuegmcpqwu"vtcfkpi"eq o rcpkgu	7078
Depmu"cpf"qvjgt"etgfkv"kpukvwwkqpu	7068
Tgvckn"vtcfg	7046
Dwknfkpi"cpf"dwknfkpi"o cvgtkenu	7025
Okuegmcpqwu"ugtckegu	6087
Rjct o cegwkecn"cpf"equ o gvkeu"kpfwuvt {	6082
Gngevtqpleu' ("ug o keqpfwevqtu	5096
Ejg o kecnu	40:3
Ocejkpgt{"cpf"cr rctcvwu"eqpuvtwekqp	4079
kpvgtpgv' ("uqhvyctg"ugtckegu	4047
Qhhkeg"uwr rnkgu"cpf"eq o rwwgtu	30;5
Jqvgnu."tgucwtcpvu"cpf"ngkuwtg	3094
Qvjgt	20:4
Enqem"cpf"y cvej o cmkpi"kpfwuvt {	2092
Gngevtqvejpkecn"cpf"gngevtqpk"kpfwuvt {	2063
Cgtqpcwkecn"cpf"cuvtqpp o kecn"kpfwuvt {	205:
Vtcpu rqtvcvkqp	2054
Vgzvkngu"cpf"enqvjkpi"kpfwuvt {	2047
Hqqfuvwhhu"cpf"pqp/cneqjqnke"ftkpmu	2039
Tgen"guvcvg"eq o rcpkgu	2026
"	"
VQVCN"KPXGUV OGPVU"KP"UGEWTKVKGU	:3066
Qvjgt"cuugvu"cpf"nkcdknkvgu	3:078
PGV"CUUGVU	322022

[次△](#)

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 純資産計算書

2008年5月31日現在

(単位：日本円)

## 資産

投資有価証券：	(注記参照)	
- 取得原価		4,988,036,436
- 未実現純損益		(994,806,796)
		3,993,229,640
現金：		
- 手元現金	(注記参照)	518,983,848
- 証拠金勘定	(注記参照)	2,393,959,725
その他の資産：		
- 未収配当		32,650,180
		6,938,823,393
負債		
その他の負債：		
- 未払税金および未払費用		17,286,635
- 先物にかかる未実現損失	(注記参照)	33,600,000
- スワップ契約にかかる未実現損失	(注記参照)	6,458,860
		57,345,495
純資産		6,881,477,898
一口当り純資産価格		29,309円
発行済受益証券口数		234,787.00口

注記は本財務書類と不可分なものである。

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 運用計算書および純資産変動計算書

2008年5月31日に終了した年度

(単位:日本円)

期首現在純資産		7,336,393,528
収益		
投資有価証券からの収益		
- 配当金、純額		98,503,775
預金利息、純額		12,333,383
		110,837,158
費用		
報酬:		
- 投資運用報酬	(注記参照)	55,417,026
- 実績報酬	(注記参照)	2,927,403
- 代行協会員報酬	(注記参照)	54,680,958
- 中央管理報酬および保管報酬		23,064,193
その他の費用		
- 年次税	(注記参照)	3,679,665
- 監査および法務報酬		7,919,200
- 印刷および公告費		6,748,709
- 一般管理費およびその他の費用		4,116,087
		158,553,241
投資純損益		(47,716,083)
以下にかかる実現純損益:		
- 投資有価証券および先物の売却	(注記参照)	(439,900,956)
- 為替差損益		153,791,459
- スワップ		240,682,701
実現純損益		(93,142,879)
以下にかかる未実現純評価益/(損)の変動:		
- 投資有価証券		(662,404,464)
- 先物		(39,450,000)
- スワップ		(151,530,790)
運用から生じた純資産の純増加/(減少)		(946,528,133)
資本の変動		
受益証券発行		2,387,570,585
受益証券買戻		(1,895,958,082)
		491,612,503
期末現在純資産		6,881,477,898

注記は本財務書類と不可分なものである。

[前へ](#) [次へ](#)

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 財務書類に対する注記

2008年5月31日現在

## ファンドの説明

ルクセンブルグ大公国の法律に基づき契約型投資信託（“Fonds Commun de Placement”）として共同発起人であるロンドンのアーカス・インベストメント・リミテッドおよび東京の三菱UFJ証券株式会社により組成されたアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド（以下「ファンド」という。）は、有価証券およびその他の資産の共有持分型投資信託であり、ルクセンブルグの法律に基づき設立された会社であるアーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）によって、共同所有者の利益のために管理される。

ファンドは、投資信託に関する2002年12月20日ルクセンブルグ法パートIIに基づき組成されている。

管理会社は、ルクセンブルグ法に基づく株式会社として、1999年3月23日に存続期間を無期限として設立された会社であり、ルクセンブルグ商業登記 Nr B 69 044に従い登記されている。その登記上の事務所は、エマニュエル・セルベ通り20、ルクセンブルグ L-2535に在する。

管理会社の定款は1999年4月19日に、ファンドの約款は1999年5月11日に、ルクセンブルグ大公国の官報である「メモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン・ドゥ・グラン・ダッチェ・ドゥ・ルクセンブルグ」（「メモリアル」）に公告された。約款改訂の通知は、2005年3月4日に公告された。

ファンドの投資目的は、日本企業に対して公正価値に焦点をあてたロングまたはショート（もしくはその両方）の投資を行うことで、安定かつ長期的な資本価値の増加を達成することである。

ファンドは、日本株に対して投資するのと同じエクスポージャーを有するスワップ契約を締結することができる。契約期間は、1か月を超えることはできない。

ファンドがある株式のロング・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を支払い、またファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式を保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払う責任を負う。

ファンドがある株式のショート・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、ファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式のショート・ポジションを保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払い、また原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を受領する（金利が低い場合には、ブローカー手数料が、ファンドが受領する利息額を超過することがある）。

## 重要な会計方針の要約

## a) 投資有価証券の評価

公認の金融商品取引所で値付けされているかまたは定期的に取りが行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されている有価証券は、直近の入手可能な終値を基準に評価される。数か所の金融商品取引所または規制ある市場で値付けされている場合、当該有価証券の主要市場である金融商品取引所または規制ある市場における直近の入手可能な終値が適用される。ただし、当該価格が、時価を反映していない場合を除く。当該価格が有価証券の時価を反映していないと管理会社が考える場合には、これらの有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値を基準にして、管理会社により評価される。

公認の金融商品取引所または定期的に取りが行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で値付けされていない有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値で、管理会社により評価される。

先物取引は、かかる先物取引が主に取引されている市場の直近の売却価格で評価される。

## b) スワップの評価

スワップは、裏付けとなる有価証券の入手可能な直近の終値に基づく公正価値で評価される。

## c) 投資有価証券売却にかかる実現純損益

投資有価証券売却にかかる実現純損益は、売却された投資有価証券の平均原価を基準に算出される。

## d) スワップ契約にかかる実現純損益

スワップ契約にかかる実現純損益は、先入れ先出し基準により算出される。

## e) 外貨換算

ファンドの会計帳簿および財務書類は、日本円で表示されている。日本円以外の通貨で表示されている預金口座およびその他の純資産は、投資有価証券の時価とともに、評価日の実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨で表示される収益および費用は、支払日の実勢為替レートで日本円に換算される。為替差損益は、財務書類に含まれている。

日本円以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで換算される。

## f) 創立費用および再編費用

創立費用および再編費用は、5年間にわたり定額法で償却される。2004年5月31日現在、かかる費用は全額償却済みである。

### 投資運用報酬

管理会社は、ファンドのために、アーカス・インベストメント・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）と投資顧問契約を締結している。

管理会社および投資運用会社は、該当する月中のファンドの日々の平均純資産額の純資産150億円以下の部分について年率0.75%および純資産150億超の場合超過部分の純資産について0.70%を月報酬として受領する権利を有する。

### 実績報酬

投資運用会社は、その業務に対し、超過収益（目論見書に定義されている。）の15%相当額の実績報酬を半年毎に受領する権利を有し、ファンドの資産から支払われる。

### 年次税

現行法規に基づき、ファンドは、各四半期末のファンドの純資産額を基準として四半期毎に支払われ計算される年率0.05%のルクセンブルグにおける年次税を課せられる。

### ファンド受益証券の発行および買戻にかかる手数料

当初募集期間後、受益証券は、一口当り純資産価格で発行される。販売手数料が発生する場合、いかなる場合でも、受益証券が販売される国における法律、規則および慣行により認められる最高額を超過することはできない。

2008年5月31日に終了した年度について、買戻手数料は請求されなかった。

### 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンド資産の中から、毎月末に当該月のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.75%（純資産150億円以下の部分について）および0.80%（純資産150億円超の場合超過部分について）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月末に日本において代行協会員を通じて販売されなかった受益証券、もしくは毎月末に受益者帳簿に代行協会員が名義人としてまたは自己名義で登録されていない受益証券に相当するファンドの純資産部分については支払われない。

### 証拠金勘定

2,393,959,725円にのぼる証拠金勘定は、スワップ契約から生じるコミットメントのための担保および先物取引のための担保として用いられている。

### 投資ポートフォリオの変動

2008年5月31日に終了した年度の有価証券ポートフォリオ変動の写しは、管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。

## スワップ契約

2008年5月31日現在、ファンドは、以下の契約を締結している。

## - ロング・スワップ契約

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
38,000	スルガコーポレーション	23,294,000	329	613	(10,803,983)
600	アセット・マネジャーズ・ホールディングス	34,800,000	52,000	58,000	(3,617,903)
8,000	シーエスロジネット	2,408,000	303	301	14,761
18,300	トーメンデバイス	27,267,000	1,550	1,490	1,083,973
5,400	ナフコ	8,721,000	1,674	1,615	314,114
10,000	ナフコ	16,150,000	1,674	1,615	581,692
279,000	アセット・インベスターズ	16,182,000	53	58	(1,403,325)
200	日本コマース投資法人	84,800,000	393,000	424,000	(6,243,625)
800	プロバスト	74,080,000	73,000	92,600	(15,718,110)
35,000	特殊電極	10,885,000	286	311	(880,600)
1,500	ジョルダン	750,000	522	500	32,614
5,600	ジョルダン	2,800,000	522	500	121,760
2,900	ジョルダン	1,450,000	522	500	63,054
33,000	朝日ネット	9,339,000	299	283	523,196
80,000	三菱ガス化学	58,560,000	791	732	4,689,874
145,000	日本ゼオン	78,735,000	494	543	(7,145,505)
10,000	太陽インキ製造	23,250,000	2,335	2,325	88,039
550	インテリジェンス	49,445,000	84,900	89,900	(2,775,437)
1,220	TFPコンサルティンググループ	62,952,000	49,900	51,600	(2,106,385)
40,000	EMシステムズ	30,880,000	693	772	(3,175,886)
500	フルキャスト	32,250,000	78,200	64,500	6,833,409
4,500	綜研化学	12,082,500	2,020	2,685	(2,998,716)
216,000	新日鉱ホールディングス	149,040,000	660	690	(6,556,673)
130,000	住友ゴム工業	109,850,000	870	845	3,193,488
600,000	ニチアス	267,000,000	390	445	(33,137,357)
27,000	ユニプレス	29,403,000	1,020	1,089	(1,878,126)
12,000	西部電機	5,700,000	490	475	177,068
20,000	ヒラノテクシード	18,660,000	985	933	1,030,400
20,000	ヒラノテクシード	18,660,000	985	933	1,030,400
13,000	ヒラノテクシード	12,129,000	985	933	669,760
47,000	井上金属工業	26,226,000	610	558	2,430,508
10,000	井上金属工業	5,580,000	610	558	517,129
60,000	ワイエイシイ	61,440,000	965	1,024	(3,571,607)
240,000	クボタ	180,480,000	855	752	24,627,153
10,000	日本電産	77,600,000	7,850	7,760	860,079
25,000	堀場製作所	72,750,000	3,000	2,910	2,212,574
4,664	キーエンス	120,424,480	25,180	25,820	(3,046,912)
30,000	デンソー	112,200,000	3,850	3,740	3,242,279
16,900	レーザーテック	27,530,100	1,559	1,629	(1,197,163)
8,000	エンブラス	8,968,000	1,269	1,121	1,179,386
380,000	IHI	89,300,000	239	235	1,474,060
48,000	トヨタ自動車	253,440,000	5,370	5,280	4,189,619
130,000	ヤマハ発動機	265,850,000	2,145	2,045	12,863,235
7,000	昭和飛行機工業	7,770,000	1,050	1,110	(423,997)

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
1,000	昭和飛行機工場	1,110,000	1,050	1,110	(60,571)
5,000	昭和飛行機工場	5,550,000	1,050	1,110	(302,855)
695	ピーシーデポコーポレーション	13,913,900	19,600	20,020	(299,058)
214	ピーシーデポコーポレーション	4,284,280	19,600	20,020	(92,084)
72	ピーシーデポコーポレーション	1,441,440	19,600	20,020	(30,982)
14	ピーシーデポコーポレーション	280,280	19,600	20,020	(6,024)
251	ピーシーデポコーポレーション	5,025,020	19,600	20,020	(108,005)
100	ピーシーデポコーポレーション	2,002,000	19,600	20,020	(43,030)
140,000	伊藤忠商事	165,340,000	1,220	1,181	5,374,942
80,000	三井物産	196,400,000	2,585	2,455	10,298,963
184,000	住友商事	268,272,000	1,557	1,458	18,077,989
3,500	大塚家具	4,410,000	1,260	1,260	(2,269)
4,500	大塚家具	5,670,000	1,260	1,260	(2,917)
6,200	大塚家具	7,812,000	1,260	1,260	(4,019)
7,100	大塚家具	8,946,000	1,260	1,260	(4,602)
610	三井住友フィナンシャルグループ	506,300,000	907,000	830,000	46,709,537
190	みずほフィナンシャルグループ	98,230,000	554,000	517,000	6,979,466
10,000	芙蓉総合リース	30,503,473	3,130	3,050	791,623
7,787	ニッシン債権回収	81,140,540	9,710	10,420	(5,570,512)
100	ニッシン債権回収	1,042,000	9,710	10,420	(71,536)
100	ニッシン債権回収	1,042,000	9,710	10,420	(71,536)
200,000	ジャックス	67,000,000	307	335	(5,634,468)
8,000	オリックス	151,680,000	19,920	18,960	7,601,969
69,000	京阪神不動産	34,707,000	491	503	(845,855)
184,000	有楽土地	80,776,000	481	439	7,686,445
300	パシフィックホールディングス	22,020,000	64,100	73,400	(2,801,328)
221	サンウッド	38,233,000	163,000	173,000	(2,229,669)
530	ランド	31,270,000	47,450	59,000	(6,137,587)
63,600	やすらぎ	28,365,600	397	446	(3,130,993)
660	トーセイ	43,956,000	61,300	66,600	(3,520,613)
1,001	ランドコム	31,031,000	30,450	31,000	(566,514)
200	ジョイント・リート投資法人	59,200,000	285,000	296,000	(2,230,455)
70	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	25,970,000	347,000	371,000	(1,693,360)
200	KDDI	140,000,000	731,000	700,000	6,127,978
1,380	NTTドコモ	219,420,000	168,000	159,000	12,307,121
		4,963,424,613			53,857,508

2008年5月31日現在、ファンドは、以下の契約を締結している。

## - ショート・スワップ契約

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(41,510)	東急建設	(16,687,020)	378	402	958,101
(140)	ミクシィ	(109,200,000)	795,000	780,000	(2,541,289)
(36,000)	ヤクルト本社	(99,360,000)	2,765	2,760	(197,333)
(180)	ディー・エヌ・エー	(137,340,000)	742,000	763,000	3,606,494
(190,000)	サッポロホールディングス	(144,780,000)	800	762	(7,470,469)
(54,000)	麒麟ホールディングス	(92,988,000)	1,745	1,722	(1,235,491)
(65,000)	宝ホールディングス	(46,800,000)	728	720	(533,364)
(30,000)	伊藤園	(50,100,000)	1,693	1,670	(769,993)
(18,000)	小野薬品工業	(97,560,000)	6,090	5,420	(12,053,171)
(35,000)	大正製薬	(69,615,000)	1,973	1,989	564,873
(2,000)	沢井製薬	(9,180,000)	4,380	4,590	397,183
(3,000)	沢井製薬	(13,770,000)	4,380	4,590	595,774
(15,000)	沢井製薬	(68,850,000)	4,380	4,590	2,971,220
(700)	サイバーエージェント	(106,400,000)	157,000	152,000	(3,894,508)
(200)	サイバーエージェント	(30,400,000)	157,000	152,000	(1,085,694)
(70,000)	資生堂	(182,000,000)	2,585	2,600	977,807
(201,000)	ライオン	(95,877,000)	468	477	1,611,174
(170,000)	横浜ゴム	(88,570,000)	515	521	1,026,200
(130,000)	TOTO	(107,770,000)	810	829	2,309,902
(20,000)	丸一鋼管	(73,200,000)	3,610	3,660	979,097
(140,000)	愛知製鋼	(66,080,000)	540	472	(9,619,634)
(54,000)	日本製鋼所	(105,408,000)	2,190	1,952	(12,870,388)
(10,000)	大阪チタニウムテクノロジーズ	(66,675,258)	6,330	6,668	3,377,904
(100,000)	三菱電線工業	(14,600,000)	133	146	1,268,253
(150,000)	東芝	(132,750,000)	929	885	(6,590,708)
(400,000)	OKI	(89,200,000)	185	223	15,067,488
(100,000)	OKI	(22,300,000)	185	223	3,776,783
(24,000)	ソニー	(116,400,000)	5,280	4,850	(10,420,492)
(500,000)	三洋電機	(138,500,000)	269	277	3,978,917
(420,000)	日立造船	(55,440,000)	137	132	(2,128,151)
(650,000)	三菱自動車	(105,950,000)	187	163	(15,830,382)
(84)	クボテック	(4,729,200)	50,500	56,300	478,493
(30,000)	ニコン	(97,800,000)	3,360	3,260	(2,993,154)
(20,000)	サンリオ	(18,780,000)	1,115	939	(3,568,765)
(70,000)	イオン	(103,110,000)	1,515	1,473	(2,932,782)
(600,000)	みずほ信託銀行	(114,000,000)	198	190	(4,857,887)
(38,000)	アコム	(121,980,000)	3,320	3,210	(4,166,040)
(23,000)	ジャフコ	(100,510,000)	4,300	4,370	1,617,036
(160)	大阪証券取引所	(97,120,000)	591,000	607,000	2,437,305
(300)	マネックス・ビーンズ・ホールディングス	(20,880,000)	79,100	69,600	(2,894,938)
(300)	マネックス・ビーンズ・ホールディングス	(20,880,000)	79,100	69,600	(2,890,298)
(200)	カブドットコム証券	(28,651,320)	150,000	143,257	(1,378,493)
(200)	カブドットコム証券	(28,226,745)	150,000	141,134	(1,775,093)
(100)	スパークス・グループ	(4,870,000)	45,200	48,700	339,519
(100)	スパークス・グループ	(4,870,000)	45,200	48,700	340,601

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(44,000)	三井不動産	(117,260,000)	2,615	2,665	2,213,420
(47,000)	三菱地所	(136,300,000)	2,840	2,900	2,765,934
(30,000)	住友不動産	(83,100,000)	2,700	2,770	2,105,817
(550)	NTT都市開発	(90,200,000)	173,000	164,000	(4,975,757)
(350,000)	近畿日本鉄道	(125,300,000)	344	358	4,908,771
(110,000)	第一中央汽船	(83,820,000)	745	762	1,708,227
(170,000)	全日本空輸	(69,700,000)	405	410	792,923
(265,000)	日本航空	(66,250,000)	237	250	3,331,860
(45,000)	四国電力	(135,000,000)	2,990	3,000	459,450
(43,800)	日立ソフトウェアエンジニアリング	(111,909,000)	2,590	2,555	(1,577,391)
(30,000)	カプコン	(94,500,000)	3,500	3,150	(10,493,385)
(30,000)	アサツーディ・ケイ	(95,400,000)	3,030	3,180	4,462,158
		(4,528,896,543)			(60,316,368)
				純損益	(6,458,860)

上記の純損益は、未収／未払利息およびブローカー手数料を含んでいる。

ロングおよびショート・ポジションにかかる未実現純損失総額は(6,458,860)円であり、純資産計算書の「スワップにかかる未実現損失」に反映されている。

#### 先物

2008年5月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

#### アーカス・ジャパン・ロング／ショート・ファンド

売り／ 買い	数量	契約	単位	2008年5月31日 現在の価格	2008年5月31日 現在の時価 日本円	未実現損益 日本円	契約額 日本円
		先物インデックス					
売り	21	日経平均株価先物 2008年6月	1,000	14,340.00円	(301,140,000)	(33,600,000)	(267,540,000)
					(301,140,000)	(33,600,000)	(267,540,000)

2008年5月31日現在、未決済の先物契約に係る未実現純損益は、ファンドの純資産計算書に含まれている。

[前へ](#) [次へ](#)

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

## STATEMENT OF NET ASSETS

May 31, 2008  
(in JPY)

## ASSETS

Portfolio:	(see notes)	
- Cost		4,988,036,436
- Net unrealised result		(994,806,796)
		<b>3,993,229,640</b>
Cash:		
- Cash at sight	(see notes)	518,983,848
- Margin accounts	(see notes)	2,393,959,725
Other assets:		
- Dividend receivable		32,650,180
		<b>6,938,823,393</b>

## LIABILITIES

Other liabilities:		
- Taxes and expenses payable		17,286,635
- Unrealised loss on futures	(see notes)	33,600,000
- Unrealised loss on swaps contracts	(see notes)	6,458,860
		<b>57,345,495</b>

<b>NET ASSETS</b>		<b>6,881,477,898</b>
-------------------	--	----------------------

<b>Net asset value per unit</b>		<b>29,309</b>
<b>Units outstanding</b>		<b>234,787,00</b>

The notes are an integral part of these financial statements

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

**STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS**Year ended May 31, 2008  
(in JPY)

<b>NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR</b>		<b>7,336,393,528</b>
<b>INCOME</b>		
Income from investments:		
- Dividends, net		98,503,775
Bank interest, net		12,333,383
		<b>110,837,158</b>
<b>EXPENSES</b>		
Fees:		
- Investment management fee	(see notes)	55,417,026
- Performance fee	(see notes)	2,927,403
- Agent company	(see notes)	54,680,958
- Central administration and custodian fee		23,064,193
Other expenses:		
- Annual tax	(see notes)	3,679,665
- Audit and legal fees		7,919,200
- Printing and publishing fees		6,748,709
- Administration and other expenses		4,116,087
		<b>158,553,241</b>
<b>NET RESULT ON INVESTMENTS</b>		<b>(47,716,083)</b>
Net realised result on:		
- Sales of investments and futures	(see notes)	(439,900,956)
- Foreign exchange		153,791,459
- Swaps		240,682,701
<b>NET REALISED RESULT</b>		<b>(93,142,879)</b>
Change in net unrealised appreciation/(depreciation) on :		
- Investments		(662,404,464)
- Futures		(39,450,000)
- Swaps		(151,530,790)
<b>NET INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS</b>		<b>(946,528,133)</b>
<b>MOVEMENTS IN CAPITAL</b>		
Subscriptions of units		2,387,570,585
Redemptions of units		(1,895,958,082)
		<b>491,612,503</b>
<b>NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR</b>		<b>6,881,477,898</b>

The notes are an integral part of these financial statements

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

May 31, 2008

## DESCRIPTION OF THE FUND

ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND (the "Fund"), organised under the copromotership of Arcus Investment Limited, London and Mitsubishi UFJ Securities Co., Ltd Tokyo under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund ("Fonds Commun de Placement"), is a coproprietorship of its securities and other assets, managed in the interest of its co-owners by Arcus Investment (Luxembourg) S.A. (the "Management Company").

The Fund is organised under Part II of the Luxembourg law of December 20, 2002 on Undertakings for Collective Investment.

The Management Company is a company incorporated for an indefinite period as a Société Anonyme under Luxembourg law on March 23, 1999 and registered on the Luxembourg Commercial Register under Nr B 69 044. Its Registered Office is at 20 Boulevard Emmanuel Servais, L-2535 Luxembourg.

The Articles of Association of the Management Company were published on April 19, 1999, and the Management Regulations of the Fund were published on May 11, 1999, in the "Mémorial C, Recueil Spécial des Sociétés et Associations du Grand-Duché de Luxembourg" ("the Mémorial"), the official bulletin of the Grand Duchy of Luxembourg. A notice of the deposit of the amendments to the Management Regulations was published on March 4, 2005.

The investment objective of the Fund is to achieve stable and long-term capital appreciation by investing either long or short (or both) in Japanese companies focusing on their fair value.

The Fund may enter into swap contracts that provide exposure to Japanese stocks. The life of the agreements does not exceed one month.

When the Fund enters a long swap position in a given stock, the underlying position size and the strike price are determined. The Fund becomes liable to pay an amount equal to an agreed interest rate on the underlying position size, and to receive or pay an amount equal to the total return (which may be positive or negative) which would have been achieved had the Fund held an amount of stock equal to the underlying position size.

When the Fund enters a short swap position in a given stock, the underlying position size and the strike price are determined. The Fund receives or pays an amount equal to the total return (which may be positive or negative) which would have been achieved if the Fund would have held a short position for the amount of stock equal to the underlying position size, and receives an amount equal to an agreed interest rate on the underlying position size (although, in case of low interest rates, broker charges may exceed the amount of the interest due to the Fund).

## SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

*a) Valuation of the investments*

Securities quoted on an official stock exchange or traded on other regulated markets which operate regularly and are recognised and open to the public, are valued on the basis of the last available closing price. If there are quotations on several stock exchanges or regulated markets, the last available closing price of the stock exchange or regulated market which is the principal market for the securities in question is applied unless this price is not representative. If such prices are not representative of the market value of the securities in the view of the Management Company, then those securities are valued by the Management Company on the basis of their probable realisation value determined prudently and in good faith.

Securities not quoted on an official stock exchange or on other regulated markets which operate regularly and are recognised and open to the public are valued by the Management Company at their probable realisation value determined prudently and in good faith.

Futures contracts are valued at the last sales price on the market where such futures contract is principally traded.

*b) Valuation of swaps*

Swaps are valued at fair value based on the last available closing price of the underlying security.

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

**SUMMARY OF SIGNIFICANT  
ACCOUNTING POLICIES (continued)***c) Net realised gain or loss on sales of investments*

Net realised gains or losses on sales of investments are calculated on the basis of average cost of the investments sold.

*d) Net realised gain or loss on swap transactions*

Net realised gains or losses on swap transactions are calculated on the first in first out basis.

*e) Translation of foreign currencies*

The accounting and financial statements of the Fund are maintained in JPY. Bank accounts, other net assets as well as the market value of the investments in securities expressed in currencies other than JPY are converted into JPY at the exchange rate prevailing at the valuation date.

Income and expenses expressed in currencies other than JPY are converted into JPY at the prevailing exchange rate at payment date. Profit or loss on foreign exchange is included in the financial statements.

The cost of securities denominated in currencies other than JPY is converted at the exchange rate prevailing at the date of acquisition.

*f) Formation and reorganisation expenses*

The formation and reorganisation expenses are amortised over five years on a straight line basis. As of May 31, 2004, these costs are fully amortized.

**INVESTMENT MANAGEMENT FEE**

The Management Company on behalf of the Fund has entered into an Investment Management Agreement with Arcus Investment Ltd (the "Investment Manager").

The Management Company and the Investment Manager are entitled to receive a monthly fee, at an annual rate of 0.75% (on the amount of the Net Asset Value up to JPY 15 billion) and 0.70% (on the amount of the Net Asset Value exceeding JPY 15 billion, if any) of the average daily Net Asset Values of the Fund during the relevant month.

**PERFORMANCE FEE**

For its services, the Investment Manager is entitled to be paid a semi-annually Performance Fee equal to 15% of the Excess Return (as defined in the Prospectus) and payable out of the assets of the Fund.

**ANNUAL TAX**

Under the prevailing laws and regulations, the Fund is subject in Luxembourg to a "taxe d'abonnement" at the annual rate of 0.05%, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Fund at the end of each quarter.

**COMMISSIONS ON ISSUES AND  
REDEMPTIONS OF THE FUND'S UNITS**

After the initial subscription period, units are issued at the Net Asset Value per unit. The sales charge, if any, shall in no case exceed the maximum permitted by the laws, regulations and practice of any country where the units are sold.

No redemption fees were charged for the the year ended May 31, 2008.

**AGENT COMPANY**

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each month at an annual rate of 0.75% (on the amount of the Net Asset Value up to JPY 15 billion) and 0.80% (on the amount of the Net Asset Value exceeding JPY 15 billion, if any) of the average daily Net Asset Values of the Fund during the relevant months. Such fee will not be paid to the Agent Company for the portion of the net assets of the Fund corresponding to units not distributed through the Agent Company in Japan at the end of each month or for which the Agent Company is not registered as nominee or in its own name in the register of Unitholders at the end of each month.

**MARGIN ACCOUNTS**

Margin accounts amounting to JPY 2,393,959,725 serve as collateral for the commitments resulting from the swap transactions and for futures contracts.

**CHANGES IN THE INVESTMENT  
PORTFOLIO**

A copy of the changes in the securities portfolio during the year ended May 31, 2008 is available free of charge at the registered office of the Management Company.

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

## SWAP TRANSACTIONS

As of May 31, 2008, the Fund had entered into the following contracts:

## - Long swap contracts

Quantity	Description	Notional (JPY)	Market price (JPY)	Strike price (JPY)	Net result (JPY)
38,000	SURUGA CORPORATION	23,294,000	329	613	(10,803,983)
600	ASSET MANAGERS CO LTD	34,800,000	52,000	58,000	(3,617,903)
8,000	CS LOGINET INC	2,408,000	303	301	14,761
18,300	TOMEN DEVICES CORP	27,267,000	1,550	1,490	1,083,973
5,400	NAFCO CO LTD	8,721,000	1,674	1,615	314,114
10,000	NAFCO CO LTD	16,150,000	1,674	1,615	581,692
279,000	ASSET INVESTORS CO. LTD.	16,182,000	53	58	(1,403,325)
200	NIPPON COMMERCIAL INVESTMENT C	84,800,000	393,000	424,000	(6,243,625)
800	PROPERST CO LTD	74,080,000	73,000	92,600	(15,718,110)
35,000	TOKUDEN CO LTD	10,885,000	286	311	(880,600)
1,500	JORUDAN CO LTD	750,000	522	500	32,614
5,600	JORUDAN CO LTD	2,800,000	522	500	121,760
2,900	JORUDAN CO LTD	1,450,000	522	500	63,054
33,000	ASAHI NET INC	9,339,000	299	283	523,196
80,000	mitsubishi GAS CHEMICAL CO INC	58,560,000	791	732	4,689,874
145,000	ZEON CORPORATION	78,735,000	494	543	(7,145,505)
10,000	TAIYO INK MFG CO LTD	23,250,000	2,335	2325	88,039
550	INTELLIGENCE LTD	49,445,000	84,900	89,900	(2,775,437)
1,220	TFP CONSULTING GROUP CO. LTD.	62,952,000	49,900	51,600	(2,106,385)
40,000	EM SYSTEMS CO LTD	30,880,000	693	772	(3,175,886)
500	FULLCAST CO LTD	32,250,000	78,200	64,500	6,833,409
4,500	SOKEN CHEMICAL & ENGINEERING	12,082,500	2,020	2,685	(2,998,716)
216,000	NIPPON MINING HOLDINGS INC	149,040,000	660	690	(6,556,673)
130,000	SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES LTD	109,850,000	870	845	3,193,488
600,000	NICHIAS CORP	267,000,000	390	445	(33,137,357)
27,000	UNIPRESS CORPORATION	29,403,000	1,020	1,089	(1,878,126)
12,000	SEIBU ELECTRIC + MACHINERY CO	5,700,000	490	475	177,068
20,000	HIRANO TECSEED CO LTD	18,660,000	985	933	1,030,400
20,000	HIRANO TECSEED CO LTD	18,660,000	985	933	1,030,400
13,000	HIRANO TECSEED CO LTD	12,129,000	985	933	669,760
47,000	INOUE KINZOKU KOGYO CO LTD	26,226,000	610	558	2,430,508
10,000	INOUE KINZOKU KOGYO CO LTD	5,580,000	610	558	517,129
60,000	Y.A.C CO LTD	61,440,000	965	1,024	(3,571,607)
240,000	KUBOTA CORP	180,480,000	835	752	24,627,153
10,000	NIDEC CORP	77,600,000	7,850	7,760	860,079
25,000	HORIBA LTD	72,750,000	3,000	2,910	2,212,574
4,664	KEYENCE CORP	120,424,480	25,180	25,820	(3,046,912)
30,000	DENSO CORPORATION	112,200,000	3,850	3,740	3,242,279
16,900	LASERTEC CORP	27,530,100	1,559	1,629	(1,197,163)
8,000	ENPLAS CORP	8,968,000	1,269	1,121	1,170,386
380,000	IHI CORPORATION	89,300,000	239	235	1,474,060
48,000	TOYOTA MOTOR CORP	253,440,000	5,370	5,280	4,189,619
130,000	YAMAHA MOTOR CO LTD	265,850,000	2,145	2,045	12,863,235
7,000	SHOWA AIRCRAFT INDUSTRY CO LTD	7,770,000	1,050	1,110	(423,997)

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

## SWAP TRANSACTIONS (continued)

## - Long swap contracts

Quantity	Description	Notional (JPY)	Market price (JPY)	Strike price (JPY)	Net result (JPY)
1,000	SHOWA AIRCRAFT INDUSTRY CO LTD	1,110,000	1,050	1,110	(60,571)
5,000	SHOWA AIRCRAFT INDUSTRY CO LTD	5,550,000	1,050	1,110	(302,855)
695	PC DEPOT CORP	13,913,900	19,600	20,020	(299,058)
214	PC DEPOT CORP	4,284,280	19,600	20,020	(92,084)
72	PC DEPOT CORP	1,441,440	19,600	20,020	(30,982)
14	PC DEPOT CORP	280,280	19,600	20,020	(6,024)
251	PC DEPOT CORP	5,025,020	19,600	20,020	(108,005)
100	PC DEPOT CORP	2,002,000	19,600	20,020	(43,030)
140,000	ITOCU CORP	165,340,000	1,220	1,181	5,374,942
80,000	MITSUI & CO LTD	196,400,000	2,585	2,455	10,298,963
184,000	SUMITOMO CORP	268,272,000	1,557	1,458	18,077,989
3,500	OTSUKA KAGU LTD	4,410,000	1,260	1,260	(2,269)
4,500	OTSUKA KAGU LTD	5,670,000	1,260	1,260	(2,917)
6,200	OTSUKA KAGU LTD	7,812,000	1,260	1,260	(4,019)
7,100	OTSUKA KAGU LTD	8,946,000	1,260	1,260	(4,602)
610	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GRP	506,300,000	907,000	830,000	46,709,537
190	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC	98,230,000	554,000	517,000	6,979,466
10,000	FUYO GENERAL LEASE CO LTD	30,503,473	3,130	3,050	791,623
7,787	NISSIN SERVICER CO LTD	81,140,540	9,710	10,420	(5,570,512)
100	NISSIN SERVICER CO LTD	1,042,000	9,710	10,420	(71,536)
100	NISSIN SERVICER CO LTD	1,042,000	9,710	10,420	(71,536)
200,000	JACCS CO LTD	67,000,000	307	335	(5,634,468)
8,000	ORIX CORP	151,680,000	19,920	18,960	7,601,969
69,000	KEIHANSHIN REAL ESTATE CO LTD	34,707,000	491	503	(845,855)
184,000	YURAKU REAL ESTATE CO LTD	80,776,000	481	439	7,686,445
300	PACIFIC MANAGEMENT CORP	22,020,000	64,100	73,400	(2,801,328)
221	SUNWOOD CORP	18,233,000	163,000	173,000	(2,229,669)
530	LAND CO LTD	31,270,000	47,450	59,000	(6,137,587)
63,600	YASURAGI CO LTD	28,365,600	397	446	(3,130,993)
660	TOSEI CORPORATION	43,956,000	61,300	66,600	(3,520,613)
1,001	LANDCOM CORP	31,031,000	30,450	31,000	(566,514)
200	JOINT REIT INVESTMENT CORP	59,200,000	285,000	296,000	(2,230,455)
70	JAPAN HOTEL AND RESORT INC	25,970,000	347,000	371,000	(1,693,360)
200	KDDI CORPORATION	140,000,000	731,000	700,000	6,127,978
1,380	NTT DOCOMO INC	219,420,000	168,000	159,000	12,307,121
		<b>4,963,424,613</b>			<b>53,857,508</b>

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

## SWAP TRANSACTIONS (continued)

As of May 31, 2008, the Fund had entered into the following contracts:

## - Short swap contracts

Quantity	Description	Notional (JPY)	Market price (JPY)	Strike price (JPY)	Net result (JPY)
(41,510)	TOKYU CONSTRUCTION CO LTD	(16,687,020)	378	402	958,101
(140)	MIXI INC	(109,200,000)	795,000	780,000	(2,541,289)
(36,000)	YAKULT HONSHA CO LTD	(99,360,000)	2,765	2,760	(197,333)
(180)	DENA CO LTD	(137,340,000)	742,000	763,000	3,606,494
(190,000)	SAPPORO HOLDINGS LIMITED	(144,780,000)	800	762	(7,470,469)
(54,000)	KIRIN HLDGS CO LTD	(92,988,000)	1,745	1,722	(1,235,491)
(65,000)	TAKARA HOLDINGS INC	(46,800,000)	728	720	(533,364)
(30,000)	ITO EN LTD	(50,100,000)	1,693	1,670	(769,993)
(18,000)	ONO PHARMACEUTICAL CO LTD	(97,560,000)	6,090	5,420	(12,053,171)
(35,000)	TAISHO PHARMACEUTICAL CO LTD	(69,615,000)	1,973	1,989	564,873
(2,000)	SAWAI PHARMACEUTICAL CO LTD	(9,180,000)	4,380	4,590	397,183
(3,000)	SAWAI PHARMACEUTICAL CO LTD	(13,770,000)	4,380	4,590	595,774
(15,000)	SAWAI PHARMACEUTICAL CO LTD	(68,850,000)	4,380	4,590	2,971,220
(700)	CYBERAGENT INC	(106,400,000)	157,000	152,000	(3,894,508)
(200)	CYBERAGENT INC	(30,400,000)	157,000	152,000	(1,085,694)
(70,000)	SHISEIDO CO LTD	(182,000,000)	2,585	2,600	977,807
(201,000)	LION CORP	(95,877,000)	468	477	1,611,174
(170,000)	YOKOHAMA RUBBER CO LTD	(88,570,000)	515	521	1,026,200
(130,000)	TOTO LTD	(107,770,000)	810	829	2,309,902
(20,000)	MARUICHI STEEL TUBE LTD	(73,200,000)	3,610	3,660	979,097
(140,000)	AICHI STEEL WORKS LTD	(66,080,000)	540	472	(9,619,634)
(54,000)	THE JAPAN STEEL WORKS LTD	(105,408,000)	2,190	1,952	(12,870,388)
(10,000)	OSAKA TITANIUM TECHNOLOGIES CO	(66,675,258)	6,330	6,668	3,377,904
(100,000)	MITSUBISHI CABLE INDUSTRIES LT	(14,600,000)	133	146	1,268,253
(150,000)	TOSHIBA CORP	(132,750,000)	929	885	(6,590,708)
(400,000)	OKI ELECTRIC INDUSTRY CO LTD S	(89,200,000)	185	223	15,067,488
(100,000)	OKI ELECTRIC INDUSTRY CO LTD S	(22,300,000)	185	223	3,776,783
(24,000)	SONY CORPORATION	(116,400,000)	5,280	4,850	(10,420,492)
(500,000)	SANYO ELECTRIC CO LTD	(138,500,000)	269	277	3,978,917
(420,000)	HITACHI ZOSEN CORP	(55,440,000)	137	132	(2,128,151)
(650,000)	MITSUBISHI MOTORS CORP	(105,950,000)	187	163	(15,830,382)
(84)	KUBOTEK CORP	(4,729,200)	50,500	56,300	478,493
(30,000)	NIKON CORP	(97,800,000)	3,360	3,260	(2,993,154)
(20,000)	SANRIO CO LTD	(18,780,000)	1,115	939	(3,568,765)
(70,000)	AEON CO LTD	(103,110,000)	1,515	1,473	(2,932,782)
(600,000)	MIZUHO TRUST & BANKING CO LTD	(114,000,000)	198	190	(4,857,887)
(38,000)	ACOM CO LTD	(121,980,000)	3,320	3,210	(4,166,040)
(23,000)	JAFCO CO LTD	(100,510,000)	4,300	4,370	1,617,036
(160)	OSAKA SECURITIES EXCHANGE CO	(97,120,000)	591,000	607,000	2,437,305
(300)	MONEX BEANS HOLDINGS INC	(20,880,000)	79,100	69,600	(2,894,938)
(300)	MONEX BEANS HOLDINGS INC	(20,880,000)	79,100	69,600	(2,890,298)
(200)	KABU.COM SECURITIES CO LTD	(28,651,320)	150,000	143,257	(1,378,493)
(200)	KABU.COM SECURITIES CO LTD	(28,226,745)	150,000	141,134	(1,775,093)

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

## SWAP TRANSACTIONS (continued)

## - Short swap contracts

Quantity	Description	Notional (JPY)	Market price (JPY)	Strike price (JPY)	Net result (JPY)
(100)	SPARX GROUP CO LTD	(4,870,000)	45,200	48,700	339,519
(100)	SPARX GROUP CO LTD	(4,870,000)	45,200	48,700	340,601
(44,000)	MITSUMI FUDOSAN CO LTD	(117,260,000)	2,615	2,665	2,213,420
(47,000)	MITSUBISHI ESTATE CO LTD	(136,300,000)	2,840	2,900	2,765,934
(30,000)	SUMITOMO REALTY & DEVELOPMENT	(83,100,000)	2,700	2,770	2,105,817
(550)	NTT URBAN DEVELOPMENT CORP	(90,200,000)	173,000	164,000	(4,975,757)
(350,000)	KINTETSU CORP	(125,300,000)	344	358	4,908,771
(110,000)	DAIICHI CHUO KISEN KAISHA	(83,820,000)	745	762	1,708,227
(170,000)	ALL NIPPON AIRWAYS CO LTD	(69,700,000)	405	410	792,923
(265,000)	JAPAN AIRLINES CORPORATION	(66,250,000)	237	250	3,331,860
(45,000)	SHIKOKU ELECTRIC POWER CO INC	(135,000,000)	2,990	3,000	459,450
(43,800)	HITACHI SOFTWARE ENGINEERING C	(111,909,000)	2,590	2,555	(1,577,391)
(30,000)	CAPCOM CO LTD	(94,500,000)	3,500	3,150	(10,493,385)
(30,000)	ASATSU-DK INC	(95,400,000)	3,030	3,180	4,462,158
		<b>(4,528,896,543)</b>			<b>(60,316,368)</b>
				<b>Net result :</b>	<b>(6,458,860)</b>

Net result as reflected above includes interest receivable/payable, as well as broker charges.

The total net unrealised loss on long and short positions amounts to JPY (6,458,860) and is reflected under «Unrealised loss on swaps» in the statement of net assets.

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

**FUTURES**

As at May 31, 2008, the following futures contract(s) was (were) outstanding :

ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND							
Sale / Purchase	Quantity	Contract(s)	Size	Price as at 05.31.08	Market value as at 05.31.08 JPY	Unrealised result JPY	Commitment JPY
<b>FUTURES ON INDEX</b>							
Sale	21	NIKKEI 225 JUNE 08	1,000	14,340.00 JPY	(301,140,000) <b>(301,140,000)</b>	(33,600,000) <b>(33,600,000)</b>	(267,540,000) <b>(267,540,000)</b>

The net unrealised result on the outstanding futures contract(s) as May 31, 2008 is included in the statement of net assets of the Fund.

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成21年9月末日現在)

資産総額	3,697,362,230円
負債総額	75,623,318円
純資産総額( - )	3,621,738,912円
発行済口数	147,354口
1口当り純資産価格( / )	24,578円

## 第5 【販売及び買戻しの実績】

下記の各会計年度の販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	買戻し口数		発行済口数	発行済口数	
		本邦内における販売口数	本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数	本邦内における発行済口数
第1会計年度	3,032,000	3,028,540	2,471,940	2,471,940	560,060	556,600
第2会計年度	57,319	45,161	485,684	485,019	131,695	116,742
第3会計年度	258,488	149,553	189,055	125,635	201,128	140,660
第4会計年度	116,587	48,883	126,878	107,664	190,837	81,879
第5会計年度	186,891	101,704	96,850	46,940	280,878	136,643
第6会計年度	336,757	328,226	87,502	50,508	530,133	414,361
第7会計年度	70,078	68,178	225,514	167,648	374,697	314,891
第8会計年度	9,036	7,917	162,721	140,373	221,012	182,435
第9会計年度	73,120	255	59,345	50,931	234,787	131,759
第10会計年度	23,498	0	105,316	24,633	152,969	107,126

(注) 第1会計年度における販売口数には、当初申込期間における販売口数を含む。

## 第四部 【特別情報】

### 第1 【管理会社の概況】

#### 1 【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

管理会社の資本金は、5,000万円で、平成21年9月末日現在全額払込済である。なお、1株100万円の記名式株式50株を発行済である。

管理会社の設立以来、平成21年9月末日までの資本金の額の増減はない。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。再選は可能である。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名および秘書役1名を選出することができる。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合のみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

定款第3条の規定のとおり、管理会社は、投資信託のアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド一つのみを設定し、管理し、運用を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、交換および交付ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

上記の権限は、すべてを網羅したものではなく単に例示したにすぎない。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるアーカス・インベストメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務、管理事務、所在地事務、登録・名義書換および支払事務をバンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパに委託している。

現在、管理会社は、他の投資信託の管理・運用を行っていない。

### 3【管理会社の経理状況】

a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

b. 管理会社の原文の財務書類は日本円で表示されている。

## (1) 【貸借対照表】

アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ  
ソシエテ・アノニム

## 貸借対照表

2008年9月30日現在

(表示: 日本円)

資産	2008年	2007年
流動資産		
債権(注5, 6, 7)	4,619,001	9,680,581
預金および手元現金	50,450,227	51,412,361
	<u>55,069,228</u>	<u>61,092,942</u>
	<u>55,069,228</u>	<u>61,092,942</u>
負債	2008年	2007年
資本金および準備金		
払込資本金(注3)	50,000,000	50,000,000
株式払込剰余金	200,000	200,000
	<u>50,200,000</u>	<u>50,200,000</u>
債務		
1年以内に期限が到来する債務		
未払投資顧問報酬およびその他の未払費用(注7)	4,869,228	10,892,942
	<u>55,069,228</u>	<u>61,092,942</u>

添付の注記は、本年次財務書類と不可分なものである。

## (2) 【損益計算書】

アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ  
ソシエテ・アノニム

## 損益計算書

2008年9月30日に終了した年度

(表示: 日本円)

費用	2008年	2007年
投資運用報酬(注7)	61,722,266	101,560,073
その他の費用	5,967,844	4,454,865
	<hr/>	<hr/>
	67,690,110	106,014,938
	<hr/>	<hr/>
	67,690,110	106,014,938
	<hr/>	<hr/>
収益	2008年	2007年
管理報酬(注5)	67,596,405	78,841,039
実績報酬(注6)	93,705	27,173,899
	<hr/>	<hr/>
	67,690,110	106,014,938
	<hr/>	<hr/>
	67,690,110	106,014,938
	<hr/>	<hr/>

添付の注記は、本年次財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
ソシエテ・アノニム

年次財務書類に対する注記

2008年9月30日

注1－一般事項

アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、ルクセンブルグの会社法に基づく有限会社（「ソシエテ・アノニム」）として、1999年3月23日に設立された。当社は、ロンドン市EC2V 7RS ウッド・ストリート88に所在するアーカス・インベストメント・リミテッドの完全子会社である。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグL-2535、エマニュエルセルヴェ通り20に所在している。当社は、商業登記番号B 69.044.で登記されている。当社の社会的な目的は、投資信託であるアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド（以下「ファンド」という。）の管理運用である。

注2－重要な会計方針

外貨換算

当社は日本円で帳簿を記帳しており、年次財務書類は、以下の重要な会計方針を含むルクセンブルグの法規定に準拠して作成されている。

外貨での取引は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算されている。外貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートで日本円に換算されている。ただし、これにより未実現為替差益が発生する場合を除く。この場合には、歴史的為替レートが使用される。実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に反映されている。

収益の認識

収益は、当社が獲得する都度認識される。

注3－払込資本金

5千万円の払込資本金は、一株当たり額面100万円の株式50株に分割された。

注4－法定準備金

当社は、ルクセンブルグの会社法に基づき、法定準備金が払込資本金の10%に等しい金額になるまで、繰越損失控除後の年間純利益のうち最低でも5%を法定準備金に充当することが義務付けられている。法定準備金は分配することはできない。

当社は、親会社であるロンドンのアーカス・インベストメント・リミテッドに収益を支払っており、損益を計上していないため、法定準備金の残高はない（注記7を参照のこと）。

#### 注5－管理報酬

当社は、ファンドに対する管理サービス提供の対価として、管理報酬を毎月払いで受領する。かかる報酬は、該当する月中のファンドの日々の平均純資産額の0.75%（純資産150億円以下の部分について）、および0.70%（純資産150億円超の場合超過部分の純資産について）に相当する金額である。また当社は、ファンドから20,779,883円（2007年：15,053,405円）の支払事務代行報酬を受領した。

#### 注6－実績報酬

当社は、半年毎に計算されて支払われる実績報酬を受領することがある。かかる報酬は、ファンドが達成した超過収益の15%に相当する金額である。

実績報酬の計算方法の詳細は、ファンドの目論見書に記載されている。

#### 注7－投資運用報酬

1999年4月9日に締結された投資顧問契約の条項に基づいて、当社はアーカス・インベストメント・リミテッドにより、業務について助言を受けている。

アーカス・インベストメント・リミテッドは、当社が受領した管理報酬および実績報酬の支払いを受ける権利を有する。その結果、当社は、当社の業務関連費用控除後の収益を全て支払っている。

2008年9月30日現在、未収金1,745,997円は、親会社であるアーカス・インベストメント・リミテッドが支払うべき金額であり、貸借対照表において「債権」の項目に計上されている（2007年9月30日現在、未払金8,667,942円は、親会社であるアーカス・インベストメント・リミテッドに支払うべき金額であり、貸借対照表において「1年以内に期限が到来する債務」の項目に計上されている。）。

#### 注8－税金

##### 年次税

当社は、単独のUCIつまりファンドの管理運用を行っているため、特権税の地位を有している。従って、当社はいかなる税金、資本税または富裕税から免除されている

##### 分配金

当社は、特権税の地位により、分配された配当金にかかる源泉徴収税から免除されている。

[次へ](#)

Arcus Investment (Luxembourg) S.A.  
Société Anonyme  
**BALANCE SHEET**  
September 30, 2008  
(expressed in Japanese Yen)

<b>ASSETS</b>	<b>2008</b>	<b>2007</b>
<b>Current assets</b>		
Debtors (Notes 5,67)	4,619,001	9,680,581
Cash at bank and in hand	50,450,227	51,412,361
	55,069,228	61,092,942
	55,069,228	61,092,942
 <b>LIABILITIES</b>		
	<b>2008</b>	<b>2007</b>
<b>Capital and reserves</b>		
Subscribed capital (Note 3)	50,000,000	50,000,000
Share premium	200,000	200,000
	50,200,000	50,200,000
<b>Creditors</b>		
Creditors due within one year:		
Advisory fee payable and other expenses (Note 7)	4,869,228	10,892,942
	55,069,228	61,092,942
	55,069,228	61,092,942

The accompanying notes are integral part of these annual accounts



Arcus Investment (Luxembourg) S.A.  
Société Anonyme  
**NOTES ON THE ANNUAL ACCOUNTS**  
For the year ended September 30, 2008  
(expressed in Japanese Yen)

## **NOTE 1 – GENERAL**

Arcus Investment (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated on March 23, 1999 as a limited company (“société anonyme”) under Luxembourg company law. It is a wholly owned subsidiary of Arcus Investment Limited, located at 88 Wood Street EC2V 7RS, London.

The registered office of the Company is located 20, boulevard Emmanuel Servais, L-2535 Luxembourg. The Company is registered under the trade register number B 69.044. Its social object is the administration and management of the undertaking for collective investment ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND (the “Fund”).

## **NOTE 2 – SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES**

### *Foreign currency translation*

The Company maintains its books and records in Japanese Yen (JPY) and the annual accounts have been prepared in conformity with applicable legal requirements in Luxembourg including the following significant accounting policies:

Transactions in foreign currencies are translated into JPY at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into JPY at the balance sheet date exchange rate unless this would give rise to an unrealised exchange gain, in which circumstances the historical exchange rate is used. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are reflected in the profit and loss account.

### *Income recognition*

Income is recognised as and when earned by the Company.

## **NOTE 3 – SUBSCRIBED CAPITAL**

The subscribed capital amounts to JPY 50,000,000 divided into 50 shares with a par value of JPY 1,000,000 each.

Arcus Investment (Luxembourg) S.A.  
Société Anonyme

**NOTES ON THE ANNUAL ACCOUNTS**  
For the year ended September 30, 2008  
(expressed in Japanese Yen)

***NOTE 4 - LEGAL RESERVE***

Under Luxembourg company law, the Company is required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of its annual net profit after deducting any losses brought forward until this reserve equals 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be distributed.

The balance of the legal reserve is nil because the Company cedes back its income to the mother company, Arcus Investment Limited in London and does not book any result (refer to Note 7).

***NOTE 5 - MANAGEMENT FEE***

The Company receives a management fee payable monthly for the management service provided to the Fund. The fee amounts to an annual rate of 0.75% (on the amount of the Net Asset Value up to JPY 15 billion) and 0.70% (on the amount of the Net Asset Value exceeding JPY 15 billion, if any) of the average daily Net Asset Values of the Fund during the relevant month. In addition, the Company received from the fund a paying agent fee for an amount of JP¥20,779,883 (2007: 15,053,405).

***NOTE 6 - PERFORMANCE FEE***

The Company may receive a performance fee calculable and payable semi-annually. The fee amounts to 15% of the excess return, if any, achieved by the Fund.

The detailed performance fee calculation method is described in the prospectus of the Fund.

Arcus Investment (Luxembourg) S.A.  
Société Anonyme  
**NOTES ON THE ANNUAL ACCOUNTS**  
For the year ended September 30, 2008  
(expressed in Japanese Yen)

## **NOTE 7 - ADVISORY FEE**

Under the term of an Investment Advisory Agreement concluded on 9<sup>th</sup> April 1999, the Company is advised in its task by Arcus Investment Limited.

Arcus Investment Limited is entitled to a retrocession of the management fee and the performance fee received by the Company. As a result, the Company cedes back its income in its entirety after having removed the charges relating to its own activity.

As of September 30, 2008, a receivable of JPY 1,745,997 is due by the Mother Company, Arcus Investment Limited, and is recorded under the balance sheet caption Debtors. As of September 30, 2007, a payable of JPY 8,667,942 was due to the Mother Company Arcus Investment Limited, and was recorded under the balance sheet caption Creditors due within one year).

## **NOTE 8 - TAXES**

### *Annual taxation*

Since the Company administrates and manages one single UCI which is the Fund, it has a privileged tax status. Therefore, the Company is exempt from any taxes, capital taxes or net worth taxes.

### *Dividends*

Due to its privileged tax status, the Company is exempt from withholding a tax on dividends distributed.

[前△](#) [次△](#)

## 中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されている。

[前へ](#) [次へ](#)

## アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

## 未監査貸借対照表

2009年3月31日現在

表示：日本円

資産		負債	
流動資産		資本金および準備金	
債権 - 管理報酬	1,888,499	払込資本金	50,000,000
現金預金	58,640,656	株式払込剰余金	200,000
前払費用	575,100	法定準備金	
		当期利益	0
		純資産	50,200,000
		債務(期限1年以内)	
		未払監査報酬	624,845
		未払会計報酬	460,080
		未払取締役報酬	1,000,000
		顧問報酬	8,819,330
資産合計	61,104,255	負債合計	61,104,255

## 未監査損益計算書

2009年3月31日に終了した期間

表示：日本円

費用		収益	
一般管理費			
所在地事務費用および会計費用	130,405	管理報酬	9,928,316
銀行口座維持費	16,186	支払事務代行報酬	1,829,392
取締役報酬	665,328		
監査報酬	454,390		
雑費			
顧問報酬	10,491,399		
当期利益	0		
費用合計	11,757,708	収益合計	11,757,708

[前へ](#)

#### 4 【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、またはそれらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i)公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

販売会社、投資運用会社および随時任命されるブローカーは、ファンドの投資目的と同様の投資目的を有する他の投資信託の販売会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社またはブローカーとして活動し、またはその他の関係を有し、またはファンドの投資目的と同様の投資目的を有する投資家に裁量的ファンド運用サービスやその他の付随的ブローカー業務を提供することがある。従って、これらの業務遂行にあたってファンドと潜在的な利益相反となることがあり得る。各当事者は、常時、利益相反が生じる可能性のある場合に投資を引受けるにあたり、他の顧客への義務を考慮し、実務上可能な限り、受益者の最良の利益のために活動する義務を考慮し、かかる利益相反を公正に解決するように努める。

投資運用会社は、他の投資主体を含め、証券や金融商品の売買につき、他の投資者に投資一任業務やアドバイス業務を行っている。投資運用会社は、他の顧客口座運用の報酬がファンド口座運用の報酬を上回る場合、他の口座を優先的に取扱うというインセンティブが生じ、サービス提供にあたり利益相反に直面することがあり得る。投資運用会社は、ファンドとかかるその他の口座間においては公正、公平なベースですべての投資機会を配分するよう努力する。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律に規定された定足数および投票要件にしたがった株主総会の決議が必要である。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法律の一般原則に基づき、ルクセンブルグ投信法第14章に基づく契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

##### (3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、ルクセンブルグの法律に規定された定足数および投票要件にしたがった株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 1. アーカス・インベストメント・リミテッド

(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」)

##### (1) 資本金の額

平成21年9月末日現在、522万ポンド(約7億5,220万円)

(注) ポンドの円貨換算は、平成21年9月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ポンド=144.10円)による。

##### (2) 事業の内容

アーカス・インベストメント・リミテッドは、英国において1998年6月11日に設立された会社(登録番号3582673)であり、1998年11月13日に英国の投資運用規制機構のメンバーとして承認を受けている。

#### 2. バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ

(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(「保管受託銀行」および「管理事務、登録および名義書換・支払事務代行会社」)

##### (1) 資本金の額

平成21年9月末日現在、66,827,908ユーロ(約88億257万円)

(注) ユーロの円貨換算は、平成21年9月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.72円)による。

##### (2) 事業の内容

バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパは、ルクセンブルク法に基づき設立され存続しており、ジュネーブのバンク・プリベ・エドモンド・ロスチャイルド・エス・エーの子会社である。同社は、昭和63年10月24日にあらゆる種類の銀行業務を行う認可を受け、保管受託銀行としてルクセンブルグ投信法に基づき、投資信託に対する事務・保管サービスを行っている。

#### 3. 三菱UFJ証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

##### (1) 資本金の額

平成21年9月末日現在、655億1,800万円

##### (2) 事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

## 2 【関係業務の概要】

1. アーカス・インベストメント・リミテッド(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」)  
投資運用会社は、ファンド資産の投資運用業務を行う。
2. バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(「保管受託銀行」および「管理事務、登録・名義書換および支払事務代行会社」)  
管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。また、ファンドの管理業務・登録事務・名義書換および支払事務代行会社であり、ファンド受益証券の発行、買戻し、登録・名義書換および純資産価格の計算等を行う。
3. 三菱UFJ証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)  
日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務および代行協会員業務を行う。

## 3 【資本関係】

管理会社は、投資運用会社の子会社である。

### 第3 【投資信託制度の概要】

#### 定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
SIF法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
CSSF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
加盟国	EU加盟国である国
パートIファンド	2002年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達85/611/EEC（改正済）をルクセンブルグ法に導入） - かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2002年法パートIIに基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する会社型投資信託
SICAV	変動資本を有する会社型投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

#### I. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2008年12月末日現在でファンド数は1,910、その純資産総額は5,672億ユーロ（74兆7,116億円）に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2008年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,461、その純資産総額は、9,925億ユーロ（130兆7,321億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「金融監督委員会」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合 計	
	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億 円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億 円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億 円
1989年末	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1981	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	635,022	4,463	587,866	9,284	1,222,888
2002	4,358	574,036	4,087	538,340	8,445	1,112,375
2003	4,662	614,079	4,871	641,608	9,533	1,255,687
2004	5,040	663,869	6,023	793,350	11,062	1,457,087
2005	6,243	822,328	9,009	1,186,665	15,252	2,008,993
2006	6,813	897,408	11,635	1,532,562	18,449	2,430,102
2007	7,487	986,188	13,107	1,726,454	20,594	2,712,642
2008	5,672	747,116	9,925	1,307,321	15,597	2,054,437

（注）2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、平成21年9月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.72円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（IML）に付託され（金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（「中央銀行」）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（“CSSF”）によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

## II. ルクセンブルグの投資信託の形態

### 1. 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済み）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済み）（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済み）に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託（以下「SIFs」という。）は、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがってUCISに区分されている。SIFsは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

## 2. 投資信託に関する2002年12月20日法

### 2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS

パートII その他の投資信託

パートIII 外国の投資信託

パートIV 管理会社の認可

パートV UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（UCIs）を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートI UCITS」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、適用あるEU通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パートIファンドとみなされる投資信託を、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
- d) 2002年法第5章によりパートI UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託（「レバレッジ・ファンド」）
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパートIの条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託（"fonds commun de placement" (FCP), common fund）
- 2) 会社型投資信託（investment companies）
  - 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）
  - 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

## 2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

### 2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

#### ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条）および2002年法に従っている。

投資者は、FCPに投資することにより投資者自らと管理会社の間で確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款（以下参照）に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、「受益者」と称する。

#### 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のFCPの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
  - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
  - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
  - (c) 分配方針。
  - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
  - (e) 公告に関する規定。
  - (f) FCPの会計期間。
  - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由。
  - (h) 約款変更手続。
  - (i) 受益証券発行手続。
  - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

(注) 緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

#### 2.2.1.1. 投資制限

A) FCPに適用される投資制限に関しては、2002年法は、パートIファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のUCIsに適用される制限とを明確に区別している。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達 85/611/EECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号に規定するその他の投資信託の受益証券に（設立国がEU加盟国であるか否かに拘わらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかる投資信託は、金融監督委員会がEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
  - かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85/611/EECの要件と同等であること。
  - かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
  - 取得が予定されているUCITSまたはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他のUCITSまたは投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
  - OTCデリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
  - OTCデリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方政府、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはEU加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
  - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
  - 3) EC法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEC法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
  - 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSは、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。UCITSは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的风险、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびそのOTCデリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。

- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。

- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

- (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

(c) 更に、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSまたはその他の投資信託に投資することができるが、一つのUCITSまたは投資信託にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
  - (ii) 同一発行体の債券の10%
  - (iii) 同一UCITSまたはその他の投資信託受益証券の25%
  - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%

上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針中に、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
  - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
  - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。

- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。

- (19) 投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則（「1996年12月24日付大公規則」）（「大公規則」）は、定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE（「2007/16通達」）をルクセンブルグにおいて実施した。

CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339（「通達」）を示達した。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により修正された。

CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- B) パートIファンドに該当しないIFCPに適用される制限は、2002年法第67条第1項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

（注）かかる大公規則は未だ出されていない。

#### 2.2.1.2. 管理会社

パートIIファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パートIファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される（以下参照）。

##### 2.2.1.2.1 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

- (1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店（中央管理機構）および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

- (2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。
  - a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる（現在はかかる規則は存在しない。）。
  - b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
  - c) 管理会社の株主またはパートナーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。
  - d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。
- (5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
  - a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。
  - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
  - e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。
- (7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

## 2.2.1.2.2 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

(2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/EECの下で他のEC加盟国に販売できない。

FCPおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理(年金基金が保有するものも含む)

(b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務  
管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。

(4) 通達93/22/EEC第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。

(5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
  - (i) 管理会社が運用機能を委託したFCPのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
  - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信
  - (iii) その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
- これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別添IVに規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、EU加盟国または金融監督委員会がEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

(c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。

(d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するに必要な情報の提供を継続的に求める。

(7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

(a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。

(e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接・間接、自然人・法人を問わず）の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。

金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

#### 運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。

- (13) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またパートIファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するFCPまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によるUCITSまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、

- (i) 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するFCPまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
- (ii) (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に基づく通達97/9/ECの施行する2000年7月17日法の規定に服する。

- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。
- b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げることはないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。
  - f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
  - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
  - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
  - i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
  - b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
  - c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
  - d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
  - e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

#### 設立の権利およびサービス提供の自由

- (17) 通達85/611/EECに従い、EU加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。
- (18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、他のEU加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03/108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社はその職務の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能をかかえる企業に委託することができるかと重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

### 2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することに付き責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パートIファンドのみ）。

- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パートIファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

#### 2.2.1.4. 関係法人

##### (i) 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2の(15)に従う。

##### (ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当り純資産価格を下回することはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はSICAVには適用されない（下記参照）。

#### 2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable - SICAV）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法（改正済み）の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。

- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。)
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りSICAVの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(パートIファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パートIIファンドについては最低一か月に1回とする。)
- 定款中にSICAVが負担する費用の性質を規定すること。

#### 2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。

買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

### 2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

### 2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

### 2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

### 2.2.2.6. パートIファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条にSICAVに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

(1) SICAVが、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可申請は、SICAVの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。
- SICAVの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。SICAVの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- 更に、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

SICAVは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、SICAVに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) SICAVが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
  - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - (d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
  - (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定しているSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。
- SICAVは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、SICAVの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

### 2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

#### 2.3.1. 設立関係法令

##### 2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法（改正済み）

この法律は、FCPの管理会社、（2002年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVであると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

#### 2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年8月10日法（改正済み）第26条）

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

#### 2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法（改正済み）第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 発起人の氏名
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 払込資本および授權資本の額
- (vi) 募集に際し払い込まれた額
- (vii) 払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もし存在すれば）に対する制限規定
- (ix) 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名

（注）1915年8月10日法（改正済み）に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に発行される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

- (x) 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もし存在すれば）に関する記載
- (xii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

#### 2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法（改正済み）第29条）

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- (i) 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

#### 2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年8月10日法（改正済み）第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

### 2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

#### 2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

#### 2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

#### 2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。
  - (a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から1か月以内に監督当局の認可を受けること。
  - (b) EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- (iii) ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所（the Council of State）に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

- 2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達 91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表象しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パートIファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05/177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

## (iv) 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付随する文書に記載される場合はこの限りではない。

## (v) 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

## (vi) 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会に対して、監査人がその職務遂行に当り知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02/81に基づき、金融監督委員会は、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管会社を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について）適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIsの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的に検討することであると述べている。

## (vii) 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融庁通達97/136(金融監督委員会通達08/348により改正)に基づき、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

## 2.4. 清算

### 2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

#### 2.4.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- c. 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

#### 2.4.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

#### 2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

### 2.4.2. 清算の方法

#### 2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

##### a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もし存在すれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

##### b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

#### 2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人に選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

## 2.5. 税 制

### 2.5.1. ファンドの税制

#### 2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

#### 2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融上の諸手当（金融デリバティブ商品等）を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項（改正済）において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、(i)その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび(ii)従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCIsである。

#### 2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所また恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

(注) 二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

### 3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を承認した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するUCIsを更に区別するため、SIF法では新規ヴィークルを「専門投資信託」（以下「SIFs」という。）と称する。

既存の機関UCIsは、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に準拠するSIFsになった。

#### 3.1 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるUCIsおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIsに適用される。

SIFsは、リスク分散原則に従う投資信託であり、UCIsとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFsは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がSIFsへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

## 3.2 投資規則

EU圏外の統一UCIsについて定める2002年法パートIIと同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

SIFsはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なUCIsよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるUCIsに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

## 3.3 構造的側面および機能上の規則

### 3.3.1. 法律上の形態および仕組み

#### 3.3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（「FCP」）および変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・ 会社型投資信託（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2002年法に準拠するSICAVsの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法（改正済）の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFsについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

### 3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を創設できると規定している。

更に、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内に、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

### 3.3.1.3 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠するUCIsについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、その形態を問わず、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。更に、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

### 3.3.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠するUCIsに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、SIFsは、このため、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができる、または（例えば、クローズドエンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

SIFsは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

### 3.4 規制上の側面

#### 3.4.1 慎重な制度

SIFsは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家に確保を要するものと同様の保護を要しないという事実を照らし、SIFsは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に準拠するUCIsの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するUCIsについて、金融監督委員会は、設立文書、SIFsの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

しかし、SIF法の規定により、SIFsは、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、SIFsを設立し、運用を開始し、それ以後に金融監督委員会の承認を得ることができる。

#### 3.4.2 保管受託銀行

UCIsと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登記上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

#### 3.4.3 監査人

SIFの財務書類は、十分な専門経験を有するので正当であると証明され得るルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

#### 3.4.4 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFsは、監査済年次報告書とその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFsは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

### 3.5 SIFの税制の特徴

SIFsは、0.01%の年次税（2002年法に基づき存続する大部分のUCIsについて、0.05%）を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、SIF法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグUCIsに投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、SIF法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを（2002年法とは異なり）要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

SIFsが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

SIF法第67条の廃止に従い、会社型SIFsは、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

## 第4 【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

### 1 表面

- a ファンドの名称
- b 表象される口数
- c 管理会社および保管受託銀行の署名
- d 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開株式会社(Soci é t é Anonyme)である旨の表示
- e 約款のメモリアルへの掲載に関する情報

### 2 裏面

特記事項なし。

## 第5 【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案を採用する。また、投資運用会社取締役ピーター・タスカ氏の顔写真を表紙に使用することがある。
- (2) 目論見書の冒頭に届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」「第1 ファンドの状況」および第四部「特別情報」「第2 その他の関係法人の概況」の主要内容、外国証券取引口座約款ならびに申込みおよび払込み等に関する管理会社の関連内規を要約した、以下に記載するような「ファンドの概要」、「ご投資の手引」および「ファンドの特色」として、記載することがある。

## ファンドの概要

ファンド名	アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long/Short Fund) 愛称：アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド								
基本的性格	ルクセンブルグ籍/オープンエンド契約型外国投資信託/円建								
ファンドの目的	日本市場のフェアバリュー(投資価値)に着目し投資を行うことによって、日本の株式市場全般のボラティリティと比べ安定的で、かつ長期的なファンド資産の成長を目指します。								
主な投資対象	日本企業の株式などに投資します。 またスワップ取引、先物などを活用します。								
主な投資制限	スワップ取引のロングポジション：純資産総額の100%まで スワップ取引および先物のショートポジション：純資産総額の100%まで 総ポジション(現物株等 + + )：純資産総額の250%まで								
価格変動リスク	株式や公社債など値動きのある証券、スワップ取引、先物取引などに投資しますので、純資産価格は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。								
信託期間	無期限								
収益分配	分配方針に基づいて、分配を行うことができます。								
決算日	毎年5月31日								
お申込単位	10口以上1口単位								
お申込手数料	<table border="0"> <thead> <tr> <th>お申込口数</th> <th>お申込手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10口以上 3万口未満</td> <td>申込金額の3.15% (税抜3.0%)</td> </tr> <tr> <td>3万口以上 10万口未満</td> <td>申込金額の2.625% (税抜2.5%)</td> </tr> <tr> <td>10万口以上</td> <td>申込金額の2.10% (税抜2.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	お申込口数	お申込手数料	10口以上 3万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)	3万口以上 10万口未満	申込金額の2.625% (税抜2.5%)	10万口以上	申込金額の2.10% (税抜2.0%)
お申込口数	お申込手数料								
10口以上 3万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)								
3万口以上 10万口未満	申込金額の2.625% (税抜2.5%)								
10万口以上	申込金額の2.10% (税抜2.0%)								
途中買戻し	1口単位で買戻請求ができます。 (買戻請求申込日の翌評価日の純資産価格を用います。)								
投資運用報酬等	<p>代行協会員(三菱UFJ証券)、管理会社および投資運用会社報酬：ファンドの純資産総額の年率1.5%</p> <p>(実績報酬として、年率3%を超える運用報酬につき超過収益の15%が投資運用会社に支払われます。)</p> <p>中央管理報酬および保管報酬：ファンドの純資産総額の年率0.3%以内(最低額25,000ユーロ)</p>								

## ファンドの特色

Arcus Japan Long/Short Fund(アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド)

「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」

### 基本的な投資方針

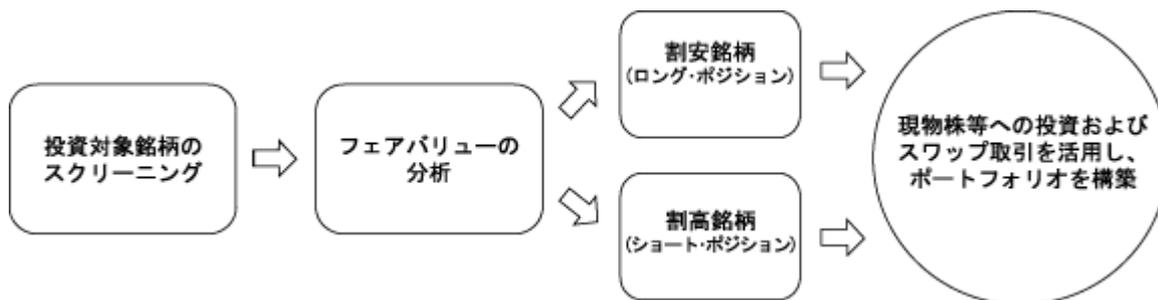
日本企業のフェアバリュー(投資価値)に着目し投資を行います。

ファンドの投資はファンダメンタル調査を含め、投資運用会社が開発したシステムティックなバリュー投資の手法に基づき行われます。フェアバリューからみて割安と判断される銘柄にはロング(買い)ポジションをとり株価上昇の利益を追求します。また、割高と判断される銘柄のショート(カラ売り)ポジションをとり株価下落によるプラスをねらいます。

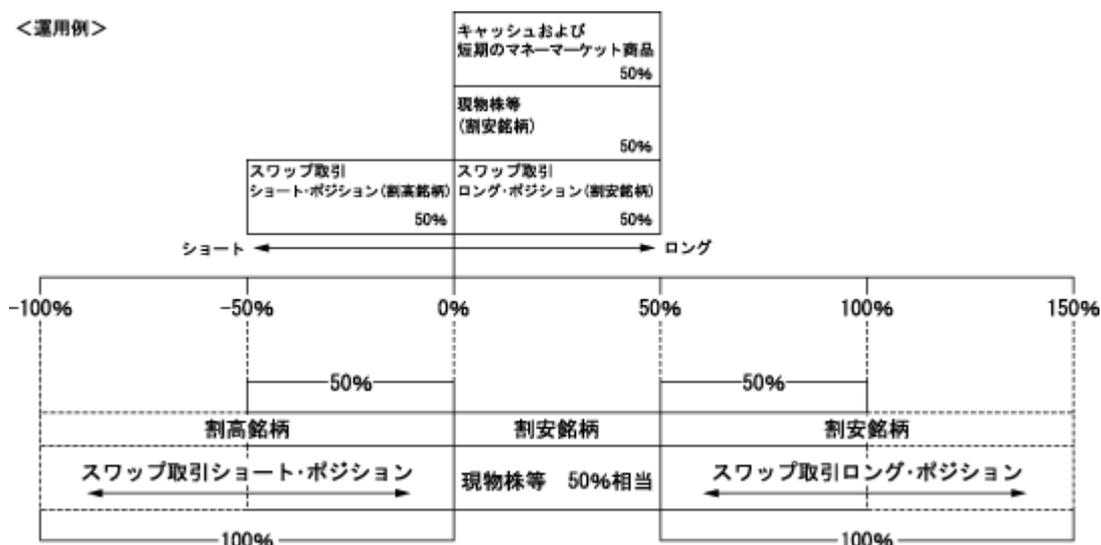
割安銘柄について現物株等への投資を行います。また、割安銘柄および割高銘柄などへの投資についてスワップ取引を活用します。また、先物取引等を利用することがあります。

投資比率、銘柄ごとの投資金額は、株式の投資環境等に応じて決定します。

### 投資プロセス



### 運用のストラクチャー



- ・ファンドの純資産のおよそ50%が現物株式と転換社債、ワラント等の他のエクイティリンク証券に投資されます。
- ・ファンド純資産の100%相当を限度として、スワップ取引のロング・ポジションをとることが出来ます。当初50%前後が予定されています。
- ・ファンドの純資産の100%相当を限度としてスワップ取引のショート・ポジションをとることが出来ます。当初50%前後が予定されています。
- ・投資比率、銘柄ごとへの投資金額は投資環境等に応じて決定します。

#### 管理会社、その他の関係法人の概況

- ・アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)  
(「管理会社」)  
平成11年3月23日にルクセンブルグに設立され、当ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを行います。
- ・アーカス・インベストメント・リミテッド(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」)  
ファンド資産の投資運用業務を行います。
- ・バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(「保管受託銀行」および「管理事務・登録・名義書換および支払事務代行会社」)  
ファンド資産の保管、管理事務・登録・名義書換および支払事務代行業務を行います。
- ・三菱UFJ証券株式会社(「代行協会員」および日本における「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務および代行協会員業務を行います。

## ご投資の手引き

Q 1 申込は、どこでできますか

A 販売会社(三菱UFJ証券)の本支店でお申込みになれます。

Q 2 申し込みは、いくらからできますか

A お申込み単位は、10口以上1口単位です。

1口当りのファンド価格は、お申込み受付日の翌評価日の1口当り純資産価格となります。

お申込み代金は、三菱UFJ証券にて円貨でお申受け致します。

約定日から起算して4営業日目(原則としてお申込日から5営業日目)の受渡しとなります。ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行営業日(評価日)に限り、お申込みの取扱いが行われます。また、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグ、ニューヨークおよびロンドンの銀行営業日でない場合はお申込の取扱いが行われません。

Q 3 信託期間はいつまでですか

A 信託期間は無期限です。(平成20年11月13日付管理会社取締役会決議により延長されました。)

Q 4 手数料がありますか

A お申込手数料は3.15%～2.10%(税抜3.0%～2.0%)です。

お申込金額(=お申込口数×1口当りのファンド価格)に手数料率を乗じて得た額をご負担いただきます。買戻請求時の手数料はありません。

[手数料率]

10口以上 3万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)
3万口以上 10万口未満	申込金額の2.625% (税抜2.5%)
10万口以上	申込金額の2.10% (税抜2.0%)

Q 5 税金はどのようになりますか

A ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。詳しくは「交付目論見書、第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料及び税金、(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## Q 6 買戻請求はいつからできますか

- A 買戻請求は、販売会社(三菱UFJ証券)の本支店で受付いたします。クローズド期間はありません。ただし、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行営業日(評価日)に限り、買戻請求の受け付けが行われます。
- また、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグ、ニューヨークおよびロンドンの銀行営業日でない場合は、買戻請求の受け付けは行われません。

## Q 7 買戻請求の場合、手取額はどのようになりますか

- A お手取額は、1口当りのファンド価格に買戻請求の口数をかけた額です。
- 約定日から起算して4営業日目(原則として買戻請求のお申込日の5営業日目)に、販売会社で、円貨でお支払いします。
- 1口当りのファンド価格は、受付日の翌評価日の1口当り純資産価格となります。
- 1口単位で、買戻請求できます。
- 買戻請求時の日本における課税については、「交付目論見書、第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料及び税金、(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## Q 8 収益分配金はありますか

- A ファンド価格等を勘案し、管理会社の裁量で判断いたします。

## Q 9 口座管理料はかかりますか

- A 口座管理料はかかりません。
- 証券総合口座の口座管理料はかかりません。また、販売会社(三菱UFJ証券)では外国証券取引口座の口座管理料はいただいておりません。

## Q 10 運用内容を知ることができますか

- A ファンドの運用報告書は、三菱UFJ証券から受益者の皆様に交付されます。
- また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実も、受益者に通知されます。
- 日本においては、金融商品取引法および投信法(投資信託及び投資法人に関する法律)に基づいて届出などが行われます。投資者およびその他希望する者は金融商品取引法上の届出内容を関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)で閲覧することができます。

このファンドにおいて、購入時から買戻請求時および償還時までには、日本のお客様に間接にご負担いただく費用などは下表のとおりです。

間接にご負担いただく(信託財産が支払う)費用など

項目	費用など									
投資運用報酬等	<p>ファンド純資産総額の年率1.50% (配分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産総額が</th> <th>管理会社および投資運用会社</th> <th>代行協会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150億円以下の部分</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>150億円超の部分</td> <td>0.70%</td> <td>0.80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績報酬 年率3%を超える運用成果につき超過収益の15%が投資運用会社に支払われます。</p>	純資産総額が	管理会社および投資運用会社	代行協会員	150億円以下の部分	0.75%	0.75%	150億円超の部分	0.70%	0.80%
純資産総額が	管理会社および投資運用会社	代行協会員								
150億円以下の部分	0.75%	0.75%								
150億円超の部分	0.70%	0.80%								
中央管理報酬および 保管報酬	<p>ファンド純資産総額の年率0.3%以内(最低額25,000ユーロ) ほかに電話、テレックス等の実費、保管料などをファンドが負担します。</p>									
その他の費用	<p>ファンドはその他以下のような費用を負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ファンド資産および収益に課される一切の税金。</li> <li>ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。</li> <li>管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社の実費。</li> <li>受益者のために管理会社または保管受託銀行が支払う法律関係費用。</li> <li>受益証券券面の印刷費用</li> <li>ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書等ファンドに関するその他一切の書類を作成し提出する費用。</li> </ul>									

## 独立監査報告書

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの受益者各位

我々は、添付の2009年5月31日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日に終了した年度についての運用計算書および純資産変動計算書、ならびに財務書類に対する注記で構成されるアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの財務書類を監査した。

### 財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠して本財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

### 公認監査人協会の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって適用された国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む公認監査人協会の判断に依拠している。かかるリスク評価において公認監査人協会は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、管理会社の取締役会が採用した会計原則および行った見積りの合理性についての評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々は、本財務書類は、2009年5月31日現在のアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの財務状況ならびに同日に終了した年度についての運用実績および純資産の変動を、ルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠して、真実かつ適正に表示していると認める。

### その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、上記基準に従って行われた特定の監査手続の対象ではなく、我々に対する委任との関連においてのみ検討した。従って、我々は、かかる情報についての意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類全体との関連で見た場合、かかる情報に対して特に申し述べる意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認監査人協会

イザベル・ニックス

ルクセンブルグ、2009年10月6日

[次へ](#)

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the unitholders of  
ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

We have audited the accompanying financial statements of ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND, which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at May 31, 2009 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements.

*Responsibility of the Board of Directors of the management company for the financial statements*

The Board of Directors of the management company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

*Responsibility of the “Réviseur d’Entreprises”*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d’Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the “Réviseur d’Entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d’Entreprises” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the management company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND as of May 31, 2009, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

*Other matter*

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG  
Société Anonyme  
Réviseur d’Entreprises

Isabelle NICKS

Luxembourg, October 6, 2009

( )上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 独立監査報告書

アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
株主各位

我々は、2008年9月30日現在の貸借対照表、同日に終了した年度についての損益計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の年次財務書類に対する注記で構成される、アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイの年次財務書類を監査した。

### 年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

### 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの年次財務書類に対して意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって適用された国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、年次財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、年次財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、年次財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。

監査はまた、経営陣が採用する会計方針および行った会計上の見積りの合理性についての評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々は、添付の年次財務書類は、2008年9月30日現在のアーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイの財政状態ならびに同日に終了した年度についての経営成績を、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
独立監査人  
[署名]  
イザベル・ニックス

ルクセンブルグ、2008年11月28日

[前へ](#) [次へ](#)

# INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of  
Arcus Investment (Luxembourg) S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Arcus Investment (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at September 30, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the annual accounts.

## *Board of Directors' responsibility for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

## *Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Arcus Investment (Luxembourg) S.A. as of September 30, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG  
Société Anonyme  
Réviseur d'Entreprises

Isabelle NICKS

Luxembourg, 28 November, 2008

( )上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前△](#)

## 独立監査報告書

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの受益者各位

我々は、添付の2008年5月31日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日に終了した年度についての運用計算書および純資産変動計算書、ならびに財務書類に対する注記で構成されるアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの財務書類を監査した。

### 財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠して本財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

### 公認監査人協会の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって適用された国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む公認監査人協会の判断に依拠している。かかるリスク評価において公認監査人協会は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、管理会社の取締役会が採用した会計原則および行った見積りの合理性についての評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々は、本財務書類は、2008年5月31日現在のアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの財務状況ならびに同日に終了した年度についての運用実績および純資産の変動を、ルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠して、真実かつ適正に表示していると認める。

### その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、上記基準に従って行われた特定の監査手続の対象ではなく、我々に対する委任との関連においてのみ検討した。従って、我々は、かかる情報についての意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類全体との関連で見た場合、かかる情報に対して特に申し述べる意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認監査人協会

イザベル・ニックス

ルクセンブルグ、2008年10月3日

[次へ](#)

## ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the unitholders of  
ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND

We have audited the accompanying financial statements of ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND, which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at May 31, 2008 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements.

*Responsibility of the Board of Directors of the management company for the financial statements*

The Board of Directors of the management company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

*Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the management company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND as of May 31, 2008, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

*Other matter*

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG  
Société Anonyme  
Réviseur d'Entreprises

Isabelle NICKS

Luxembourg, October 3rd, 2008

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 独立監査報告書

アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
株主各位

我々は、2007年9月30日現在の貸借対照表、同日に終了した年度についての損益計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の年次財務書類に対する注記で構成される、アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイの年次財務書類を監査した。

### 年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

### 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの年次財務書類に対して意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって適用された国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、年次財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、年次財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、年次財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。

監査はまた、経営陣が採用する会計方針および行った会計上の見積りの合理性についての評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々は、添付の年次財務書類は、2007年9月30日現在のアーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイの財政状態ならびに同日に終了した年度についての経営成績を、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
独立監査人  
[署名]  
イザベル・ニックス

ルクセンブルグ、2007年11月14日

[前へ](#) [次へ](#)

# INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of  
Arcus Investment (Luxembourg) S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Arcus Investment (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at September 30, 2007 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the annual accounts.

## *Board of Directors' responsibility for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

## *Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Arcus Investment (Luxembourg) S.A. as of September 30, 2007, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG  
Société Anonyme  
Réviseur d'Entreprises

Isabelle NICKS

Luxembourg, November 14, 2007

( )上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前△](#)